



彩の国
埼玉県



埼玉県マスコット「さいたまっち」「コバトン」

令和8年度埼玉県中小企業制度融資の手引

Ver. 2. 1

令和8年10月

埼玉県産業労働部経営・金融支援課

改正履歴

R8.5.14 Ver.1.2 発行

(主な変更点)

- ・様式リンクの修正
- ・その他リンクの修正
- ・空白ページの削除
- ・ページ内での表現の統一のため、文言修正

R8.8.4 Ver.1.3 発行

(主な変更点)

- ・「目次」及び「目次（詳細版）」のリンクを設定
- ・経営あんしん資金【経済変動特例】の様式22-8の改正に伴う、リンクの修正（⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】）

R8.8.19 Ver.1.4 発行

(主な変更点)

- ・セーフティネット保証制度について修正

R8.10.1 Ver.2.1 発行

- ・埼玉県中小企業制度融資の融資利率の一部改定に伴い更新

当手引を下記のページからダウンロードできます！

☛ 埼玉県公式ホームページのキーワード検索窓に と入力して

関係機関向けページ【制度改正関係】：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

目次（より詳細な目次は[こちら](#)、Q&A一覧は[こちら](#)）

目次（より詳細な目次はこちら、Q&A一覧はこちら）	- 1 -
目次（詳細版）	- 2 -
Q&A一覧	- 6 -
埼玉県中小企業制度融資一覧表	- 1 -
（参考） 企業の状況に応じた主なおすすめ資金	- 3 -
1 総則	- 1 -
2 各資金の詳細（各資金共通の一般的な項目は1 総則を参照■p.1）	- 29 -
① 事業資金（一般貸付）	- 29 -
② 事業資金（短期貸付）	- 31 -
③ 小規模事業資金	- 33 -
③の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）	- 35 -
④ 起業家育成資金	- 39 -
④の2 起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）	- 43 -
⑤ 設備投資促進資金	- 51 -
⑥ 産業創造資金（経営革新計画促進貸付）	- 57 -
（参考）事業承継フローチャート	- 59 -
⑦ 産業創造資金（事業承継特別貸付）	- 61 -
⑧ 産業創造資金（事業承継支援貸付）	- 67 -
⑨ 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	- 73 -
⑩ 産業創造資金（海外投資貸付）	- 77 -
⑪ 産業創造資金（産業立地貸付）	- 79 -
⑫ 経営安定資金（大臣指定等貸付）	- 85 -
「セーフティネット保証制度（1～8号）」	- 87 -
「危機関連保証制度」	- 90 -
⑫の2 経営安定資金（知事指定等貸付）	- 91 -
⑬ 経営あんしん資金	- 97 -
⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】	- 99 -
⑭ 企業パワーアップ資金	- 103 -
⑭の2 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）	- 107 -
⑮ 借換資金（2回目以降の借換を含む。）	- 113 -
巻末附録 相談・申込み・問合せ先一覧	1

目次（詳細版）

目次（より詳細な目次はこちら、Q&A一覧はこちら）	- 1 -
目次（詳細版）	- 2 -
Q&A一覧	- 6 -
埼玉県中小企業制度融資一覧表	- 1 -
（参考） 企業の状況に応じた主なおすすめ資金	- 3 -
1 総則	- 1 -
■埼玉県中小企業制度融資（経営・金融支援課所管分）のしくみ■	- 1 -
■融資対象者の要件■	- 2 -
■資金使途■	- 3 -
■融資限度額■	- 5 -
■融資利率■	- 5 -
■融資期間■	- 5 -
■償還方法■	- 5 -
■信用保証■	- 5 -
■担保■	- 5 -
■保証人■	- 6 -
■申込受付機関■	- 6 -
■取扱金融機関■	- 6 -
■申込みに必要な書類早見表■	- 7 -
■納税要件■	- 9 -
■マイナンバー（個人番号）の取扱い■	- 10 -
■個人情報の取扱いに係る同意確認■	- 10 -
■現地調査について■	- 11 -
■主な許認可一覧表■	- 12 -
■金融機関における融資実行上の手続き■	- 16 -
■利子補給金について■	- 17 -
Q&A ①総則（融資対象者の要件、資金使途、融資条件等、申込みに必要な書類、事業者選択型経営者保証非提供制度）	- 18 -
2 各資金の詳細（各資金共通の一般的な項目は1 総則を参照■p.1）	- 29 -
① 事業資金（一般貸付）	- 29 -
■融資対象者の要件■	- 29 -
■資金使途■	- 29 -
■融資条件■	- 29 -
■受付機関■	- 29 -
■融資実行後の手続き■	- 29 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 30 -
② 事業資金（短期貸付）	- 31 -
■融資対象者の要件■	- 31 -
■資金使途■	- 31 -
■融資条件■	- 31 -
■受付機関■	- 31 -
■融資実行後の手続き■	- 31 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 32 -
■認定組合■	- 32 -
■限度額管理■	- 32 -
③ 小規模事業資金	- 33 -
■融資対象者の要件■	- 33 -
■資金使途■	- 33 -
■融資条件■	- 33 -
■受付機関■	- 33 -
■融資実行後の手続き■	- 34 -

■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 34 -
○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について		- 34 -
○特別小口保険の利用について		- 34 -
③の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）		- 35 -
■融資対象者の要件■		- 35 -
■資金使途■		- 35 -
■融資条件■		- 35 -
■受付機関■		- 35 -
■融資実行後の手続き■		- 35 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 36 -
Q&A ③小規模事業資金		- 36 -
Q&A ③の2 小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)		- 37 -
④ 起業家育成資金		- 39 -
■融資対象者の要件■		- 39 -
■資金使途■		- 40 -
■融資条件■		- 40 -
■受付機関■		- 40 -
■融資実行後の手続き■		- 40 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 41 -
④の2 起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）		- 43 -
■融資対象者の要件■		- 43 -
■資金使途■		- 43 -
■融資条件■		- 43 -
■受付機関■		- 44 -
■融資実行後の手続き■		- 44 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 44 -
Q&A ④起業家育成資金		- 44 -
Q&A ④の2 起業家育成資金の借換制度(再借換を含む。)		- 48 -
⑤ 設備投資促進資金		- 51 -
■融資対象者の要件■		- 51 -
■資金使途■		- 51 -
■融資条件■		- 51 -
■受付機関■		- 52 -
■融資実行後の手続き■		- 52 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 52 -
■対象となる事例■		- 53 -
Q&A ⑤設備投資促進資金		- 54 -
⑥ 産業創造資金（経営革新計画促進貸付）		- 57 -
■融資対象者の要件■		- 57 -
■資金使途■		- 57 -
■融資条件■		- 57 -
■受付機関■		- 57 -
■融資実行後の手続き■		- 57 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 57 -
■特定事業者■		- 58 -
Q&A ⑥産業創造資金（経営革新計画促進貸付）		- 58 -
(参考) 事業承継フローチャート		- 59 -
⑦ 産業創造資金（事業承継特別貸付）		- 61 -
■融資対象者の要件■		- 61 -
■資金使途■		- 61 -
■融資条件■		- 62 -
■受付機関■		- 62 -
■融資実行後の手続き■		- 62 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 62 -
Q&A ⑦産業創造資金（事業承継特別貸付）		- 63 -

⑧ 産業創造資金（事業承継支援貸付）	- 67 -
■融資対象者の要件■	- 67 -
■資金使途■	- 67 -
■融資条件■	- 68 -
■受付機関■	- 68 -
■融資実行後の手続き■	- 68 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8
Q & A ⑧産業創造資金（事業承継支援貸付）	- 69 -
⑨ 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	- 73 -
■融資対象者の要件■	- 73 -
■資金使途■	- 73 -
■融資条件■	- 73 -
■受付機関■	- 74 -
■融資実行後の手続き■	- 74 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8
Q & A ⑨産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）	- 74 -
⑩ 産業創造資金（海外投資貸付）	- 77 -
■融資対象者の要件■	- 77 -
■資金使途■	- 77 -
■融資条件■	- 77 -
■受付機関■	- 77 -
■融資実行後の手続き■	- 78 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8
Q & A ⑩産業創造資金（海外投資貸付）	- 78 -
⑪ 産業創造資金（産業立地貸付）	- 79 -
■融資対象者の要件■	- 79 -
■資金使途■	- 80 -
■融資条件■	- 80 -
■受付機関■	- 81 -
■融資実行後の手続き■	- 81 -
■事務の流れ■	- 81 -
■申込みに必要な書類■	- 81 -
Q & A ⑪産業創造資金（産業立地貸付）	- 82 -
⑫ 経営安定資金（大臣指定等貸付）	- 85 -
■融資対象者の要件■	- 85 -
■資金使途■	- 85 -
■融資条件■	- 85 -
■受付機関■	- 86 -
■融資実行後の手続き■	- 86 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8
「セーフティネット保証制度（1～8号）」	- 87 -
「危機関連保証制度」	- 90 -
⑫の2 経営安定資金（知事指定等貸付）	- 91 -
■融資対象者の要件■	- 91 -
■資金使途■	- 91 -
■融資条件■	- 91 -
■受付機関■	- 91 -
■融資実行後の手続き■	- 92 -
■申込みに必要な書類■	■それぞれの書類の提出先：p.7、8
Q & A ⑫経営安定資金（大臣指定等貸付）、⑫の2 同（知事指定等貸付）	- 93 -
⑬ 経営あんしん資金	- 97 -
■融資対象者の要件■	- 97 -
■資金使途■	- 97 -
■融資条件■	- 97 -

■受付機関■	- 97 -
■融資実行後の手続き■	- 97 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 97 -
Q&A ⑬経営あんしん資金	- 98 -
⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】	- 99 -
■融資対象者の要件■	- 99 -
■資金使途■	- 99 -
■融資条件■	- 99 -
■受付機関■	- 99 -
■融資実行後の手続き■	- 99 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 99 -
Q&A ⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】	- 100 -
■融資条件■	- 101 -
⑭ 企業パワーアップ資金	- 103 -
■融資対象者の要件■	- 103 -
■資金使途■	- 103 -
■融資条件■	- 103 -
■受付機関(指定取扱金融機関)■	- 104 -
■事務の流れ■	- 104 -
■融資実行後の手続き■	- 104 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 104 -
Q&A ⑭企業パワーアップ資金	- 105 -
⑭の2 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）	- 107 -
■融資対象者の要件■	- 107 -
■資金使途■	- 107 -
■融資条件■	- 107 -
■受付機関(指定取扱金融機関)■	- 107 -
■融資実行後の手続き■	- 108 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 108 -
Q&A ⑭の2 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）	- 108 -
⑮ 借換資金（2回目以降の借換を含む。）	- 113 -
■融資対象者の要件■	- 113 -
■資金使途■	- 113 -
■借換対象資金（⑦、⑩～⑭は廃止資金）■	- 113 -
■融資条件■	- 114 -
■受付機関■	- 114 -
■融資実行後の手続き■	- 114 -
■申込みに必要な書類■ ■それぞれの書類の提出先：p.7、8	- 114 -
■借換回数について■	- 115 -
Q&A ⑮借換資金	- 115 -
巻末附録 相談・申込み・問合せ先一覧	1
■県	2
■埼玉県信用保証協会	2
■その他の機関	3
■商工会議所	4
■商工会	5
■市町村金融担当課	7

Q&A一覧

Q&A ①総則（融資対象者の要件、資金使途、融資条件等、申込みに必要な書類、事業者選択型経営者保証非提供制度）	- 18 -
■融資対象者の要件■ （1）保証対象業種に属する事業について	- 18 -
1-1 ①業種の判断基準は何か。	- 18 -
②保証対象業種と対象外業種を兼業している場合、融資対象となるのか。	- 18 -
③融資対象となる場合、従業員数要件に対象外業種の従業員数も含むのか。	- 18 -
1-2 風営法に基づく深夜酒類提供飲食店営業の届出*をしている場合、対象か。	- 18 -
1-3 「雀荘・ゲームセンター・保険の代理店・無認可保育所・金券ショップ・パチンコ店・スロットマシン営業」は対象か。	- 18 -
1-4 サラリーマンなどが個人で不動産貸付を行っている場合、対象か。	- 18 -
■融資対象者の要件■ （2）中小企業者	- 18 -
1-5 ①「会社」とは。②士業法人 ③NPO 法人 ④公益法人等 ⑤外国法人 は対象か。	- 18 -
1-6 「外国籍の個人」又は「外国人が代表者の法人」は対象か。	- 18 -
1-7 「医業を主たる事業とする法人」とは。	- 18 -
1-8 ①「常時使用する従業員の数」とは。	- 19 -
②常勤2人、昼間パート3人、夜間アルバイト3人の場合、従業員数の算定は。	- 19 -
③④⑤小売業で曜日ごとに以下の勤務体制の場合、従業員数の算定は（小規模事業資金は可能か。）（変更）	- 19 -
③	- 19 -
④	- 19 -
⑤	- 19 -
1-9 申込みの際、従業員を増やす予定があり規模要件を欠くことが明らかな場合、対象か。	- 19 -
1-10 兼業の場合、従業員数の規模要件はどの業種でみるか。	- 19 -
1-11 NPO 法人の従業員数に、ボランティア等の雇用契約のない者を含めてよいか。	- 19 -
■融資対象者の要件■ （3）県内同一事業1年以上	- 20 -
1-12 ①「住所は県外で事業所が県内」にある個人は対象か。	- 20 -
②「住所は県内で事業所が県外」にある個人は対象か。	- 20 -
③「本店は県外で未登記の支店が県内」にある法人は対象か。	- 20 -
④「県外から全部移転」し、県内事業所のみとなってからの実績が1年未満の者は対象か。 また、この場合、県内への移転費用は対象か。	- 20 -
⑤「県外から一部移転（進出）」し、県内での事業実績が1年未満（県外実績は1年以上）の者は対象か。	- 20 -
⑥「県内で移転」し、現営業地での事業実績が1年未満だが対象か。	- 20 -
1-13 法人の事業歴の開始はどこから見るか。	- 20 -
1-14 県内で1年以上同一事業を営み、①さらに「業容拡大」する場合、②今までの事業を止めて標準産業分類小分類が異なる別の事業に「業容転換」する場合、対象か。	- 20 -
1-15 次の場合、事業歴の通算が可能か。 ア 個人経営者が死亡し相続人が事業承継した場合 イ 個人で相続以外により三親等内の親族に承継した場合 ウ 会社設立後1年未満で個人事業から通算すると1年以上の場合 エ 個人事業から法人成りする際に三親等内の親族が代表者になった場合	- 20 -
1-16 法人から個人事業に切り替えた場合、事業歴の通算は可能か。	- 20 -
1-17 個人事業主として事業を継続しながら別に法人を設立した。法人の代表者として申し込む際には個人事業の開業時からの事業歴を通算できるか。	- 21 -
1-18 休業中の事業者は対象か。また、休業後に事業を再開した事業者は対象か。	- 21 -
1-19 休業期間を事業歴に通算することはできるか。	- 21 -
1-20 不動産業や太陽光発電等の売電事業を県内で1年以上行っていた個人事業主は、県内事業歴1年以上とみなせるか。	- 21 -
■融資対象者の要件■ （4）事業税等の滞納なし（税関係添付書類も併記）	- 21 -
1-21 開業日を確認するため又は事業税の納期限到来後に納税証明を受けるためには、いづどんな手続きが必要か。①県内で個人が事業を開始する場合 ②県内に法人が支店を設立する場合	- 21 -
1-22 事業税ではなく、所得税又は県民税及び市町村民税の納税証明書で申込み可能か。	- 21 -
1-23 法定業種(前問参照)だが、所得税が課税されないほど事業規模が小さいため所得税の申告ではなく住民税（県民税及び市町村民税）の申告しかしていないが申込み可能か。	- 21 -
1-24 事業税が ①「非課税」 ②「徴収猶予」 ③「分納中」の場合、申込み可能か。	- 21 -
1-25 ①事業開始から1年以上経過しているが、事業税の納期が未到来の場合 ②納税は済んでいる	

が、まだ納税証明書が出ない場合 申込み可能か。また、県税に関する証明書の添付で代用が可能か。

	- 21 -
1-26 2期中1期分は納付済だが、2期分は納期限未到来の場合、申込み可能か。	- 22 -
1-27 所得税の修正申告を行い追加納税となったが、個人事業税の追加納税分の納期限が未到来であるため納税していないが、申込み可能か。	- 22 -
1-28 法人成り後決算期末到来の場合、納税証明書は。	- 22 -
1-29 県外の事業者が県内に全部移転してきたが、県の事業税の納期限が未到来であり、他県の事業税の納税証明書しか提出できない。	- 22 -
1-30 確定申告で ①期限後申告でよい ②申告書が税務署に提出されたものであることはどのように確認するか。	- 22 -
1-31 NPO法人の場合はどのような納税証明書が必要か。	- 22 -
■融資対象者の要件■ (5) 許認可等を取得(許可前の設備も併記)	- 22 -
1-32 許認可証の名義が申込者と異なっているが申込み可能か。	- 22 -
1-33 テナントのため許可の名義人が第三者となっているが申込み可能か。	- 22 -
1-34 許認可の名義変更(組織・商号・代表者変更)手続中だが申込み可能か。	- 23 -
1-35 県内に複数店舗がある場合、全店舗の営業許可書が必要か。	- 23 -
1-36 店舗新築・改装に係る設備資金の融資を希望しており、設備設置後でないと必要な許可が得られないが許可前に申込み可能か。	- 23 -
1-37 農地転用許可が必要な土地の工場用地購入は、農転許可取得前でも申込み可能か。	- 23 -
1-38 建設業許可が不要な場合とは。	- 23 -
1-39 ①「一般貨物自動車運送事業」とは。	- 23 -
②許可事業者から事業用自動車(青ナンバー)を借り受けて荷物を運送する場合、許可なしで融資可能か。	- 23 -
③特定の者と契約し家用用自動車(白ナンバー)を運転して荷物を運送する場合、許可なしで融資可能か。	- 23 -
1-40 「貨物軽自動車運送事業」とは。	- 23 -
1-41 特定自動車運送業の許可の前提となるバスの購入資金は対象か。	- 23 -
■資金使途■ (1) 全般	- 23 -
1-42 ①建物・機械の修繕費 事業所賃借の②敷金③礼金 ④ソフトウェア購入費用 ⑤機械リース料の運転・設備の区分は。	- 23 -
■資金使途■ (2) 設備資金	- 23 -
1-43 ①自社による事業所建設資金、②自社製作機械の取得資金は対象か。	- 24 -
1-44 ①「法人設立の出資金・資本金、増資資金」 ②「組合出資金」 ③定期預金を担保として信用状(L/C)を開設する「定期預金作成資金」は対象か。	- 24 -
1-45 ①競売等の「入札保証金」は対象か。 ②「契約保証金」は対象か。また区分は。	- 24 -
1-46 県外ナンバー車の購入資金は対象か。	- 24 -
1-47 申込者以外が使用する設備のための資金に関して、下記の資金は対象となるのか。	- 24 -
■資金使途■ (3) 支払済み・設置済みの設備	- 24 -
1-48 所有地に工場を建てる場合、どの時点まで申込み可能か。	- 24 -
■資金使途■ (4) 住宅	- 24 -
1-49 店舗併用住宅の新增改築費用は対象か。	- 24 -
■資金使途■ (5) 土地	- 24 -
1-50 ①造成費用 ②建物取壊費用 ③舗装費用 ④土地付きの建物取得資金は、土地取得費用扱い	- 24 -
か。	- 24 -
■資金使途■ (6) 資金の併用	- 25 -
1-51 同一設備に対し①同一資金(貸付)で複数金融機関から融資 ②他課所管の制度融資等と併用 ③市町村制度融資と併用 は可能か。	- 25 -
1-52 土地は設備投資促進資金、その上の建物は産業創造資金を利用することは可能か。	- 25 -
■融資利率■	- 25 -
1-53 条件変更により要綱で定める最長融資期間を超えて返済期限を延長した場合(保証付の場合、保証協会の承諾が必要)、要綱で定める最長融資期間を超える期間は利子補給対象ではなくなるので要綱の上限利率を超えてよい。	- 25 -
■償還方法■	- 25 -
1-54 ①長期資金(1年超) ②短期資金(事業資金(短期貸付)・小規模事業資金の1年以内)で手形貸付は可能か。	- 25 -
1-55 元金均等月賦償還の長期資金で据置の後一括返済とすることは可能か。	- 25 -

1-56	据置期間1年以内の場合、いつまでを据置期間とすることができるのか。	- 25 -
■保証人■		- 25 -
1-57	県制度融資において経営者保証を不要とできるのは、どのような場合か。	- 25 -
■申込みに必要な書類■	(1) 申込書等 (→税関係書類は1-21~31)	- 26 -
1-58	①「運転資金・設備資金」 ②「複数資金」 ③「経営・金融支援課所管の制度融資と他課所管の制度融資等」を同時に申し込む場合、申込書類は一部で良いか。	- 26 -
1-59	法人の代表者が複数いる場合、申込代表者名はどうするのか。	- 26 -
1-60	支店を申込者とできるか。	- 26 -
1-61	融資申込書の記入誤りは、差替えが必要か。	- 26 -
1-62	証明書類等の発行日が申込書の商工団体受付日より後でも問題ないか。	- 26 -
1-63	NPO法人の場合に提出が必要な「事業報告書等」とは何か。	- 26 -
■申込みに必要な書類■	(2) 証明書等 (→税関係書類は1-21~31)	- 26 -
1-64	登記事項証明書や商業登記簿謄本の写しの代わりに、インターネットの「登記情報提供サービス」で確認できる登記情報を印刷したものでも受付は可能か。	- 26 -
■申込みに必要な書類■	(3) 見積書等 (→税関係書類は1-21~31)	- 26 -
1-65	注文書は見積書の代わりになるか。	- 26 -
1-66	屋号を持つ個人事業者の場合、見積書は屋号だけのあて名でよいか。	- 26 -
1-67	インターネット上で発行した見積書は有効か。	- 27 -
1-68	カタログ又は図面が必要な場合とは。	- 27 -
1-69	見積書だけでは不十分な場合でカタログがないときの対応は。	- 27 -
1-70	見積書の期限が切れている場合の対応は。	- 27 -
■申込みに必要な書類■	(4) 賃貸借建物の保証金・改装等 (→税関係書類は1-21~31)	- 27 -
1-71	店舗の賃借保証金について商慣習として見積書が出ないが、他の資料で代用できないか。	- 27 -
1-72	店舗の賃借保証金と改装費用について、融資実行前に本契約が結ばず賃貸借契約書の写しを提出できない場合はどうすればよいか。	- 27 -
1-73	店舗の改装費用について、①口頭の承諾でよいのか、②賃貸人の承諾書に様式の定めがあるのか。	- 27 -
■申込みに必要な書類■	(5) 特約書・設備完了届 (→税関係書類は1-21~31)	- 27 -
1-74	特約書(様式28)右上の記載方法・印鑑について。	- 27 -
1-75	設備完了届(様式31)の提出にあたり、①見積書よりも低額で設備を購入していた場合、②見積書と違う業者から購入していた場合、どうなるか。	- 27 -
■事業者選択型経営者保証非提供制度■		- 27 -
1-76	事業者選択型経営者保証非提供制度の概要を知りたい。	- 27 -
1-77	この制度で経営者保証を不要にする場合、法人保証及び第三者保証人等を含む一切の保証人を徴求してはならないということか。	- 28 -
1-78	法人成りの場合において個人の確定申告に基づきこの制度の要件を満たすか判定することはできるのか。	- 28 -
1-79	事業者がこの制度の適用を希望する場合、金融機関以外の受付機関において、この要件を満たすことを証明する書類を確認する必要はあるか。	- 28 -
1-80	保証協会は事業者がこの制度の適用を希望する意思確認はどのように行うのか。	- 28 -
1-81	確認書兼誓約書に中小企業者及び金融機関確認者の押印は必要か。	- 28 -
1-82	確認書兼誓約書に有効期間はるか。	- 28 -
1-83	保証申込み中に新しい決算が確定した場合は同決算に基づき確認書兼誓約書の差し替えは必要か。	- 28 -
Q&A	③小規模事業資金	- 36 -
■融資条件■	(1) 融資限度額	- 36 -
3-1	保証残高が1,800万円あるが、新たに500万円申し込めるか。	- 36 -
3-2	小規模事業資金(運転資金)の返済中に運転資金で申込みを行う場合、限度額は。	- 36 -
3-3	決算書の期間が1年未満の場合の運転資金の査定基準は。	- 36 -
3-4	7か月前に法人成りして4か月で決算の場合、運転資金の査定基準は。	- 36 -
3-5	事業所得以外にも所得がある場合、運転資金の査定の基礎に含められるか。	- 36 -
3-6	2以上の業種を営んでいる事業者の査定額はどのようになるのか。	- 36 -
3-7	直近の確定決算以後売上が増加しているが、直近の試算表等をもとにした融資額の査定は可能か。	- 36 -

3-8 事業資金一般貸付と小規模事業資金を同時に申し込むことは可能か。	- 36 -
3-9 小規模事業資金の借入があるが、市町村特別小口資金を申し込めるか。	- 37 -
■融資条件■ (2) 融資期間・償還方法	- 37 -
3-10 ① 1年以内の一括償還で小規模事業資金を借りているが、①条件変更で分割返済にすることは可能か。②引当て工事の遅れ等により1年を超える条件変更を行えるか。行える場合③一括償還は可能か。	- 37 -
■融資条件■ (3) 資金使途	- 37 -
3-11 建物建築資金は対象か。	- 37 -
Q&A ③の2 小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)	- 37 -
■融資対象者の要件■	- 37 -
3-12 借換後に新規の融資は受けられるのか。	- 37 -
■資金使途■	- 37 -
3-13 設備資金も借換えできるのか。	- 37 -
3-14 融資期間1年以内で借りた小規模事業資金も借換制度の対象か。	- 37 -
3-15 条件変更により①融資期間を延長 ②月々の返済額を減額した小規模事業資金は借換制度の対象か。	- 37 -
3-16 小規模事業資金2口(A500万円・B500万円)のうちAのみを借換後Bも借換可能か。	- 37 -
■融資条件■ (1) 融資利率	- 38 -
3-17 ①経営革新計画企業の利率優遇を受けたいが、どうすればいいのか。	- 38 -
②経営革新計画の承認から5年未満とは。	- 38 -
③経営革新計画の承認を受けてから5年未満の場合は、借換制度を利用する場合であっても、利率の特例の適用が受けられるか。	- 38 -
■融資条件■ (2) 融資限度額	- 38 -
3-18 新規運転資金を含めて小規模事業資金の借換えを利用した後、再度同資金を申し込むことは可能か。	- 38 -
■融資条件■ (3) 信用保証	- 38 -
3-19 信用保証料相当額が不明なので融資限度額がわからない。	- 38 -
■融資条件■ (4) 担保・保証人	- 38 -
3-20 担保・保証人は既往借入金と同じでよいのか。	- 38 -
■金融機関■	- 38 -
3-21 小規模事業資金を複数借り入れしている場合一本化できるか。	- 38 -
3-22 既往借入金の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県制度融資の取扱いのない県外支店へ返済しているが借換制度の利用は可能か。	- 38 -
■申込みに必要な書類■	- 38 -
3-23 小規模事業資金の借換えを複数同時に申し込む場合(金融機関ごとなど)、納税証明書はそれぞれ原本が必要か。	- 38 -
3-24 複数の借換えを同時に申し込む場合「事業計画書(様式6)」は同じものでよいのか。	- 38 -
Q&A ④起業家育成資金	- 44 -
■融資対象者の要件■ (1) 創業者	- 44 -
4-1 ①県外に住んでいるが県内で開業する場合、対象か。	- 44 -
②半年前に県外で創業したが県内に事業所を移転する場合、対象か。	- 44 -
③半年前に県外で創業した会社が県内に新たな支店を設立するための設備資金は対象か。	- 44 -
4-2 ①事業を営んでいないとは。	- 44 -
②過去に個人事業主であったが現在は会社に勤務している者が、新たに事業を開始(または会社を設立)する場合、対象となるか。	- 44 -
③法人の役員である場合はどうか。	- 44 -
4-3 個人事業を開始し、その後、法人成りした場合、対象か。(変更)	- 44 -
4-4 個人で不動産貸付を行い不動産収入を申告しているサラリーマンが、個人又は法人で新たに開業する場合、対象か。【p.18 Q&A1-4を参照】	- 44 -
4-5 会社に勤務しながら、又は法人で代表権のない役員を続けながら開業する場合、対象か。	- 44 -
4-6 A社のB支店に勤務する者が、当該B支店の設備を自らの資金で買い取って居抜きで事業を始める(既存事業の承継ではない)場合、対象か。	- 44 -

4-7 休眠会社を買い取り独立する場合、対象か。	- 45 -
4-8 会社を設立してから1年後に代表者の変更をした場合、対象か。	- 45 -
4-9 会社員が製造業の合同会社を設立し、数か月後に①株式会社に組織変更、②業種を建設業に変更した場合、	- 45 -
対象か。	- 45 -
4-10 建物建築資金は対象か。	- 45 -
4-11 事業所の建築資金を借りる場合、「1か月以内に新たに開業する具体的計画」に該当するためには、1か月以内に竣工する必要があるか。	- 45 -
4-12 「新たに会社を設立」の会社とは。（「設立後5年未満の会社」の会社も同じ）	- 45 -
4-13 認定特定創業支援等事業について、開業予定地以外の自治体から受けた認定も対象になるか。	- 45 -
■融資対象者の要件■ (2) 新規中小企業者	- 45 -
4-14 個人の開業・会社設立から5年未満の要件と5年以上10年未満の要件で違いはあるか。（新規）	- 45 -
4-15 個人の開業・会社設立から5年未満とは。	- 45 -
4-16 個人の開業・会社設立の事業歴はどの時点で判断するのか。（新規）	- 45 -
4-17 個人の開業届提出又は法人設立登記があれば p.39 の融資対象者イの新規中小企業者とみるか。	- 45 -
■融資対象者の要件■ (3) 分社化	- 46 -
4-18 分社化で対象となるのは。	- 46 -
＊	- 46 -
4-19 県外の会社が県内に新たな会社を設立するための資金（p.39 融資対象者要件ア(ウ)での申込み）は対象か。	- 46 -
4-20 会社Aが新設会社Bに従来の事業を全て移管し「全く違う事業」を行っている場合Bは対象か。	- 46 -
■融資対象者の要件■ (4) 再挑戦支援保証	- 46 -
4-21 保証協会への事前相談は、求償権消滅保証を利用しない場合でも必要か。	- 46 -
4-22 事業の廃止の日・会社の解散の日から5年未満とは。	- 46 -
4-23 破産免責決定を受け廃業届出書等で廃止日を確認できない場合の起算日は。	- 46 -
4-24 廃業届出書を未提出又は紛失した場合、対象か。	- 46 -
4-25 実質解散状態だったが解散決議・解散登記がない場合、対象か。	- 46 -
4-26 「経営状況の悪化」とは。	- 46 -
4-27 解散した「会社」とは。	- 46 -
■融資対象者の要件■ (5) スタートアップ創出促進保証	- 47 -
4-28 「保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。」とされているが受付時にどのように確認するか。	- 47 -
4-29 税務申告1期以上終了している者の定義は何か。	- 47 -
4-30 税務申告1期以上終了している者について自己資金要件は課さないのか。	- 47 -
4-31 法人成りした場合で個人の税務申告1期以上終了している者については自己資金の確認は必要か。	- 47 -
4-32 自己資金はいつ時点のもので確認をするのか。	- 47 -
4-33 自己資金及び創業資金総額にはどのようなものが該当するのか。	- 47 -
4-34 前問に関連して有価証券、既に購入済の設備資金（不動産も含む）、その他客観的に評価が可能な資産等はどのように評価を行うのか。	- 47 -
4-35 代表者個人の住宅ローン等の借入金金融機関からの借入金に含まれるか。	- 47 -
■融資枠■	- 47 -
4-36 以前、開業後5年未満の場合の要件で起業家育成資金の融資を受け、現在、1,000万円の保証残高がある。開業後5年以上10年未満の場合の要件で新たに3,000万円申し込めるか。（新規）	- 47 -
Q&A ④の2 起業家育成資金の借換制度(再借換を含む。)	- 48 -
■融資対象者の要件■	- 48 -
4-37 個人事業として開業後（会社設立後）5年未満の時に起業家育成資金の融資の実行を受けた。起業家育成資金で借換を行う場合はどうしたらよいか。（新規）	- 48 -
4-38 借換後に新規の融資は受けられるのか。（新規）	- 48 -
■資金使途■	- 48 -
4-39 設備資金も借換できるのか。（新規）	- 48 -
4-40 融資期間1年以内で借りた起業家育成資金も借換制度の対象か。（新規）	- 48 -
4-41 条件変更により①融資期間を延長 ②月々の返済額を減額した起業家育成資金は借換制度の対	- 48 -

象か。	- 48 -
(新規)	- 48 -
4-42 起業家育成資金2口(A500万円・B500万円)のうちAのみを借換後Bも借換可能か。(新規)	- 48 -
■融資条件■ (1) 融資限度額	- 48 -
4-43 新規運転資金を含めて起業家育成資金の借換を利用した後、再度同資金を申し込むことは可能か。(新規)	- 48 -
■融資条件■ (2) 信用保証	- 48 -
4-44 信用保証料相当額が不明なので融資限度額がわからない。(新規)	- 48 -
■融資条件■ (3) 担保・保証人	- 49 -
4-45 担保・保証人は既往借入金と同じでよいか。(新規)	- 49 -
■金融機関■	- 49 -
4-46 起業家育成資金を複数借り入れしている場合一本化できるか。(新規)	- 49 -
4-47 既往借入金の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県制度融資の取扱いのない県外支店へ返済しているが借換制度の利用は可能か。(新規)	- 49 -
■申込みに必要な書類■	- 49 -
4-48 起業家育成資金の借換を複数同時に申し込む場合(金融機関ごとなど)、納税証明書はそれぞれ原本が必要か。(新規)	- 49 -
4-49 複数の借換を同時に申し込む場合「事業計画書(様式6)」は同じものでよいか。(新規)	- 49 -
Q&A ⑤設備投資促進資金	- 54 -
■融資対象者の要件■(要件ア～ウ)	- 54 -
5-1 県内で1年以上同一事業を営んでいる。①現在の事業に加えて対象分野の新規事業も始める場合、②現事業をやめて対象分野の事業に転換する場合は対象となるか。	- 54 -
5-2 ①人手不足解消のために求人が集まるよう事務所をリニューアルする場合、②事務所にエアコンを導入して職場環境を整備する場合、この資金を使えるか。(変更)	- 54 -
5-3 今回の投資が「ウ.事業再構築」要件に係る補助金の採択を受けた事業に加え、その他の要件に当てはまる事業を実施する場合、どのように申し込めばよいか。	- 54 -
■融資対象者の要件(要件イ)■	- 54 -
5-4 エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の削減効果は、どのように確認を行うのか。	- 54 -
5-5 様式14-3の2(4)「省エネ・創エネに向けた効果」欄にはどのように記載すればよいか。(変更)	- 54 -
5-6 設備の新設又は増設の場合も対象となるか。	- 55 -
5-7 事務所や工場では電気やガスなど異なるエネルギーを使用している。今回複数の設備を同時に更新しようと考えているが、エネルギー使用量総合計の比較はどのように求めればよいか。	- 55 -
5-8 売電目的で太陽光発電設備を導入予定だが対象となるか。	- 55 -
5-9 車両の買い替えについて、どのような車両が対象となるか。	- 55 -
■資金使途■・■申込みに必要な書類■	- 55 -
5-10 ①購入する工場敷地に駐車場、サイロ等、土地に付着した施設もあるが敷地全体が融資対象か。	- 55 -
②既存工場が手狭なため建物は現敷地に増築し、駐車場を移設する隣地の土地購入費は対象か。	- 55 -
5-11 ①土地取得後1年以内に建物の着工ができなかった場合 ②土地の購入で本資金を利用したが計画の変更により対象分野の事業として使用する建物の建築を取りやめた場合、繰上償還の対象か。	- 55 -
5-12 設備は金融機関プロパー融資を利用し、運転資金のみ本資金を利用する場合、対象か。	- 55 -
5-13 運転資金の対象となる設備の新設に伴い必要となる経費とは。設備資金より運転資金が多額でも対象か。	- 55 -
5-14 設備の新設には、中古物件の取得も含まれるか。	- 56 -
5-15 土地は本資金を利用し、建物は金融機関のプロパー融資を利用する場合、対象か。	- 56 -
5-16 設備新設等に伴う運転資金と設備資金の申込時期にずれがある場合、運転資金は対象か。また、設備投資促進資金に係る認定書(様式14-1、14-3)記載の運転資金の額から増額できるか。(変更)	- 56 -
5-17 受付機関で設備投資促進資金に係る認定書(様式14-1、14-3)の写しを保存する必要があるか。	- 56 -
(変更)	- 56 -
5-18 建物建築・取得資金に建物の増築・改築資金は含まれるか。(期間15年で借入可能か。)	- 56 -
Q&A ⑥産業創造資金(経営革新計画促進貸付)	- 58 -

■融資対象者の要件■	- 58 -
6-1 ①計画と実施時期にずれがあるが利用可能か。②計画にない設備の資金の場合どうすればよいのか。	- 58 -
6-2 他県の知事の認定・承認をとっているが対象か。	- 58 -
6-3 計画の承認を受けた際は個人事業主であったが、その後法人成りしたため法人で申し込みたいが、支障はあるか。	- 58 -
6-4 ①計画では政府系金融機関からの借入れのみで資金調達することとなっているが、制度融資の利用には事業計画の変更承認が必要か。	- 58 -
②計画では自己資金で賄うこととしていた分を本融資で調達するためには計画の変更承認が必要か。	- 58 -
③計画では運転（設備）資金として計上していた金額を、設備（運転）資金として調達する場合、計画の変更承認が必要か。	- 58 -
■融資条件■ 融資限度額	- 58 -
6-5 経営革新計画の実施に必要な資金の限度額は。	- 58 -
事業承継特別保証の申込人資格	- 63 -
Q&A ⑦産業創造資金（事業承継特別貸付）	- 63 -
要件ア■融資申込みに必要な手続き■	- 63 -
7-1 事業者が融資を受けるにあたり、どのような手続きを踏めばよいのか。	- 63 -
要件ア■融資対象者の要件■ 事業承継・財務要件	- 63 -
7-2 事業承継予定日や事業承継日は何をもって確認すればよいのか。	- 63 -
7-3 p.57 事業承継特別保証の申込人資格（3）（ii）EBITDA有利子負債倍率の「借入金・社債」について、具体的には何の数値を計上するのか。例えば、無利子借入金は除外してよいのか。	- 63 -
7-4 p.57 事業承継特別保証の申込人資格（3）（iv）の「返済緩和している借入金がないこと」について、①具体的にはどのようなことをいうのか。②県制度融資の「企業パワーアップ資金」や「借換資金」を利用したものは返済緩和にあたるのか。	- 63 -
7-5 要件に該当すれば、この貸付を何回でも利用できるか。	- 63 -
7-6 法人AがM&Aにより法人Bを子会社化し、法人Bの代表者には、法人Aの役員が就任する。この場合、法人A、Bはそれぞれ、この貸付を利用できるか。	- 64 -
共通■融資対象者の要件■ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる判断	- 64 -
7-7 「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」はどうやって作成するのか。	- 64 -
7-8 事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた後に新決算が確定した場合、前決算期の内容に基づいたチェックシートはそのまま利用できるのか。	- 64 -
要件ア■資金使途■	- 64 -
7-9 「承継する事業の実施に不可欠な土地」とは何か。	- 64 -
7-10 事業承継後に、事業に必要な資金を調達するためにこの貸付を利用できるか。	- 64 -
共通■融資条件■	- 64 -
7-11 既往借入金の借換えのみの場合、融資期間は既往借入金の返済期間以内でなければならないか。	- 64 -
要件イ■融資対象者の要件■	- 64 -
7-12 要件イはどのような場合に対象になるのか。	- 65 -
7-13 Q&A7-12の「一定の財務要件」とは。	- 65 -
7-14 Q&A7-13の「一定の財務要件」①の留意事項とは。	- 65 -
7-15 Q&A7-13の「一定の財務要件」③の例外とは。	- 65 -
7-16 要件イの認定申請書とは何か。	- 65 -
Q&A ⑧産業創造資金（事業承継支援貸付）	- 69 -
■融資対象者の要件■	- 69 -
8-1 本貸付が対象とする「経営の承継」とはどのような場合か。	- 69 -
8-2 要件アはどのような場合に対象になるのか。	- 69 -
8-3 要件イはどのような場合に対象になるのか。	- 69 -
8-4 要件ウはどのような場合に対象になるのか。	- 69 -
8-5 申込人が、既に他の中小企業者（会社）の代表者に就任している場合、要件ウの利用はできるのか。	- 69 -
8-6 【Q&A8-2-③】の申込人（認定中小企業者の代表者）が、個人として事業を営む者である場合、【Q&A8-2-③、特定経営承継関連保証】の利用はできるのか。	- 69 -
8-7 廃業した会社や休眠会社も対象となるのか。	- 69 -
8-8 ①採算部門のみ承継 ②債権のみ承継し負債は承継しないなどの形態の事業承継も対象となる	- 69 -

のか。	- 69 -
8-9 被承継者が条件変更による返済緩和先である場合、対象か。	- 69 -
8-10 被承継人が所有していなかった土地や建物を取得して事業を行う場合、「事業の実施に必要な設備資金(要件ア)」又は「事業用資産等(要件イ)」として対象になるか。	- 70 -
■資金使途■	- 70 -
8-11 議決権株式等とは。	- 70 -
8-12 議決権株式等の取得資金は、運転資金となるのか、設備資金となるのか。	- 70 -
8-13 事業用資産等とは。	- 70 -
8-14 「承継する事業の実施に不可欠である土地とは何か。	- 70 -
8-15 認定を受けた事由のため必要な資金とは。	- 70 -
8-16 引き継ぐ工場内にある機械や設備は、設置済みという扱いか。	- 70 -
8-17 事業用資産に係る相続税や贈与税の納税資金は対象か。	- 70 -
8-18 他の共同相続人から、事業用資産に係る分割請求や遺留分減殺請求を受けた場合、その債務の返済資金や価格弁償資金は対象か。	- 70 -
■申込みに必要な書類■	- 71 -
8-19 認定申請書とは何か。	- 71 -
8-20 要件アの場合の認定申請書とは何か。	- 71 -
8-21 要件イの場合の認定申請書とは何か。	- 71 -
8-22 要件ウの場合の認定申請書とは何か。	- 71 -
Q&A ⑨産業創造資金(社会貢献企業等優遇貸付)	- 74 -
9-1 「埼玉県SDG s パートナー」・「パートナーシップ構築宣言」の登録、「多様な働き方実践企業」・「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けているが、この融資を申し込めるのか。また、資金使途に制限はあるか。	- 74 -
9-2 「埼玉県SDG s パートナー」要件については、登録証に記載の登録期間中に申し込む必要があるか。	- 74 -
9-3 ①法定雇用障害者数はどの時点でみるのか。②従業員数 43.5 人以下の企業が最近 1 年以内に障害者を 1 人雇用した場合、対象か。	- 74 -
9-4 「パートナーシップ構築宣言」要件の受付時に、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/)に宣言が掲載されていることを確認する必要があるか。	- 74 -
9-5 「事業継続計画(BCP)等を策定し、認定等を受けた者」要件で、「その他の事業計画書(BCP)等」で想定されるものはどのような計画か。	- 75 -
Q&A ⑩産業創造資金(海外投資貸付)	- 78 -
■融資対象者の要件■	- 78 -
Q&A ⑪産業創造資金(産業立地貸付)	- 82 -
■融資対象者の要件■ (1) 工場・研究所立地	- 82 -
11-1 本社機能又は支社機能を工場と同一敷地内に併設する場合、どのように取り扱うか。	- 82 -
11-2 「生産施設」とは。	- 82 -
11-3 工業団地内の土地・建物は申込者が所有し、実際の生産は子会社が行う場合、対象か。	- 82 -
11-4 工場と同一敷地内に研究施設の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合の敷地面積は。	- 83 -
11-5 工場又は研究施設の敷地の拡張による場合、土地は賃借でもよい。	- 83 -
■融資対象者の要件■ (2) 物流施設立地	- 83 -
11-6 物流施設を工場と同一敷地内に併設する場合、どのように取り扱うか。	- 83 -
■融資対象者の要件■ (3) 工場等移転	- 83 -
11-7 工場の一部を工業地域に移転する場合は対象か。	- 83 -
11-8 住工混在地域からの移転の要件で、工場のみ工業適地に移転するとき、①事務所と工場が別の場所にある場合 ②事務所と工場が同一敷地にある場合 は対象となるか。	- 83 -
11-9 住工混在地域からの移転の要件で、自動車修理工場の移転は対象か。	- 83 -
■資金使途■	- 83 -
11-10 創エネ設備、省エネ設備又は蓄エネ設備単独で本資金を申し込むことは可能か。	- 83 -
■融資条件■ (1) 融資限度額	- 83 -
11-11 土地代金 10 億円のうち手付金一部を支払済みの場合、融資限度額は。	- 83 -
11-12 道路拡張により移転する店舗建設費用 1 億円の全額融資が受けられるか。	- 83 -
■融資条件■ (2) 融資期間	- 83 -

11-13	融資期間 15 年以内を適用できる場合の要件は。	- 83 -
11-14	土地 6 億円を取得しその上に工場 9 億円を建設する場合、融資期間 15 年の対象か。	- 84 -
11-15	土地 6 億円とその上の既存の工場 9 億円をまとめて購入する場合、融資期間 15 年の対象か。	- 84 -
11-16	半年前の土地 6 億円取得に融資期間 12 年で本資金を利用し(融資実行済)、工場建設資金 9 億円を申し込む場合、融資期間 15 年の対象か。	- 84 -
11-17	契約時 5 億円、上棟時 5 億円、引渡時 5 億円の 3 回に支払いが分かれる工場建設資金 15 億円を申し込む場合、融資期間 15 年の対象か。	- 84 -
■金融機関■		- 84 -
11-18	調達額が大きいため複数の金融機関から調達することは可能か。	- 84 -
■申込みに必要な書類■		- 84 -
11-19	物流施設の建設工期が今秋から来夏の予定だが建設資金を一度に申し込みたい。	- 84 -
11-20	住工混在地域であることの証明書類は。	- 84 -
11-21	償還計画等を変更した場合の報告はいつまでで行う必要があるか。	- 84 -
Q&A ⑫経営安定資金(大臣指定等貸付)、⑫の 2 同(知事指定等貸付)		- 93 -
12-1	市町村がセーフティネット認定(1号・2号)する際、債権額の確認は、何をもって行うのか。	- 93 -
12-2	セーフティネット保証 1 号を利用し指定企業関連を申し込む際、制度上の上限金額と、指定企業からの回収不能債権額は、どちらが限度額として優先されるのか。	- 93 -
12-3	①認定申請時に指定企業と取引がない場合 ②債権放棄した場合 ③指定企業と債権について長期分割返済で和解している場合 ④指定企業との取引で前渡金(前払金)がある場合、対象か。	- 93 -
12-4	指定企業 A が B に手形を振り出し、B が C (A と直接取引はない) に裏書譲渡している場合、① B は対象となるか。② B が倒産し、C が手形の回収をしたい場合に対象となるか。	- 93 -
12-5	金融機関が割引済の手形について指定企業の振出人が倒産したため、①割引人たる金融機関から買い戻す必要が生じた場合の買い戻し資金は対象か。②手形を手元の資金で買い戻した場合、指定企業の振出人から回収困難になった債権額の範囲内で融資対象になるか。手形振出人 A (指定企業) → B → 金融機関 → B が買い戻し	- 93 -
■ア 指定企業関連■ (3)【知事】		- 94 -
12-6	知事が指定した再生手続開始申立等企業とは。	- 94 -
■イ 災害復旧関連■ (4)【大臣】激甚災害		- 94 -
12-7	激甚災害を受けて災害関係保証を利用する場合に必要な罹災証明とは。	- 94 -
■イ 災害復旧関連■ (5)【知事】県内での災害一般		- 94 -
12-8	事業所が火災にあった場合も対象か。	- 94 -
■ウ 特定業種関連■ (6)【大臣】セーフティネット保証 5 号		- 94 -
12-9	認定基準の最近 3 か月の平均売上高とは。	- 94 -
12-10	経営安定資金(大臣指定等貸付)と経営あんしん資金を同時に申し込めるか。	- 94 -
■ウ 特定業種関連■ (7)【大臣】セーフティネット保証 5 号【知事(準用)】		- 94 -
12-11	①特定業種関連において必要な事業歴は。②認定申請時に指定業種を休業している場合、対象か。	- 94 -
12-12	認定書の業種欄は登記事項証明書の目的欄と一致しなければならないか。	- 94 -
■エ 金融円滑化関連■ (9)【大臣】セーフティネット保証 6 号		- 95 -
12-13	破綻金融機関から受皿金融機関へ営業譲渡された以降でも認定申請できるか。	- 95 -
12-14	【p.82 認定基準】の金融機関の範囲は。	- 95 -
12-15	指定金融機関同士の合併、指定金融機関と非指定金融機関の合併の場合、対象か。	- 95 -
12-16	個人から法人成りして 1 年を経過していない場合、認定の対象か。	- 95 -
12-17	【p.82 認定基準】の「総借入金残高」に整理回収機構(RCC)からの借入も含めるか。	- 95 -
12-18	【p.82 認定基準】の「債務の返済条件の変更」とは、具体的にどのようなものか。	- 95 -
12-19	申請者が整理回収機構(RCC)への債権譲渡前に返済条件の変更を受けている場合、8 号認定の対象とならないか。	- 95 -
12-20	認定申請書に添付する事業計画書について RCC や他の債権者の関与は必要か。	- 95 -
Q&A ⑬経営あんしん資金		- 98 -
13-1	「最近 3 か月」とは。(変更)	- 98 -
13-2	「今後 3 か月(申込月の翌月を含めたいずれかの連続する 3 か月)」とは。(変更)	- 98 -
13-3	「売上等減少」、「減少する見込み」はどのように確認するのか。(変更)	- 98 -

Q&A ⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】	- 100 -
■融資対象者の要件■	- 100 -
13-4 「国際情勢や経済情勢の急激な変動等」とは。(新規)	- 100 -
13-5 「最近1か月」とは(変更)	- 100 -
13-6 ⑬経営あんしん資金を融資限度額まで利用している事業者が【経済変動特例】を利用することはできるか。(新規)	- 100 -
■受付機関■	- 100 -
13-7 売上高総利益率減少要件及び売上高営業利益率減少要件をどの根拠資料に基づいて確認するか。	- 100 -
■融資条件■	- 101 -
13-8 売上高総利益率及び売上高営業利益率はどのような利益率の推移の場合に対象となるのか。	- 101 -
13-11 個人事業主の場合に 売上総利益及び 営業利益 はどのように確認するか。	- 101 -
13-12 減少率のパーセンテージは小数点いくつまで記入するか。	- 101 -
Q&A ⑭企業パワーアップ資金	- 105 -
■融資対象者の要件■	- 105 -
14-1 債務超過(又は実質債務超過)は直近の1期のみでも対象か。	- 105 -
14-2 要件1の⑤の求償権消滅保証制度の概要は。(新規)	- 105 -
14-3 融資対象者要件1⑤の場合、必要書類として「信用保証協会が提出書類として定める再生計画等」	- 105 -
との記載があるが、再生計画等とはどのようなものか。(新規)	- 105 -
■資金使途■	- 105 -
14-4 経営安定資金(知事指定等貸付)の融資を受けており、今回セーフティネット1～4号、6号の認定を受けたがセーフティネット保証を利用して借り換えることは可能か。	- 105 -
Q&A ⑭の2 企業パワーアップ資金(協調支援型特別保証)	- 108 -
■融資対象者の要件■	- 108 -
14-5 本制度を利用中の(又は完済した)中小企業者が、再度(複数回)本制度を利用することは可能か。(新規)	- 108 -
14-6 制度要件上、原則同時に実行するプロパー融資の条件は本資金融資額の1割以上(融資期間12か月以上)となっているが、プロパー融資について、本資金の本保証付き融資の融資条件(金額、期間、返済方法等)と同条件を求められることはあるのか。(新規)	- 108 -
14-7 原則同時に実行するプロパー融資の融資期間について、1か月に満たない期間はどのように考えればよいか。(新規)	- 108 -
14-8 融資対象者1アにおける「プロパー融資」とはどのような融資を指すのか。(新規)	- 108 -
14-9 「プロパー融資」について(新規)	- 109 -
①貸付のほか、手形割引や電子記録債権割引以外に含めるものはあるか。	- 109 -
②部分保証における金融機関負担分を含めるのか。	- 109 -
③代理貸付を含めるのか。	- 109 -
14-10 本制度による既往の保証付き融資(本資金を含む)の借換えはできるか。また、制度と原則同時実行するプロパー融資について、既往のプロパー融資の借換えはできるか。(新規)	- 109 -
14-11 既往の保証付き融資やプロパー融資を借り換えた場合、「本資金融資額の1割以上のプロパー融資」とは総額、真水分のどちらで計算すればよいか。(新規)	- 109 -
14-12 プロパー融資の実行は本資金融資実行と同日でなければならないか。(新規)	- 109 -
■【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書について■	- 109 -
14-13 経営行動計画書に有効期間はあるか。(新規)	- 109 -
14-14 経営行動計画書は保証申込の都度必要か。(新規)	- 109 -
14-15 他金融機関との対話を通じて作成した経営行動計画書を使用してよいか。(新規)	- 109 -
14-16 経営行動計画書の必要な計画期間に定めはあるか。(新規)	- 109 -
14-17 経営行動計画書に記載すべき項目は何か。(新規)	- 109 -
14-18 経営行動計画書以外にすでに作成済の計画書がある場合、当該計画書を代用してもよいか。(新規)	- 110 -
14-19 さらに作成済の経営行動計画書以外の計画書を、本資金の利用に当たって修正したものでもよいか。(新規)	- 110 -
14-20 Q&A【14-16】において、経営行動計画書の必要な計画期間は3事業年度から5事業年度とされ	

ているが、何をもって必要な期間を満たす経営行動計画書であるとするのか。(新規)	- 110 -
14-21 1. 事業者名等の「確認状況記載欄」への記載は必須か。また、金融機関担当者の押印は必要か。(新規)	- 110 -
14-22 経営行動計画書 5. 具体的なアクションプラン内「改善目標指標」で定める指標に指定はあるのか。(新規)	- 110 -
14-23 個人事業主であっても 経営行動計画書 3. 財務分析は全項目算出する必要があるか。また、6. 収支計画及び返済計画の売上高、営業利益、税引き後当期純利益はどのように記載すればよいか。(新規)	- 110 -
14-24 経営行動計画書 3. 財務分析の「直近の決算期」は経営行動計画策定日時点における直近決算ということか。(新規)	- 110 -
14-25 経営行動計画書 3. 財務分析は、表面財務で算出するのか。(新規)	- 111 -
14-26 経営行動計画書 4. 計画終了時点における将来目標について、定量的な数値目標の記載は必要か。(新規)	- 111 -
14-27 経営行動計画書 6. 収支計画及び返済計画の「直近決算の状況(計画策定前)」及び「計画1年目」の記載方法は。(新規)	- 111 -
■申込人資格要件申告書兼誓約書について■	- 111 -
14-28 申込人資格要件申告書兼誓約書は保証申込の都度必要となるのか。(新規)	- 111 -
14-29 同時に複数の保証申込を行う場合、本件申込額には複数口分をまとめて記載すればよいか。(新規)	- 111 -
14-30 同時実行するプロパー融資が複数口の場合、同時実行プロパー融資額(融資期間)には複数口分をまとめて記載すればよいか。(新規)	- 111 -
14-31 申込人資格要件申告書兼誓約書に中小企業者及び金融機関確認者の押印は必要か。また、「確認状況記載欄」への記載は必須か。(新規)	- 111 -
■その他■	- 111 -
14-32 本制度による保証付き融資(融資対象者1イに限る。)が複数口の場合にはどのように考えればよいか。(新規)	- 111 -
14-33 複数回に分けてプロパー融資を実行し、その合計額が本制度の保証付き融資残高(融資対象者1イに限る。)の1割以上となった場合、フォローアップを省略することは可能か。(新規)	- 111 -
Q&A ⑮借換資金	- 115 -
■融資対象者の要件■	- 115 -
15-1 決算が赤字のため事業税が課税されていないが、借換資金は利用できるか。	- 115 -
15-2 借換後の新規の融資は受けられるのか。	- 115 -
■資金使途(借換対象資金)■	- 115 -
15-3 条件変更により①融資期間を延長、②月々の返済額を減額した小規模事業資金や起業家育成資金は借換の対象となるのか。(変更)	- 115 -
15-4 新規運転資金を含めて小規模事業資金や起業家育成資金の借換制度を利用した後、借換資金を申し込めるか。(変更)	- 116 -
15-5 県制度融資の経営・金融支援課以外の他課所管分、県制度融資以外の保証協会プロパー保証、市町村制度、政策金融公庫の融資も借換対象か。	- 116 -
■資金使途(2回目以降の借換)■	- 116 -
15-6 借換資金による借換えを利用する場合、借換の回数に制限はあるのか。(新規)	- 116 -
15-7 小規模事業資金2口(A250万円・B500万円)のうち、Aは小規模事業資金の借換制度を利用し、Bは借換資金を利用した。さらに借換資金を利用したいが全て借換え対象か。	- 116 -
15-8 1年前に借入れた借換資金に新規運転資金を含めて借り換えることは可能か。(変更)	- 116 -
15-9 借換資金(2回目以降の借換)と他の県制度資金を同時に申し込んだ場合、借換資金(2回目以降の借換)だけであれば、毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて減るものの、同時申請の新規分を含めると全体で、毎月の元金返済額が借換前と比べて増えてしまう場合は申し込めるか。(変更)	- 116 -
15-10 以下の2回目以降の借換は可能か。	- 116 -
借換対象資金の中に据置期間5年のものがあり、それらを据置1年で2回目以降の借換する場合であって、借換元の据置期間(5年)終了以降の毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて減少するが、本資金の据置期間(1年)終了以降から借換元の据置期間(5年)終了までの間の毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて増加するようなケース。(変更)	- 116 -
15-11 2回目以降の借換において、毎月の元金返済額が直近の借換前と比べて軽減されることが条件になっているが、毎月の元金返済額が1,000円減っており、その分最終回に上乘せされているようなケ	

ースは問題ないか。(変更)	- 116 -
■融資条件■ (1) 信用保証	- 116 -
15-12 小規模事業資金(特別小口保険を利用)を既往借入金として借換えの際、特別小口保険を利用できるか。	- 116 -
15-13 経営安定資金(大臣指定等貸付)特定業種関連の融資を受けているが、引き続きセーフティネット保証5号で借換資金を利用できるか。	- 117 -
15-14 今回セーフティネット1号認定等(責任共有対象外)を受ければ、セーフティネット保証を利用して責任共有対象資金と責任共有対象外資金で受けている融資を一本化して、責任共有対象外として借換えできるか。	- 117 -
■融資条件■ (2) 担保・保証	- 117 -
15-15 担保・保証人は、既往借入金と同じでよい。	- 117 -
■金融機関■	- 117 -
15-16 ①複数資金 ②同一金融機関の複数支店 ③複数の金融機関 の既往借入金は一本化できるか。	- 117 -
15-17 借入れした金融機関の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県外にある支店(県経営・金融支援課による取扱金融機関指定なし)へ返済しているが借換資金の利用は可能か。	- 117 -
■申込みに必要な書類■	- 117 -
15-18 2口以上(責任共有対象と対象外、金融機関が複数など)の借換を同時に申し込む場合、「事業計画書(様式6)」は同じものでよい。	- 117 -

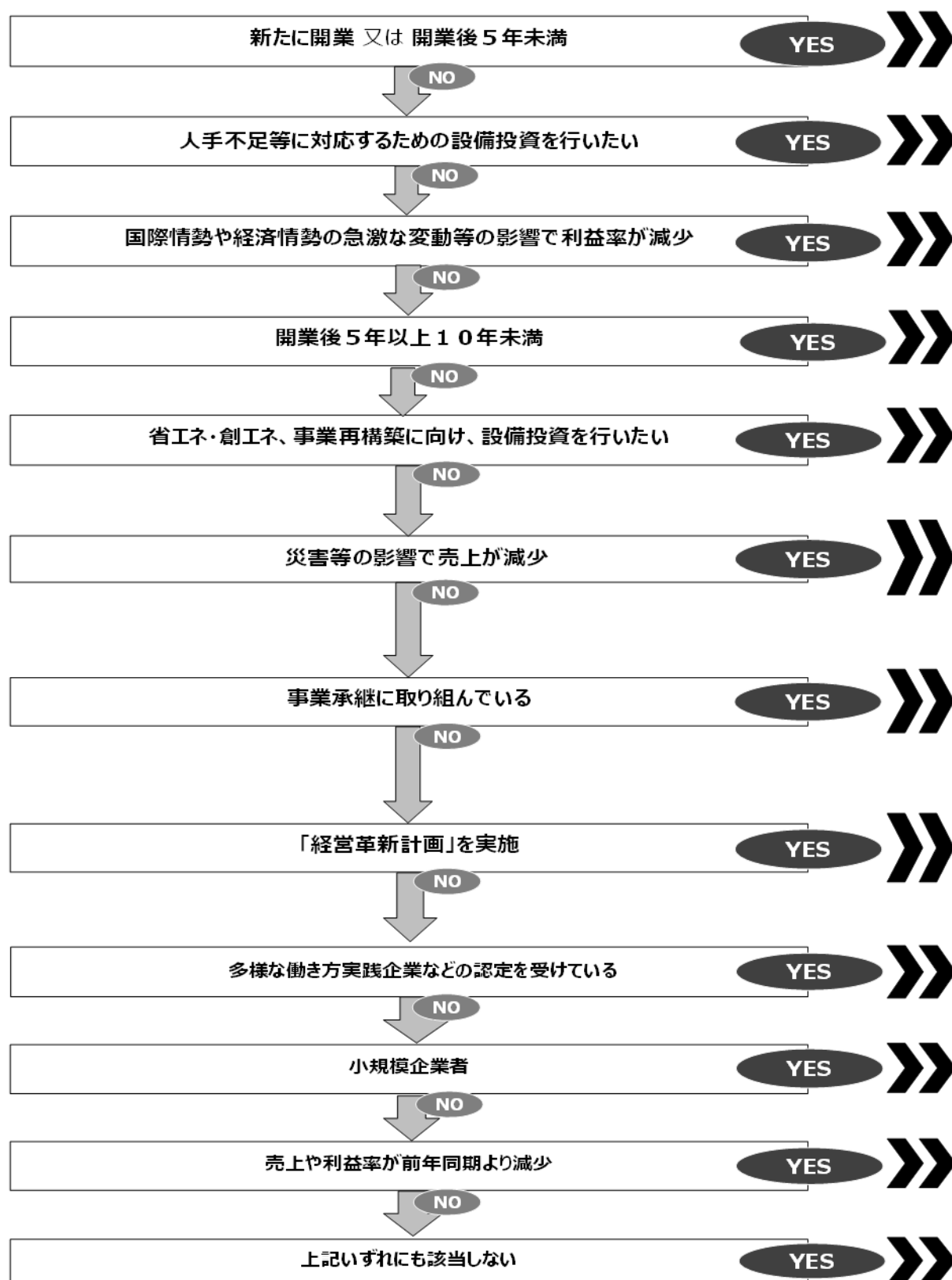
埼玉県中小企業制度融資一覽表

資 金 名		融 資 利 率 (年 以 内)					融資期間 <据置期間(以内)・償還方法>
		1年以内 (~12か月)	1年超 3年以内 (13か月~ 36か月)	3年超 5年以内 (37か月~ 60か月)	5年超 10年以内 (61か月~ 120か月)	10年超 15年以内 (121か月~ 180か月)	
幅広い用途に	事業資金 ① 一般貸付		2.2%	2.4%	2.6%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>
	事業資金 ② 短期貸付	1.75% 2.15%	←信用保証付き ←信用保証なし				運転 1年以内 <なし・割賦又は一括>
	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。))		2.1%	2.3%	2.5%		設備 10年以内 運転 7年以内 <1年・元金均等月賦> (融資期間1年以内は一括可)
	【経営革新企業特例を適用する場合】		2.0%	2.2%	2.4%		
創業期に	④ 起業家育成資金		1.7%	1.9%	2.1%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>
	【開業後5年以上10年未満の場合】		1.8%	2.0%	2.2%		
前向きな投資に	⑤ 設備投資促進資金		1.8%	2.0%	2.2%	(土地・建物有) 2.4%	設備 1年超 10年以内 (土地・建物 1年超 15年以内) 運転 1年超 7年以内 <2年・元金均等月賦>
	人手不足対応特例		1.7%	1.9%	2.1%	2.3%	
	産業創造資金 ⑥ 経営革新計画促進貸付		1.8%	2.0%	2.2%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	産業創造資金 ⑦ 事業承継特別貸付		1.8%	2.0%	2.2%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等月賦>
	産業創造資金 ⑧ 事業承継支援貸付		2.0%	2.2%	2.4%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	産業創造資金 ⑨ 社会貢献企業等優遇貸付		2.0%	2.2%	2.4%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等月賦>
	産業創造資金 ⑩ 海外投資貸付		2.0%	2.2%	2.4%		設備 1年超 10年以内 <2年・元金均等月賦>
	産業創造資金 ⑪ 産業立地貸付	信用保証付き→ 信用保証なし→	2.1% 2.2%	2.3% 2.4%	2.5% 2.6%		設備 1年超 12年以内 (10億円超 1年超15年以内) <2年・元金均等月賦>
	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付		1.8% 1.9%	2.0% 2.1%	2.2% 2.3%		設備 1年超 10年以内 (災害復旧のみ) 運転 1年超 10年以内 <1年(災害復旧2年)・元金均等月賦>
	経営安定資金 ⑫の2 知事指定等貸付		1.9%	2.1%	2.3%		設備 1年超 10年以内 (災害復旧のみ) 運転 1年超 10年以内 <1年(災害復旧2年)・元金均等月賦>
経営の安定や再生に	⑬ 経営あんしん資金		2.1%	2.3%	2.5%		運転 1年超 10年以内 <1年(知事指定災害2年)・元金均等月賦>
	⑬の2 経済変動特例		1.7%	1.9%	2.1%		運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>
	⑭ 企業パワーアップ資金		金融機関所定利率				設備・運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>
	協調支援型特別保証						
	⑮ 借換資金 (2回目以降の借換を含む。)		金融機関所定利率				運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等月賦>

限 度 額 (以内)	信用保証・保証料(年%以内)	利子補給率(%)	責任共有	融資枠(億円)	資 金 名
設備 6,000万円 (組合 4億円) 運転 5,000万円 (組合 6,000万円) 運転・設備併用 6,000万円 (組合 4億円)	付する* 0.45～1.64	0.1	○	450	事業資金 ① 一般貸付
信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(員) 6,000万円)	原則として付する* 0.45～1.64	0.475 0.075	○	250	事業資金 ② 短期貸付
2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	付する 0.50～1.76* (特別小口保険 0.80)	0.1 0.2	×	400	③ 小規模事業資金 (③の2 借換制度(再借換を含む。)) 【経営革新企業特例を適用する場合】
設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	付する 0.80* (スタートアップ創出促進保証 1.00) 付する* 0.45～1.64	0.5 0.5	×	250 100	④ 起業家育成資金 【開業後5年以上10年未満の場合】
設備 1億5,000万円(土地・建物は 2 億円) 運転 5,000万円(設備投資に伴うものに限る) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2 億円)	付する* 0.45～1.64	0.5 0.6	○	100	⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.77	0.5	○	30	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1 億円	付する 0.20～1.15	0.5	○	20	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1 億円	付する* 0.45～1.64	0.3	○		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1 億円 (組合 4億円)	付する* 0.45～1.64	0.3	○		⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
設備 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.45～1.64 (海外投資関係 0.97)	0.3	○	50	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
20億円 (対象経費の70%以内) (工場等移転 2億円)	必要により付する* 0.45～1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.80 (SN5号のみ 0.68)	0.4	×	300	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45～1.59 (金融円滑化関連 0.68)	0.4	○		経営安定資金 ⑫の2 知事指定等貸付
8,000万円	付する* 0.45～1.64	0.2	○	350	⑬ 経営あんしん資金
8,000万円	付する* 0.45～1.64	0.6	○	350	⑬の2 経済変動特例
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する* 0.45～1.59 SN1～4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68 求償権消滅保証 0.50～1.84	—	○ SN1～4,6号 危機関連保証、 求償権消滅保証は×	200	⑭ 企業パワーアップ資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円 (中小企業組合 4億8,000万円)	付する* 協調支援特別支援 0.45～1.90		○		協調支援型特別保証
1億円	付する* 0.45～1.64 SN1～4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68	—	○ SN1～4,6号 危機関連保証は×	750	⑮ 借換資金 (2 回目以降の借換を含む。)

* 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0. 2 5 %又は0. 4 5 %が上乗せとなります。

(参考) 企業の状況に応じた主なおすすめ資金



中小企業への各資金の説明は、埼玉県庁 HP 掲載の「資金別チラシ」が便利です！

■ 埼玉県庁 HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/index.html>

総合トップ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資 > パンフレット・様式集 > 資金別チラシ

■融資利率は令和8年10月1日時点での融資期間5年超10年以内の上限利率

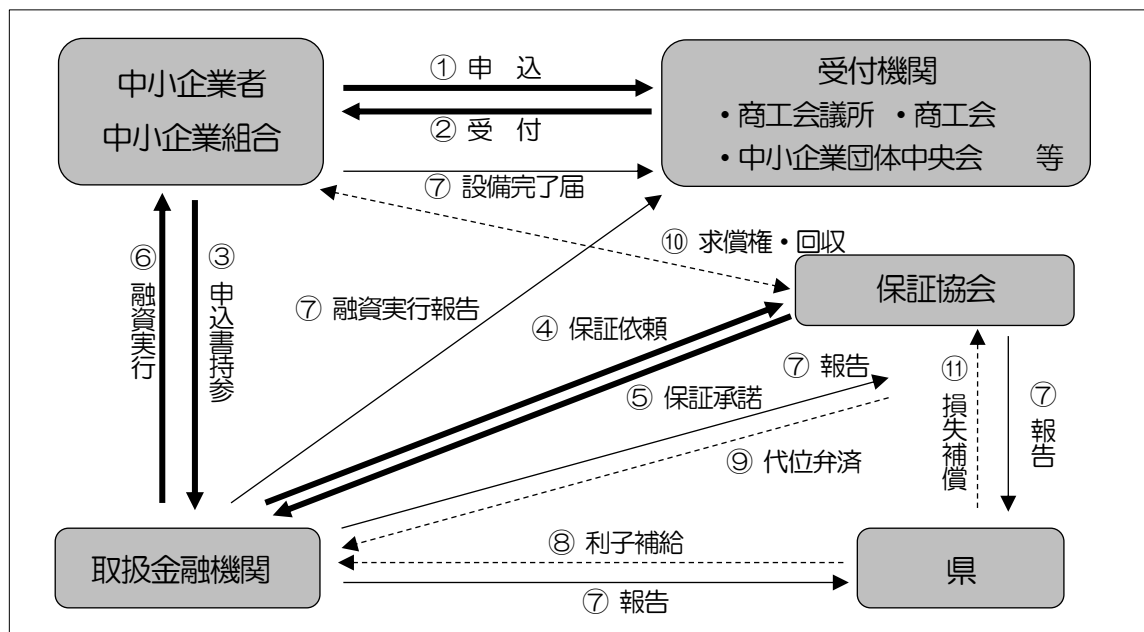
資金名		融資利率・保証料率 が低い資金	融資 利率	保証料率 (以内)	おすすめポイント
④	起業家育成資金		2.1%	0.80% or 1.00%	開業後5年まで利用可能 開業前の自己資金要件原則なし、法人成り後も対象 責任共有制度対象外（100%保証）
	設備系のみ				
⑤	設備投資促進資金【人手不足対応特例】		2.1%	0.45%～ 1.64%	人手不足の解消又は緩和のために設備投資を行う方向け 最大1億5千万円（土地・建物の場合は最大2億円）まで利用可能
	運転資金のみ				
⑬	経営あんしん資金【経済変動特例】		2.1%	0.45%～ 1.64%	国際情勢や経済情勢の急激な変動等の影響を受け、利益率が5%以上減少している 方向け
④	起業家育成資金 【開業後5年以上10年未満の場合】		2.2%	0.45%～ 1.64%	開業後5年以上10年まで利用可能
	設備系のみ				
⑤	設備投資促進資金		2.2%	0.45%～ 1.64%	省エネ・創エネ、事業再構築のため設備投資を行う方向け 最大1億5千万円（土地・建物の場合は最大2億円）まで利用可能
⑫	経営安定資金(大臣指定等貸付)		2.2% or 2.3%	0.80% or 0.68%	経済産業大臣が指定した不況の業種で一定割合以上売上が減少している方向け 一般保証枠2億8千万円とは別枠保証で最大8千万円まで利用可能
⑫	経営安定資金(知事指定等貸付)		2.3%	0.45%～ 1.59%	知事が指定した不況の業種で一定割合以上売上が減少している方向け 最大8千万円まで利用可能
⑦	産業創造資金 事業承継特別貸付		2.2%	0.20%～ 1.15%	事業承継しようとする法人で一定の財務要件を満たし、中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方向け 最大1億円まで利用可能
⑧	産業創造資金 事業承継支援貸付		2.4%	0.45%～ 1.64%	経営承継円滑化法による認定を受けた方向け 最大1億円まで利用可能
⑥	産業創造資金 経営革新計画促進貸付		2.2%	0.77%	経営革新計画を策定し、新たな取組を行う方向け 一般保証枠2億8千万円とは別枠保証で最大1億円まで利用可能 保証料率は、経営状況にかかわらず0.77%以内
③	小規模事業資金 「経営革新企業特例」		2.4%	0.50%～ 1.76%	経営革新計画の承認を受けてから5年未満の小規模企業者向け 責任共有制度対象外（100%保証）
⑨	産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付		2.4%	0.45%～ 1.64%	BCPを策定している SDGs/パートナーやパートナーシップ構築宣言に登録している 多様な働き方実践企業やシニア活躍推進企業として認定を受けている 障害者雇用の促進や企業価値の向上に取り組んでいる方向け
③	小規模事業資金		2.5%	0.50%～ 1.76%	小規模企業者向け 責任共有制度対象外（100%保証）
	運転資金のみ				
⑬	経営あんしん資金		2.5%	0.45%～ 1.64%	業種にかかわらず、売上や利益率が減少又は減少見込みで利用可能
①	事業資金（一般貸付）		2.6%	0.45%～ 1.64%	事業用の幅広い用途に利用可能

融資利率・保証料率
が高い資金

1 総則

■埼玉県中小企業制度融資（経営・金融支援課所管分）のしくみ■

埼玉県中小企業制度融資は、埼玉県、県内金融機関、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）、そして受付機関である商工団体（各商工会議所・商工会、埼玉県中小企業団体中央会）等が連携・協力することにより、中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。



- ① 中小企業者・中小企業組合は、受付機関で制度融資を申し込みます。
- ② 受付機関は、中小企業者等からの申込内容を確認し、受け付けます。
- ③ 中小企業者等は、取扱金融機関に申込書等を提出します。
- ④ 取扱金融機関は申込内容を審査し、保証協会の保証を付ける場合、保証協会へ保証依頼を行います。
- ⑤ 保証協会は申込内容を審査し、信用保証を付することが適当である場合は、保証承諾を行います。
- ⑥ 取扱金融機関は中小企業者等に融資を実行します。
- ⑦ 融資実行後、申込者・各機関は必要な報告・届出をします。
- ⑧ 中小企業者等が低利で融資を受けることができるよう、県は金融機関（本（母）店）に対し利子補給を行います。
☛利子補給金：[p.17](#)
- ⑨ 中小企業者等が借入金を返済できなくなった場合、保証協会は中小企業者等に代わって取扱金融機関に代位弁済します。
- ⑩ 保証協会は中小企業者等への求償権を取得し、回収事務を行います。
- ⑪ 保証協会が行った代位弁済による損失の一部を、県は保証協会に対して損失補償します。



■ 融資対象者の要件 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ☛Q&A : [1-12](#)~[1-20](#)
- 【例外】・起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ☛Q&A : [1-21](#)~[1-31](#)
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。([p.12](#)一覧表参照) ☛Q&A : [1-32](#)~[1-41](#)
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

*1 : 保証対象業種

農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等を除く、一般にいう商工業のほとんどの業種が対象になります。

☛Q&A : [1-1](#)~[1-4](#)

※疑義がある場合には埼玉県信用保証協会に確認すること。

*2 : 中小企業者

資本金の額(出資の総額)又は常時使用する従業員(常用雇用者とそれに準ずる臨時雇用者)数のいずれかが下表に該当する個人、会社(土業法人を含む。)、医業を主たる事業とする法人、NPO法人☛Q&A : [1-5](#)~[1-11](#)

業 種	資本金 (出資の総額)	従業員数
■下欄以外の業種 ex. 製造業・建設業・不動産業・運送業・保険代理店・旅行業 ■自動車整備業・ソフトウェア業(小分類391)・情報処理サービス業(細分類3921) ■医業を主たる事業とする法人(従業員数のみ)	3億円以下	300人以下
■ゴム製品製造業(自動車・航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。)		900人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業 ■個人の診療所(従業員数のみ)		100人以下
■旅館業		200人以下

- ・中小企業基本法による「中小企業者」の範囲と異なる場合あり
- ・資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割を超えている場合、確認書類が必要 ☛ [p.8 \(20\)](#)
- ・雇用契約のないボランティアや障害者等は従業員数に含めない、NPO法人については特に留意が必要
- ・以下の資金についてはNPO法人は利用不可
小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(事業承継特別貸付)要件イ、産業創造資金(事業承継支援貸付)

*3 : 中小企業組合

中小企業者が事業の改善を図るために組織する組合で、組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を行うもの

種 類	内 容
事業協同組合	経営の合理化等のため生産・加工・運搬など共同事業を行う組合
事業協同小組合	〃 (組員資格が従業員5人(商業・サービス業は2人)以下)
協同組合連合会	
企業組合	組員の働く場の確保等のため個人事業者や勤労者が組合に事業統合
協業組合	生産性向上等のため組員が事業の一部・全部を共同して経営
商工組合	組員の事業の改善発達のため調査研究、指導教育等を実施
商工組合連合会	
商店街振興組合	小売商業・サービス業者が商店街の環境整備事業等を行うため設立
商店街振興組合連合会	

■ 資金使途 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

1 運転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、資産計上を要し減価償却を行うもの（備品等）は「設備資金」、減価償却しない資産の取得や資産計上しない経費の支払い等に必要資金は「運転資金」として区分しています。

■ 設備資金（資産計上を要し減価償却を行うもの）の一覧

・減価償却資産（所得税法施行令第6条）

①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
⑦工具、器具及び備品 ⑧無形固定資産（特許権・ソフトウェア・営業権等）

・土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（経営安定資金（大臣指定等・知事指定等）災害復旧関連を除く）

（注）同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。

☛ Q&A：1-42～1-52

2 融資対象とならない資金使途

（1）設備資金

① × 土地取得資金（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例外】・中小企業組合が事業資金（一般貸付）を利用する場合

・設備投資促進資金（建物敷地等の場合）

・産業創造資金（事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付）で事業に不可欠な建物が存する土地・経営承継円滑化法の認定を受けた土地の場合

・産業創造資金（産業立地貸付）の一部

② × 住宅（社宅・寮含む）

③ × 株式取得資金（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例外】・産業創造資金（事業承継支援貸付）における経営承継円滑化法の認定を受けた議決権株式

・産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への出資資金

④ × 乗用車取得資金

「3・5・7」ナンバーの乗用車*や、乗用車形態の「8」ナンバー車は、確実に事業用に供されることが確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入等の場合は車検証で確認し、車検証がない場合は見積書やカタログ等で確認してください。オートバイも、荷物積載用の設備を付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。

（*乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗車定員10人以下の普通自動車）

分類番号		自動車の種別による分類番号	
大 宮 000 さ 42-49	普通	貨物自動車	1、10～19、100～199
		乗合自動車	2、20～29、200～299
		乗用自動車	3、30～39、300～399
		貨物自動車	4、40～49、400～499
対象外	小型	乗用自動車	5、50～59、500～599
		乗用自動車	6、60～69
		乗用自動車	7、70～79
		特殊用途自動車	8、80～89、800～899
原則対象外 【例外】キッチンカー等		大型特殊自動車	9、90～99、900～999
		大型特殊自動車のうち建設機械	0、00～09、000～099

【例外】・旅客運送業、自動車運転代行業の営業用車両（タクシー・代行随伴車）

・自動車賃貸業の賃貸車両（レンタカー）

・介護施設*の送迎用車両

*日本標準産業分類の小分類が児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に該当する福祉施設に限る。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、限定的に対象としています。

⑤ × 設置に必要となる許可を受けていない設備のための資金

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

※運転資金についても、県外のみに利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

＊設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。（注意）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。

【例外】以下の2資金では、設置後6か月未満の設備の未払部分が融資対象となります。

（ア）小規模事業資金

（イ）起業家育成資金

また、産業創造資金（事業承継支援貸付）（[p. 61](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

（2）運転資金

① **×借入金の返済資金**

【例外】・産業創造資金（事業承継特別貸付）

・小規模事業資金の借換制度

・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）

・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）

・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）

・起業家育成資金の借換制度

② **×納税に充てる資金**

【例外】・物品代金の消費税相当額

・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金**＊（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

＊プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

■保証人■

- (1) 起業家育成資金（スタートアップ創出促進保証制度）、産業創造資金（事業承継特別貸付）を除き、①～③の特別な事情がある場合は法人代表者以外の連帯保証人を必要とすることがあります。
- ① (a) 実質的な経営権を持っている者
 - (b) 申込入(法人はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
 - ② 本人又は申込者の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- (2) 法人の代表者による保証については、以下のとおりです。
- ① 信用保証を付さない場合
金融機関の運用により保証人としなないことができます。
対象資金：事業資金(短期貸付)、産業創造資金（産業立地貸付）
 - ② 信用保証を付する場合
原則として、代表者を連帯保証人とします。
- 【例外】 以下の場合、法人の代表者保証は不要です。
- ア 産業創造資金（事業承継特別貸付）、産業創造資金（事業承継支援貸付）対象者要件イを利用する場合
 - イ 次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合
 - (ア) 申込金融機関において、①申込企業の代表者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資（信用保証を付さない融資）の残高がある場合（同時実行を含む）であって、②「法人と代表者個人の資産・経理の分離」や「債務超過や赤字ではない」等の一定の要件を満たす場合
 - (イ) 申込企業又は申込企業代表者の所有不動産について担保提供があり、申込みの保証金額に対して全額の保全が図られる場合
 - ウ 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合
 - エ 起業家育成資金でスタートアップ創出促進保証を利用する場合

■申込受付機関■

中小企業者：事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会
 （原則として単なる住民登録上の住所又は登記上の本店所在地ではなく、**事業実態のある事業所の所在地**）
 ★起業家育成資金は、創業支援センター埼玉でも受付可。

中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会

【例外】 次の資金の受付機関はそれぞれ下記のとおりです。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ①産業創造資金（事業承継特別貸付）…………… | 与信取引のある取扱金融機関 |
| ②企業パワーアップ資金…………… | 指定取扱金融機関(p.97) |
| ③事業資金（短期貸付）の認定組合員*である中小企業者… | それぞれの加入する組合 |
| ④産業創造資金（産業立地貸付）…………… | 県経営・金融支援課 |
- * 認定組合員：事業資金（短期貸付）の利用団体として知事が認定した中

■取扱金融機関■

- (1) 原則として、銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫の県内に所在する本支店*
 （日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取扱いができません。）
 * 県外支店についても、本支店が県内に1店舗以上あること、埼玉県信用保証協会の利用があること、県内の顧客との取引が一定数あること、県内に営業エリアがあることなど一定の要件を満たせば、金融機関からの申請により、例外的に取扱金融機関として県が指定しています。
- ☛ 県外支店一覧：埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07-j-kinyukikan.html>
- (2) 【例外】 次の資金はそれぞれ下記のとおりです。
- ・ 企業パワーアップ資金…指定取扱金融機関
 - ・ 産業創造資金（事業承継特別貸付）…与信取引のある取扱金融機関

■ 申込みに必要な書類早見表 ■

詳しくは各資金のページを参照してください

運転・設備資金又は複数資金を同時に申し込む場合は、2口となるため★印の書類は原本2組を提出。
(★印以外は1部で可。)

※金融機関や保証協会の審査過程において、下記以外の書類が必要となる場合があります。

☛Q&A : [1-58~75](#)

書 類		参考： 県指定様式集HP	受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【共通】					
(1) ★	埼玉県中小企業制度融資申込書（ 様式1 *、 様式1-2 又は 様式1-3 ） *産業創造資金（事業承継特別貸付）、企業パワーアップ資金は 様式1-2 、 産業創造資金（産業立地貸付）は 様式1-3 （いずれも複写式でない） ※「 個人情報の取扱いについて 」を事業者に交付、内容を説明の上、了承を得ること（申込書の同意欄に☑）	(様式1) 原則として複写式 4枚1組 (様式1-2 又は様式1-3) 原本2	2枚目	3枚目 (写し可)	
(2)	事業税の納税証明書等*（具体的内容は p.9 参照） (法定業種以外の事業を営む個人は県民税及び市町村民税) *納税証明書等：（ア）納税証明書（原本1写し1） （イ）領収証書（納期限内に完納されたものに限る）の写し *同一納付期間分を提出済の場合、写し2で可	原本1 写し1 (写し2)	金融機関 の求めに 応じ原本 又は写し	写し	
(3)	最新2期分の確定申告書（決算書）の写し* ・個人の場合：青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を含む ・法人の場合：確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書の添付が必須 *2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可 *以下の資金の利用に際し、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合には不要 起業家育成資金、産業創造資金（事業承継支援貸付）における承継者（ただし、被承継者は必要）、経営安定資金（大臣指定等貸付）災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金（知事指定等貸付）災害復旧関連 *NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類も必要 ①事業報告書、②計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 ③年間役員名簿、④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ・確定申告書が税務署に提出されたものであることを確認し、受付機関は申込書 受付機関記入欄「※」の該当項目にチェック Q&A 1-30 ・確定申告書のマイナンバー（個人番号）は、必ず黒塗り・マスキング等を実施	写し2	写し	写し	
(4)	許可書・登録書等の写し（必要な業種の場合）（具体的内容は p.12 参照）	写し2	写し	写し	
(5)	埼玉県中小企業制度融資に関する特約書（ 様式28 をひな形とする。） (融資実行に先立ち取扱金融機関に提出)		原本		
基本書類【設備資金を申し込む場合】					
(6)	見積書の写し	写し2	写し	写し	
(7)	カタログ又は図面の写し（平面図・立面図・配置図等）（必要に応じて）				
(8)	建築確認申請書及び建築確認済証の写し（建物建築・取得の場合）				
(9)	賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書等の写し (自己所有でない建物の改装等の場合)				
(10)	契約書の写し（賃借する建物の保証金等の場合）				
(11)	土地売買契約書の写し (事業資金（一般貸付）における中小企業組合、設備投資促進資金、産業創造資金（事業承継特別貸付及び事業承継支援貸付）、産業創造資金（産業立地貸付）による土地取得資金の場合）				

書 類		受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【保証協会必要書類】				
(12)	印鑑証明書（法人の場合は代表者個人分も必要） ※既に取扱金融機関に印鑑証明書を提出済の場合、原本提出を省略できる場合あり。取扱金融機関に確認してください。		原本	写し
(13) ★	信用保証委託申込書（保証協会所定の様式）		-	原本
(14) ★	信用保証委託契約書（保証協会所定の様式）		-	原本
(15)	経歴書（保証協会新規利用者の場合）	原本1 写し1	原本又は 写し	原本又は 写し
(16) ☆	登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し（参考： Q&A 1-6 4 ） （会社設立からの経緯が全て分かるもの） ※インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでも可。 ただし、審査状況によっては、その他の書類が必要となる場合あり。	写し2	写し	写し
(17) ☆	定款の写し （起業家育成資金（借換制度を除く）又は初回決算を迎えていない場合のみ）	写し1	-	写し
(18)	個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意型） （同一金融機関に提出済の場合は不要）		原本	原本
(19)	残高試算表（決算期から6か月以上経過の場合など）		写し	写し
(20)	従業員数確認書類（資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割超の場合のみ。 p.2 参照） 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、日本年金機構等公的機関による証明書ほか（詳細は保証協会まで）		写し	原本 又は 写し
(21)	その他必要な場合 資金計画書・設備計画書 ほか		-	-
事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合に必要な書類				
(22)	（制度の適用を希望する場合） 「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 （保証協会所定）		写し	原本 又は 写し
(23)	（経営者保証を提供する場合） 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明（保証協会所定）			
各資金必要書類				
(24)	各資金の利用に係る必要書類（具体的内容は各資金ページを参照）	原本1 写し1	写し	原本 又は 写し
(25)	各資金の利用に係る認定書・計画書等（具体的内容は各資金ページを参照）	又は 写し2		

☆：保証協会の利用があり、内容に変更がなければ提出不要の書類

なお、受付機関では、(1)のみ、最長融資期間中の保管が必須です（提出されたその他の書類の写しは任意）。
ただし、受付機関において認定を行う様式については、写しを保存するなど、認定した内容が後から確認できるようにしてください。

■ 納税要件 ■

- (1) 納税要件については、直近の年度の事業税等について、**納期限が到来している全ての納期分に滞納がないことの確認**が必要です。

※確認が不要な場合もあります。(詳細は(3)を参照。)

申 込 者	税 目	融 資 申 込 日 *2	添付が必要な領収証書等
法人 *1	法人事業税	事業年度終了後2か月未満	前事業年度分*3
		事業年度終了後2か月以降	直近の事業年度分
個人事業主 (法定業種)	個人事業税	4 / 1 ~ 8 / 30	前年度の1・2期分
		8 / 31 ~ 11 / 29	当年度の1期分
		11 / 30 ~ 3 / 31	当年度の1・2期分
個人事業主 (法定業種以外)	県民税 及び 市町村民税	4 / 1 ~ 6 / 29	前年度の1~4期分
		6 / 30 ~ 8 / 30	当年度の1期分
		8 / 31 ~ 10 / 30	当年度の1・2期分
		10 / 31 ~ 1 / 30	当年度の1~3期分
		1 / 31 ~ 3 / 31	当年度の1~4期分

*1 収益事業を営まないNPO法人の場合は、法人県民税(取扱いは法人事業税と同じ)

*2 法人事業税の納期限 ……………事業年度が終了した日から2か月

(確定申告書提出期限の延長の承認を受けた場合は3か月)

個人事業税の納期限 ……………1期:8/31、2期:11/30

県民税及び市町村民税の納期限 ……1期:6/30、2期:8/31、3期:10/31、4期:1/31

(納期限が土曜日又は休日にあたるときは、これらの日の翌日)

*3 融資申込時点で、事業税等を納期限前に納付した事業者は、直近の事業年度分の納税証明書を添付

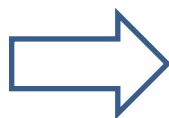
- (2) 納税要件は次に記載の書類で確認します。

原 則

納税証明書

★「税額等の証明」又は「滞納額がないことの証明」により、直近年度に滞納がないことを確認。

ただし



下の①～⑦に該当せず、かつ、**納期限内に完納している*場合のみ**

領収証書の写しでも可能

*金融機関等の**領収日付**で確認

【例外】

以下の場合、提出書類として**納税証明書が必要**(領収証書の写しは不可)。

- ①小規模事業資金で特別小口保険の利用(個人に限る)を希望する場合
- ②減免、非課税、徴収猶予の場合
- ③修正申告をしている場合
- ④Pay-easy(ペイジー)を利用して納付した場合
- ⑤県民税及び市町村民税の口座振替による納付で、市町村が口座振替済通知書を発行していない場合
- ⑥信用保証協会が必要と認める場合(信用保証協会の新規利用者等)
- ⑦その他納期限内の完納が領収証書では確認できない場合

- (3) 納税要件確認(書類の提出)が不要な場合

以下の資金の利用で**納期限が未到来**の場合、納税要件の確認書類の提出は不要です(それ以外は必要です)。

- (ア) 起業家育成資金 …… [p. 39](#)
- (イ) 産業創造資金(事業承継支援貸付)の要件アの一部 …… [p. 61](#)
- (ウ) 経営安定資金(大臣指定等貸付) 災害復旧関連・特定業種関連 …… [p. 79](#)
- 〃 (知事指定等貸付) 災害復旧関連 …… [p. 85](#)

■マイナンバー（個人番号）の取扱い■

- (1) 県制度融資の利用にあたって、受付機関等がマイナンバー（個人番号）を取得することはできません。
- (2) マイナンバー（個人番号）が記載された書類（確定申告書、開業届、住民票等）の提出を受ける際には、あらかじめ番号が分からないように黒塗り・マスキング等の対応をするよう、申込者への注意喚起をお願いします。

マイナンバー（個人番号）が記載された書類の例

マイナンバー（個人番号）が記載されている箇所。
※住民票の写しの様式については、自治体によって異なります。

【住民票の写し】

住民票コード欄の上に「個人番号」欄が追加になります。

【確定申告書】

令和〇〇年分の所得税及復興特別所得税の申告書

個人番号

【開業届（事業開業報告書）】

個人番号

■個人情報の取扱いに係る同意確認■

- 受付機関は、個人情報の取扱いに係る説明書*を申込者に交付し、同意の意思を確認した上で、「埼玉県中小企業制度融資申込書」（様式1）、「埼玉県中小企業制度融資申込書（金融機関受付用）」（様式1-2）を受け付けてください。（改正個人情報保護法の施行による（平成29年5月～））
- *申込書（様式1：複写式）4枚目「申込者控え」の裏面にも印刷されています。

個人情報の取扱いについての同意確認欄。
チェックがない申込書は受付できません。

様式1

受付機関 担当者 年 月 日

埼玉県中小企業制度融資申込書

次のとおり融資の申込みをします。

本店 〒 所在地 法人名・個人名・個人番号 代表者名 又は 支店 〒 所在地

個人情報の取扱いについての同意確認（□に印を付けてください。）
☐ 「個人情報の取扱いについて」を認めます。
☐ 「個人情報の取扱いについて」を認めません。

事業資金
☐ 一般貸付（個人・会社）
☐ 短期貸付（個人・会社）
☐ 認定組合（認定組合員）
☐ 認定組合（認定組合員）
☐ 認定組合（認定組合員）
☐ 認定組合（認定組合員）

産業創造資金
☐ 社会貢献企業等優遇貸付
☐ 多様な働き方実践企業

様式1-2

金融機関 担当者 年 月 日

埼玉県中小企業制度融資申込書（金融機関受付用）

次のとおり融資の申込みをします。

本店 〒 所在地 社名（商号） 代表者名 又は 支店 〒 所在地

個人情報の取扱いについての同意確認（□に印を付けてください。）
☐ 別紙「個人情報の取扱いについて」を読み、内容に同意します。
☐ 別紙「個人情報の取扱いについて」を読み、内容に同意しません。

■ 現地調査について ■

不正利用の防止を図り、金融機関・保証協会の審査、さらにその後の経営指導に生かすため、受付機関が事業所（予定地）を訪問して、客観的に事業実態を確認する調査です。

1. 現地調査が必要な資金

小規模事業資金 [p.33](#)、起業家育成資金 [p.39](#)

2. 現地調査を省略できる場合（以下（１）～（６）のいずれか）

- （１）開業後１年以上*¹又は分社化（小規模事業資金除く） * 1 県外から移転後１年未満の場合は省略不可
- （２）金融機関取引（事業貸付・手形割引・当座預金）６か月以上*²（ネット銀行取引のみの場合は省略不可）
→申込者と金融機関（融資申込みを希望する金融機関以外（日本政策金融公庫を含む）でも可）との間に事業上の貸付、手形割引又は当座預金の取引が申込日より１年間に通算して６か月以上ある場合
- ※ 2 信用保証付きの借入金がある場合、資料添付は不要。
それ以外の場合は、勘定科目内訳書、借入金返済表、手形割引実行明細表、当座預金通帳等を添付してください。
 - ・カードローン・普通預金の場合、事業上の取引であることが明確でないと対象外
 - ・同じ取扱金融機関の異なる支店での取引期間、法人成りした場合の個人での取引期間も通算可。
- （３）経営指導６か月以上（受付機関によるもの）
- （４）１年以内に制度融資・日本政策金融公庫融資申込受付及び融資実行実績あり
→受付機関が、最近１年以内に申込者からの制度融資又は日本政策金融公庫の融資申込受付及び融資実行を受けている場合
- （５）商工会議所・商工会の会員期間１年以上
- （６）その他営業実態把握（申込書の括弧内に具体的内容記載）
→上記以外で受付機関が営業実態を把握していると判断できる場合

＜例＞開業中の飲食店を把握、工場の操業を把握、別の事業者との取引を把握、数か月に渡り複数回の経営指導を継続して行い営業実績を把握

【参考】 埼玉県中小企業制度融資申込書（様式１）下部の受付機関記入欄

*1 受付機関にて、次の項目を実施	☐ 限度額を超過していない旨の確認（ヒアリング含む）	☐ （認定組合員のみ）様式30の送付
*2 次のいずれにも印がつかない場合、現地調査報告書（様式26）を作成		
☐ ④ 起業家育成資金で開業後1年以上又は分社化の場合		
☐ 金融機関取引（事業貸付・手形割引・当座預金）6か月以上 ☐ 経営指導6か月以上 ☐ 1年以内に制度融資・公庫融資受付及び実行		
☐ 商工会議所・商工会会員1年以上 ☐ その他営業実態把握		
*3 小規模事業資金の個人事業者で特別小口貸付希望の場合 ☐ 利用可（納税証明書等添付） ☐ 不可		
※ 確定申告書 ☐ 税務署提出（ ☐ 収受印等あり ☐ 収受印等なし） ☐ 電子申請（受信通知） ☐ 商工団体受付 ☐ 市町村受付（収受印）		

3. 現地調査報告書（様式26）の作成

上記2の現地調査を省略できる場合に該当しない場合、現地において、建物、備品・商品、車両等、帳簿、看板、従業員等、事業活動又は創業準備の状況を把握し、報告書を作成（事業実態の把握に必要な事項をチェック）するとともに、必要な経営指導等を行ってください。

※ 原本1部、写し1部を密封した封筒に入れて申込者経由で取扱金融機関へ送付（取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ送付することも可）し、写し1部を保管

- ・本社が県外で県内事業所は居宅内事務室のみの場合、県内での事業が要件なので県内事業所を調査
- ・開業に係る具体的な計画段階でも、予定地の状況等、可能なものについて確認
- ・予定地が多数あり絞り込めないなど計画の熟度が十分でない可能性がある場合、開業計画の再考を指導

4. 小規模事業資金で事業所建物が居宅内事務室だった場合

小規模事業資金で現地調査を行った事業所が居宅内事務室（アパート、マンション、一戸建て専用住宅等）の場合には、更に、次の（１）～（３）全ての項目にかかる書類の写しの添付が必要となります。

（１）建物の所有・貸借関係を確認できる次の書類の写し

① 自己所有の場合	→申込者が建物所有者であることを確認できる書類 （建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等）
② 自己所有以外の場合	建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいる場合 →賃貸借契約書 建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいない場合 ア 建物所有者が申込者の配偶者等（配偶者・親・子・法人の代表者）の場合 →配偶者等が建物所有者であることが確認できる書類（建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等） ※申込者と配偶者等（建物所有者）の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載 イ 配偶者等が建物所有者（第三者）と賃貸借契約を結んで建物を賃借している場合 →配偶者等が建物を賃借していることがわかる書類（配偶者等と建物所有者（第三者）との賃貸借契約書等）の写し ※申込者と配偶者等（建物賃借人）の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載

（２）事業上の取引を確認できる通帳の写し（直近１年分のうち（３）の入出金状況を確認できる部分）

※ネット銀行等、取引の確認に通帳を用いない場合、アプリ・インターネットページ等の該当部分の印刷でも可

（３）取引に関する契約書、取引先発行の伝票類（発注書、領収書等）など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し

→取引先名、所在地、押印のあるもので、直近１年のうち複数月の数枚程度で、入出金状況を（２）の通帳で確認できるもの

■ 主な許認可一覧表 ■

業 種	種 類	根 拠 法	有 効 期 間	許 認 可 権 者
食料品製造業	許可	食品衛生法(55 条)	5 年を下らない期間	都道府県知事(注)
食料品販売業				
飲食店、(喫茶店)				
建設業	許可	建設業法(3 条)	5 年	国土交通大臣(地方整備局長) : 2 以上の都道府県区域 都道府県知事 : 1 の都道府県区域のみ
		※次のいずれかに該当する場合は、許可は不要となります。 1. 建築一式工事にあたって 1 件あたりの請負金額が 1, 500 万円未満の工事又は延床面積 150㎡未満の木造住宅工事を行うもの 2. 建築一式工事以外の建設工事のうち 1 件あたりの請負金額が 500 万円未満の工事を行うもの		
一般旅客自動車運送事業 (乗合、乗用、貸切)	許可	道路運送法(4 条)	— (ただし、一般旅客自動車運送事業の許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については有効期間 5 年)	国土交通大臣 (地方運輸局長)
特定旅客自動車運送事業		道路運送法(43 条)		
一般貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業法(3 条)		
特定貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業法(35 条)		
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法 (79 条)	2 年又は 5 年 (更新時 2 年、3 年 又は 5 年)	国土交通大臣又は 都道府県知事
旅館業	許可	旅館業法(3 条)	—	都道府県知事(注)
古物営業	許可	古物営業法(3 条)	—	都道府県公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4 条)	6 年	都道府県知事 (注)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12 条)	5 年又は 6 年	厚生労働大臣又は 都道府県知事
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13 条)	5 年又は 6 年	
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13 条の 2 の 2)	5 年	
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23 条の 2)	5 年	
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23 条の 2 の 3)	5 年	厚生労働大臣

業 種	種 類	根 拠 法	有 効 期 間	許 認 可 権 者
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23 条の 20)	5 年	厚生労働大臣又は都道府県知事
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23 条の 22)	5 年	厚生労働大臣
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24 条)	6 年	都道府県知事（注）
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39 条)	6 年	
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可			
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40 条の 2)	5 年	厚生労働大臣
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40 条の 5)	6 年	都道府県知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7 条)	2 年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14 条)	5 年(更新時 5 年又は 7 年)	都道府県知事(注)
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14 条の 4)		
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30 条)	3 年（更新時 5 年)	厚生労働大臣
病院	許可	医療法(7 条)	—	都道府県知事(注)
診療所・助産所	許可又は届出	医療法(7 条、8 条) 7 条:医療法による登録を受けていない者・歯科医師でない者・助産師でない者が開業する時→許可 8 条:医師・歯科医師・助産師が開業する時→届出	—	
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3 条)	5 年	国土交通大臣（地方整備局長） ：2 以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1 の都道府県区域のみ
酒類製造業	免許	酒税法(7 条)	—	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8 条)	—	
酒類販売業	免許	酒税法(9 条)	—	
第 1 種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5 条)	—	都道府県知事

業 種	種 類	根 拠 法	有 効 期 間	許 認 可 権 者
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3 条)	—	経済産業大臣（経済産業局長） ：2 以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1 の都道府県区域のみ
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5 条)	3 年 (更新時 5 年)	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法(3 条)	—	都道府県知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35 条)	期限を付すことができる (概ね 2 年)	市町村長
興行場	許可	興行場法(2 条)	—	都道府県知事(注)
浴場業	許可	公衆浴場法(2 条)	—	
測量業	登録	測量法(55 条)	5 年	国土交通大臣 (地方整備局長)
砂利採取業	登録	砂利採取法(3 条)	—	都道府県知事
採石業	登録	採石法(32 条)	—	
建築士事務所	登録	建築士法(23 条)	5 年	
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3 条)	5 年	経済産業大臣（産業経済局長） ：2 以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1 の都道府県区域のみ
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78 条)	—	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3 条)	—	経済産業大臣 (経済産業局長)
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12 条の 2)	—	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12 条の 9)	—	
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法 (3 条)	—	都道府県知事 (注)
接待飲食等営業	許可	風営法 (3 条)	—	都道府県公安委員会
遊技場営業	許可		—	
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業を除く)	登録	割賦販売法 (31 条)	—	経済産業大臣 (経済産業局長)
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業に限る)	登録	割賦販売法 (35 条の 2 の 3)	—	
クレジットカード番号等 取扱契約締結事業	登録	割賦販売法 (35 条の 17 の 2)	—	
個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法 (35 条の 3 の 23)	3 年	

業 種	種 類	根 拠 法	有 効 期 間	許 認 可 権 者
金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法(29 条)	—	内閣総理大臣 (財務局長)
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63 条)	—	
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63 条)	—	
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63 条の 9)	—	
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法(付則 3 条の 3)	—	
商品先物取引業	許可	商品先物取引法(190 条)	6 年	経済産業大臣 農林水産大臣
商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(3 条)	6 年	
特定店頭商品デリバティブ取引業	届出	商品先物取引法(349 条)	—	
商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法(240 条の 2)	6 年	
資金移動業	登録	資金決済に関する法律(37 条)	—	内閣総理大臣
自家型前払式支払手段発行業	届出	資金決済に関する法律(5 条)	—	
第三者型前払式支払手段発行業	登録	資金決済に関する法律(7 条)	—	
金融商品仲介業	登録	金融商品取引法(66 条)	—	
金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に限る。)	登録	金融サービスの提供に関する法律(12 条)	—	

(注) 保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長となります。

※本表以外にも法律、条例等により必要なものがあります。また、法律、条例等の制定、改廃があった場合等には必要に応じ見直しが行われます。

■金融機関における融資実行上の手続き■

中小企業者が受付機関（商工会議所・商工会等）での申込受付を行った後、金融機関は、埼玉県中小企業制度融資要綱に定める以下の手続きを行う必要があります。

中小企業
からの申込み

申込時の受入書類 [p.7](#)

中小企業との打ち合わせには、埼玉県庁HP掲載の「資金別チラシ」のご利用が便利です！

総合トップ＞しごと・産業＞産業＞産業支援・経営支援＞中小企業向け制度融資＞パンフレット・様式集＞資金別チラシ

融
資
審
査

融資することが適当でないとき

① 融資申込

申込者

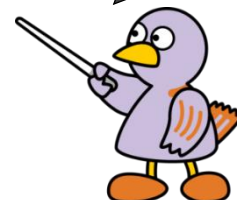
取扱金融機関

受付機関（商工会議所・商工会等）

② 審査

③ 「融資・保証の拒絶について（通知）（様式29）」

により申込者及び受付機関に通知します。



申込者から取下げの申し出があったとき

① 申込取下げ

申込者

取扱金融機関

② 「取下書（様式24）」を申込者から
受付機関に提出させます。

受付機関（商工会議所・商工会等）

（現地調査報告書（様式26）が紙で提出されていた場合は、再び密閉し、申込者から受付機関に返却させてください。）

融
資
実
行
（後）

融資を実行したとき

■ 各資金共通

取扱金融機関

受付機関（商工会議所・商工会等）

「埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）」
を速やかに提出します。



こちらの報告書について、提出漏れが多く見受けられますので、忘れずに提出をお願いします。

■ 危機関連保証を利用した場合

取扱金融機関

保証協会

半年ごとに業況を報告します。

条件変更を行ったとき

※(産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金の場合のみ必要になります。
(その他の資金については県への報告は不要です。))

取扱金融機関

県

「埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)等償還計画等変更報告書(様式36)」
を速やかに提出します

その他、県から金融機関(各本(母)店)へ照会するもの

- 事業資金(短期貸付)…信用保証なし融資の実行状況を把握するため、四半期ごとに「埼玉県中小企業制度融資事業資金(短期貸付)融資報告書(様式34)」の提出を依頼します。

照会時期：4～6月融資実行分→6月下旬、7～9月分→9月下旬

10～12月分→12月下旬、1～3月分→3月下旬

- 事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金…利子補給額の算定及び、年度末の残高把握のため、信用保証なし融資の残高状況について、「埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書(様式39)」の提出を依頼します。

照会時期：年度上半期利子補給金交付分→7月下旬、下半期分→1月下旬

年度末残高分→3月中旬

- 企業パワーアップ資金…資金利用による中小企業者への効果を測るため、「企業パワーアップ資金状況報告書(様式38)」の提出を依頼します。(協調支援型特別保証を除く)この報告書は、融資実行の次年度から5年度に渡って提出していただく必要があります。

照会時期：6月下旬

■利子補給金について■

(1) 計算方法

前期は4月末と8月末、後期は10月末と2月末の残高の平均×利子補給率×1/2
(算出した額が1万円未満の場合は利子補給を行わない)

○県経営・金融支援課にて残高を確認の上、上記計算により算出された金額を年2回金融機関本(母)店へ支払い

- ・信用保証付き融資：保証協会のデータを基に算定(月末の実行・償還データが反映されない場合あり)
- ・信用保証なし融資：実行・残高に関する金融機関からの報告を基に算定
(事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金等)

(2) 利子補給対象外となる融資の例

- ① 埼玉県中小企業制度融資要綱で定める融資限度額・融資利率・融資期間を超えて実行された融資
(条件変更により要綱で定める融資期間を超えて期間延長を行った場合は、要綱で定める融資期間を超えた期間のみ利子補給対象外)
- ② 代位弁済請求中の融資
- ③ 期限の利益を喪失した融資
- ④ 経営安定資金における指定企業(再生手続開始申立等企業)に対する融資

(3) 融資実行後、事業者に変動があった場合の取扱い

- ・融資実行後に県外へ移転、業種転換(保証対象外業種を含む)、休業又は廃業等があった場合でも、約定どおり償還されていれば利子補給は継続する。

Q & A ①総則（融資対象者の要件、資金使途、融資条件等、申込みに必要な書類、事業者選択型経営者保証非提供制度）

■融資対象者の要件■ （１）保証対象業種に属する事業について

1-1 ①業種の判断基準は何か。

②保証対象業種と対象外業種を兼業している場合、融資対象となるのか。

③融資対象となる場合、従業員数要件に対象外業種の従業員数も含むのか。

①総務省の日本標準産業分類に基づき判断する。検索は e-Stat から可能（以下のアドレスを入力、又は検索エンジンにて「e-Stat 業種」のように検索）。判断に迷う場合は保証協会と調整すること。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

②主たる事業が対象業種かどうかにかかわらず融資は可能だが、資金使途が対象業種に限定できなければ不可。

③従業員数は、対象外業種も含めた当該企業の従業員全員で判断する。

1-2 風営法に基づく深夜酒類提供飲食店営業の届出*をしている場合、対象か。

公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除き、対象となる。

*スナック等、客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜（午前0時～午前6時まで）において営む者（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）は、風営法第33条第1項に基づき、予め公安委員会に「深夜酒類提供飲食店営業」の届出をしなければならず、「風俗営業」の許可との併用は認められていない。

1-3 「雀荘・ゲームセンター・保険の代理店・無認可保育所・金券ショップ・パチンコ店・スロットマシン営業」は対象か。

いずれも対象。

1-4 サラリーマンなどが個人で不動産貸付を行っている場合、対象か。

業務従事時間・内容、帳簿類、確定申告（事業所得かどうか）、納税状況、不動産貸付収入と給与所得の比較などの実態を把握し、継続性や事業量などから総合的に判断して事業にあたれば対象となり得る。【関連: [p. 44 Q&A4-4](#)】

■融資対象者の要件■ （２）中小企業者

1-5 ①「会社」とは。②士業法人 ③NPO 法人 ④公益法人等 ⑤外国法人 は対象か。

①会社とは、会社法で定める「株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社」

②士業法人（監査法人・特許業務法人・弁護士法人・税理士法人・司法書士法人・社会保険労務士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人） - 対象。

③NPO 法人 - 対象。ただし、NPO 法人を対象としていない保証制度を利用する資金を除く。（小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金（経営革新計画促進貸付）、産業創造資金（事業承継支援貸付）の一部）

④宗教法人、学校法人、一般財団法人、一般社団法人、公益法人、有限責任事業組合（LLP） - 対象外【例外 1-7】

⑤外国法人 - 状況により該当する可能性があるが、保証協会に確認すること。

1-6 「外国籍の個人」又は「外国人が代表者の法人」は対象か。

「外国籍の個人」又は「法人の代表者である外国人」が、在留資格で事業制限を受けていなければ対象。

在留期間について、①住民基本台帳法に基づく登録を受けた者は住民票の写し（在留カード記載事項が記載されたものに限る）②有効期間内の在留カード両面の写し（特別永住者は特別永住者証明書の写し）のいずれかで確認。また、保証審査上はこれまでの更新履歴から事業の将来的継続性を推測できることが必要。

1-7 「医業を主たる事業とする法人」とは。

①医療法人

②社会福祉法人・財団法人・社団法人等のうち、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設、介護医療院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターを主として営む法人。

ただし、社会福祉法人等で介護老人保健施設とその他の介護事業（例：介護老人福祉施設や訪問介護サービス）を併営している場合は、医業である「介護老人保健施設」のみに資金使途が限定できなければ保証対象とならない。

- 1-8 ①「常時使用する従業員の数」とは。
 ②常勤2人、昼間パート3人、夜間アルバイト3人の場合、従業員数の算定は。
 ③④⑤小売業で曜日ごとに以下の勤務体制の場合、従業員数の算定は（小規模事業資金は可能か。）（変更）

③				④			
	月		火		土		日
	AM	PM			AM	PM	
正社員①	○	○	定休日		○	○	○
正社員②					○	○	○
パート①	○				○		○
パート②		○				○	
パート③	○				○	○	
パート④		○					○
パート⑤							○
稼働人数	3	3			4	4	4

	月		火		土		日
	AM	PM			AM	PM	
正社員①	○	○	定休日		○	○	○
正社員②					○	○	○
パート①	○				○		○
パート②		○			○	○	
パート③	○				○	○	
パート④	○	○				○	○
パート⑤						○	○
稼働人数	4	3			5	6	5

⑤

	月		火		土		日
	AM	PM			AM	PM	
正社員①	○	○	定休日		○	○	○
正社員②					○	○	○
正社員③	○	○					○
正社員④	○	○			○	○	
正社員⑤					○	○	
正社員⑥	○	○					○
パート①							○
稼働人数	4	4			4	4	5

- ①常時使用する従業員には、「常用雇用者」「それに準ずる臨時雇用者」を合わせた数をいい、法人の代表者・役員と個人の申込者・家族従業員（同一生計の配偶者・三親等以内の親族）、請負、派遣社員は含めない。
 ②昼間、夜間など一定の時間帯であっても長時間継続して雇用しており経営上不可欠な従業員は「常時使用する従業員」に含むが、雇用している合計人数ではなく、曜日や時間帯ごとの人数、年間の従事日数等で判断する。設問の場合、昼・夜間とも稼働している従業員数は5人となる。
 ③従業員数は最大の4人となる。（常時5人以下なので小規模事業資金申込可能）
 ④パート社員を含めると従業員数が5人を超えることがあるため、原則として小規模事業資金の申込対象外。ただし、例えば繁忙時のみ（週1～2日）の勤務である臨時雇用者等は常時使用する従業員数にカウントしないため、そのような臨時雇用者を除いた場合に5人以下となる場合は、小規模事業資金の申込の対象となる。
 ⑤曜日ごとに勤務体制が5人以下となる場合でも、「常用雇用者（正社員等）として契約している人数」が規定人数を超える場合、小規模事業資金の申込の対象外となる。

1-9 申込みの際、従業員を増やす予定があり規模要件を欠くことが明らかな場合、対象か。

申込時に要件を備えていても、融資期間中に欠くことが予め明確な場合は対象外。

1-10 兼業の場合、従業員数の規模要件はどの業種でみるか。

収益の大小のみでなく事業経営全般から判断した「主たる事業」の判定により、[p.2](#)の表のどの従業員数区分になるのか決定する。（なお、従業員数は当該企業の従業員全体での算定となる。）

1-11 NP0 法人の従業員数に、ボランティア等の雇用契約のない者を含めてよいか。

雇用契約のないボランティアや障害者等は、従業員数に含めない。

■融資対象者の要件■ (3) 県内同一事業1年以上

- 1-12 ①「住所は県外で事業所が県内」にある個人は対象か。
 ②「住所は県内で事業所が県外」にある個人は対象か。
 ③「本店は県外で未登記の支店が県内」にある法人は対象か。
 ④「県外から全部移転」し、県内事業所のみとなつてからの実績が1年未満の者は対象か。
 また、この場合、県内への移転費用は対象か。
 ⑤「県外から一部移転（進出）」し、県内での事業実績が1年未満（県外実績は1年以上）の者は対象か。
 ⑥「県内で移転」し、現営業地での事業実績が1年未満だが対象か。

- ①県内実績が同一業種で1年以上あり、県に個人事業税の申告を行い滞納がなければ対象。
 ②県内実績がないので不可。保証協会の利用要件とは異なるので要注意。
 ③県内での支店の営業実績が同一事業で1年以上あり、県に法人事業税の申告を行い滞納がなければ、登記がなくとも対象。
 ④前営業地と同一事業を引き続き行い、合計で1年以上の実績があれば対象。県外事業所の閉鎖（税務署・都道府県税事務所・市町村等への事業廃業（異動）届）と県内事業所の開業（県税事務所等への事業開業報告書・法人設立等報告書・事業税納税証明書）を確認する。県内での事業着手を客観的に確認できれば、それ以降の移転費用も融資対象。
 ⑤上記④の全部移転の場合と異なり対象外。県内での実績が1年以上あり、事業税の納税期限が到来し、かつ滞納がないことが確認できるようになる時点から申込みが可能。
 ⑥前営業地と同一の事業を引き続き行い合計で1年以上の実績があれば対象。前営業地での事業内容は許可証や前年の決算書等で確認。前所在地を「融資申込書」の「受付機関記入欄」に記入。

1-13 法人の事業歴の開始はどこから見るか。

原則、登記の会社成立の日。登記後に開業に必要な許認可等を取った場合は、許認可等を受けて開業したとき。開業後に登記した場合、①法人市県民税の均等割額が1年分あり ②法人市県民税か法人事業税が2年度分あり ③必要な許認可を登記以前に取得済等の場合、例外的に登記前から事業歴を見る可能性があるため保証協会に確認すること。

1-14 県内で1年以上同一事業を営み、①さらに「業容拡大」する場合、②今までの事業を止めて標準産業分類小分類が異なる別の事業に「業容転換」する場合、対象か。

- ①「経営安定資金、経営あんしん資金、借換資金、特別小口保険利用の小規模事業資金」は対象外だが、それ以外の資金は、事業実態等に問題なく現事業も継続し客観的に新規事業への着手（店舗確保等）が確認できれば対象（法人は定款の事業目的の範囲内であること）。
 ②1年以上継続して小分類が同一な事業を営んでいることが必要なため不可。
 【例外】起業家育成資金は5年未満であれば対象

1-15 次の場合、事業歴の通算が可能か。

- ア 個人経営者が死亡し相続人が事業承継した場合
 イ 個人で相続以外により三親等内の親族に承継した場合
 ウ 会社設立後1年未満で個人事業から通算すると1年以上の場合
 エ 個人事業から法人成りする際に三親等内の親族が代表者になった場合

いずれの場合も次の①～③を満たせば事業歴を通算できる。前事業者の氏名、関係等を申込書の「受付機関記入欄」に記入する（申込時期により前事業者の納税証明書が必要【Q&A1-28 参照】）。

- ①原則として、事業上の負債、資産等が継承されていること。
 【例外】医療法人成りなど負債の一部を継承できない場合は個別に判断。
 ②許認可等が必要な場合、その名義が申込人に変更されていること。
 ③承継時点で同一業種を営んでいたこと。

1-16 法人から個人事業に切り替えた場合、事業歴の通算は可能か。

事業歴の通算は可能。法人から個人への継続性につき以下①～③を確認。

- ①法人の廃業届、個人の開業届（日付に整合性）、②登記簿謄本の法人解散、③法人から個人への諸権利の譲渡契約書又は権利の引継が明確となっている取締役会議事録

1-17 個人事業主として事業を継続しながら別に法人を設立した。法人の代表者として申し込む際には個人事業の開業時からの事業歴を通算できるか。

できない。起業家育成資金の対象にもならないため、法人の代表者として申し込む際には法人として1年以上の事業歴が必要となる。

1-18 休業中の事業者は対象か。また、休業後に事業を再開した事業者は対象か。

休業中は対象とならない。また、休業期間（売上げ・経費の発生状況、決算・確定申告の状況等により判断）は原則として事業歴とみなさないため、①事業を再開してから1年以上の実績があり、かつ、②事業税の納税証明書が出る状況でなければ対象にならない。なお、①に関しては、次問【1-19】に記載の事業歴の通算が可能な場合に該当すれば、事業再開後1年を経過していなくても、通算した事業実績が1年以上であれば良い。

1-19 休業期間を事業歴に通算することはできるか。

次の理由で休業していた場合は、原則として休業期間を事業歴に通算できるが、それ以外の場合は通算不可。

①店舗等の新築・増改築・移転 ②機械・設備の新增設 ③風水害、地震、火事等の災害 ④公共移転 ⑤事業主の病気・けが ⑥事業主の出産等

1-20 不動産業や太陽光発電等の売電事業を県内で1年以上行っていた個人事業主は、県内事業歴1年以上とみなせるか。

不動産業、売電事業を確定申告の際に事業所得として申告している場合に限り事業歴1年以上とみなす。（不動産業、売電事業を継続しながら県内で別事業を始める場合は「業容拡大」とみなす。【Q&A1-14 参照】

■融資対象者の要件■ （4）事業税等の滞納なし（税関係添付書類も併記）

1-21 開業日を確認するため又は事業税の納期限到来後に納税証明を受けるためには、いつどんな手続きが必要か。①県内で個人が事業を開始する場合 ②県内に法人が支店を設立する場合

- ①15日以内に県税事務所に「事業開業報告書」、1か月以内に税務署に「開業届」提出。
- ②1か月以内に県税事務所に「法人の設立等報告書」提出。

1-22 事業税ではなく、所得税又は県民税及び市町村民税の納税証明書で申込み可能か。

事業税の滞納がないことの確認資料なので、原則として県税である事業税の納税証明書が必要。

【例外】①地方税法72条の2第8項から10項の法定業種*に該当しない事業を営む場合、②法定業種に該当してもその報酬が給与所得に準じるような業務形態の場合（例：運送業で給与と報酬を同一企業から受けている場合）、事業所得として確定申告していても事業税の課税対象とはならないため、「県民税及び市町村民税の納税証明書」を添付しての申込みとなる。

*埼玉県ホームページ参照 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/z-2-4.html>

1-23 法定業種（前問参照）だが、所得税が課税されないほど事業規模が小さいため所得税の申告ではなく住民税（県民税及び市町村民税）の申告しかしていないが申込み可能か。

所得税の申告書の写しに代わり、市町村民税の申告書の写しで可。ただし、個人事業税の納税証明書は必要なため、県税事務所でデータを補足している必要がある。

1-24 事業税が ①「非課税」 ②「徴収猶予」 ③「分納中」の場合、申込み可能か。

事業税等の滞納がないことが要件であるため、①納税証明書の交付を受けられれば税額が0でも可能（特別小口保険の利用可否は別の定めあり【p.35】）。②滞納に当たらないので可能。③分納中は滞納に当たるため不可。

1-25 ①事業開始から1年以上経過しているが、事業税の納期が未到来の場合 ②納税は済んでいるが、まだ納税証明書が出ない場合 申込み可能か。また、県税に関する証明書の添付で代用が可能か。（変更）

①は申込みには納税証明書等が必要なため申込み不可。県税に関する証明書を添付しても不可。

【例外】納期未到来の場合でも起業家育成資金（創業後5年以上10年未満の場合を除く）、経営安定資金（大臣指定等貸付）災害復旧関連・特定業種関連

経営安定資金（知事指定等貸付）災害復旧関連は申込み可。

②は金融機関等の領収日付印を確認の上、納期限が到来している全ての納期分に滞納がないことを確認できれば、

領収証書でも申込み可。なお、県税に関する証明書の添付による代用は不可。

1-26 2 期中 1 期分は納付済だが、2 期分は納期限未到来の場合、申込み可能か。

1 期分の納税証明書だけで申込み可能（特別小口保険利用の場合は要件が異なるので要注意 [p. 34](#) 参照）

1-27 所得税の修正申告を行い追加納税となったが、個人事業税の追加納税分の納期限が未到来であるため納税していないが、申込み可能か。

個人事業税の場合、普通徴収（納税通知書に基づく納付）であり追加納税額については納期限未到来のため申込み可能。なお、法人事業税の場合、申告納付であり不足金額を修正申告後遅滞なく納付する必要があるため、納付後でないとは不可。

1-28 法人成り後決算期末到来の場合、納税証明書は。

法人成り前の個人事業税の納税証明書を提出。[【Q&A1-15 参照】](#)

1-29 県外の事業者が県内に全部移転してきたが、県の事業税の納期限が未到来であり、他県の事業税の納税証明書しか提出できない。

埼玉県の実業税の納期限が未到来であれば、移転前の他県の事業税の納税証明書を提出する。東京都の場合、個人事業主で事業税額が無いと納税証明書が発行されないため「都民税及び市町村民税（特別区民税）の納税証明書」で代用可（法人は非課税でも発行）

1-30 確定申告で ①期限後申告でよい ②申告書が税務署に提出されたものであることはどのように確認するか。

①期限内申告であることは要件としていないため可。

②審査、保証料算定等の基礎となる決算書が確定したものと推認するため、確定申告書が税務署に提出されたものであることを、原則として以下の（ア）～（エ）のいずれかの方法で確認する。

（ア）税務署窓口・郵送での申告の場合：申込書の受付機関記入欄の「税務署提出」にチェックする。（令和 7 年 1 月以降、税務署の收受印等の押印が廃止されたため、收受印の確認は不要）

（イ）電子申請の場合：受信通知を確認し、申込書の受付機関記入欄の「電子申請（受信通知）」にチェックする。

（ウ）商工団体受付の場合：申込書の受付機関記入欄の「商工団体受付」にチェックする。

（エ）市町村受付の場合：市町村の收受印を確認し、申込書の受付機関記入欄の「市町村受付（收受印）」にチェックする。

1-31 NPO 法人の場合はどのような納税証明書が必要か。

収益事業を営む NPO 法人については法人事業税、収益事業を営まない NPO 法人については法人県民税（均等割）の納税証明書等が必要。

■融資対象者の要件■ （5）許認可等を取得（許可前の設備も併記）

1-32 許認可証の名義が申込者と異なっているが申込み可能か。

許認可証の名義は原則として申込者と同一でなければ不可。

【例外】生活衛生関係事業等（食料品製造・販売、飲食店・喫茶店、興行場、旅館、浴場、酒類販売・製造）で次の①～③のいずれかの場合、同一名義でなくても可（速やかな名義変更が望ましい）。

①許可名義人と申込者が三親等内の親族

②許可名義が法人成り前の経営者個人

③許可名義人（法人成り前の個人経営者）と法人の代表者が三親等以内の親族

1-33 テナントのため許可の名義人が第三者となっているが申込み可能か。

百貨店、スーパー等に出店している食料品販売、飲食店等の場合で、許認可を受けている施設管理者等から施設を賃貸している場合は可。百貨店等名義の許認可証の写しを提出し、必要に応じて当該施設の賃貸借契約や、出店契約書で実態確認を行う場合がある。

1-34 許認可の名義変更(組織・商号・代表者変更) 手続中だが申込み可能か。

許認可庁に対し変更届を提出するなど何らかの申請手続きを行っていれば可。

※事業開始当初の許認可申請の場合は、原則として許認可の取得後でなければ不可。

1-35 県内に複数店舗がある場合、全店舗の営業許可書が必要か。

資金使途が特定の店舗の場合は当該店舗の許可書の写し、特定されていない場合は主な店舗の許可書の写しを添付すること。

1-36 店舗新築・改装に係る設備資金の融資を希望しており、設備設置後でないと必要な許可が得られないが許可前に申込み可能か。

「主な許認可等一覧」(☞p.12)に掲げているものは、許可済みであることが信用保険上必須の要件であり、原則として申込前に許認可が必要となる。

【例外】「飲食店(許可制)」は、申込時に図面等を添付して審査を受け、融資実行後に設備を整備してから必要な許可を受けて設備完了届・許可書の写しを受付機関に提出することで、例外的に許可前に融資を受けられる(受付機関は許可書の写しを保証協会に送付)。他の許認可等の取扱いとは保証協会に個別に確認すること。

1-37 農地転用許可が必要な土地の工場用地購入は、農転許可取得前でも申込み可能か。

農地転用許可(開発許可も同様)取得前の状態では、設置に必要な許可を受けていない設備とみなし不可。

1-38 建設業許可が不要な場合とは。

申込時に受注明細で請負金額や工事の延べ面積を確認し、一定規模以下の場合は許可不要(p.12参照)。詳細は県建設管理課に確認すること。<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/youshiki2704.html>

1-39 ①「一般貨物自動車運送事業」とは。

②許可事業者から事業用自動車(青ナバー)を借り受けて荷物を運送する場合、許可なしで融資可能か。

③特定の者と契約し自家用自動車(白ナバー)を運転して荷物を運送する場合、許可なしで融資可能か。

①普通トラックを使用して運賃を受け取り荷物を運送する事業。営業所毎の事業用車数(種別毎に5両以上)、車庫の場所・前面道路幅員、休憩所、資格等の要件を満たして許可(原則として申込前に必要)が必要(詳細は埼玉運輸支局)。

②③自己名義の許可が必要なので不可。

1-40 「貨物軽自動車運送事業」とは。

軽トラックを使用して比較的小さな荷物を運送する事業で客から運送後に運賃を受け取るもの。届出が必要で軽トラック1両から可(詳細は埼玉運輸支局)。

1-41 特定自動車運送業の許可の前提となるバスの購入資金は対象か。

原則として事前に許可を受けてから申込みを行うことが必要なので、許可を得るためのバス購入は対象外。

■資金使途■ (1) 全般

1-42 ①建物・機械の修繕費 事業所賃借の②敷金③礼金 ④ソフトウェア購入費用 ⑤機械リース料の運転・設備の区分は。

①建物・機械の修繕費：経費として一括計上する修繕費であれば運転資金

②事業所賃借の敷金：会計処理上、資産計上を要するため設備資金

③事業所賃借の礼金：貸主にお礼として支払う金銭で通常は返還されないため、資産計上を要せず運転資金(税法上「繰延資産」と扱いが異なる。)

④ソフトウェア購入費用：資産計上する場合は設備資金(償却資産)、そうでない場合は運転資金

⑤機械リース料：リース契約は一般に賃貸借契約とされ賃貸料に類する性格を有するため運転資金

■資金使途■ (2) 設備資金

1-43 ①自社による事業所建設資金、②自社製作機械の取得資金は対象か。

要綱上は対象。ただし、設備資金としての金額の妥当性の判断が必要となるため、審査上、人件費の除外をしたり、他社の見積書と比較をしたりするなど精査をすることがある。特に①は審査上、難しい。

1-44 ①「法人設立の出資金・資本金、増資資金」 ②「組合出資金」

③定期預金を担保として信用状(L/C)を開設する「定期預金作成資金」は対象か。

①会社が借り入れるものでないため対象外(増資の出資者は社内の役職員又は社外の個人・法人)

②組合に加入するためのもので事業経営に必要ななら対象 ③対象外

1-45 ①競売等の「入札保証金」は対象か。 ②「契約保証金」は対象か。また区分は。

①確実に落札できる保証がなく、落札できなければ返還されるため対象外。

②事業の取引に不可欠なら対象だが、単に資金運用目的なら対象外。設備・運転の別は性質により判断し、一般に店舗等賃借のためなら設備、商品等の取引のためなら運転資金。

1-46 県外ナンバー車の購入資金は対象か。

対象外。(県外設置設備としての取扱い。)

ただし、中古車を購入する場合には制度融資申込受付時に県内ナンバーに変更することを確認し、埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)を提出するまでに県内ナンバーへの変更を完了しておく必要がある。

1-47 申込者以外が使用する設備のための資金に関して、下記の資金は対象となるのか。

p.4に記載のとおり、原則として申込者以外の特定の者が比較的長期(概ね1か月以上)にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となる。ただし駐車場にあっては、期間に関わらず(時間貸し等)対象外とする。

想定される具体的な資金の対象可否は下表のとおり。

資金使途	対象の可否	備考
コインランドリー	○	特定の者が長期にわたり占有する設備ではないため。
カラオケボックス	○	同上
貸会議室	○	同上
ホテル	○	同上
コインパーキング	△	駐車場に当たるため原則として対象外。ただし、店舗に併設されており、専ら来客用の駐車場と考えられる場合には、店舗の事業のための資金として対象となる。

■資金使途■ (3) 支払済み・設置済みの設備

1-48 所有地に工場を建てる場合、どの時点まで申込み可能か。

着工の有無に関わらず建物引渡完了前なら未支払部分(産業立地資金では対象経費の70%以内)の申込みは可能。

■資金使途■ (4) 住宅

1-49 店舗併用住宅の新增改築費用は対象か。

店舗部分のみ対象。店舗と住宅部分が区分されている場合は店舗部分の見積額(金額の妥当性は要審査)とし、合算の場合は建物全体の延床面積に占める店舗面積により案分した額。建築確認の用途は「専用住宅」ではなく「店舗併用住宅」であること。

■資金使途■ (5) 土地

1-50 ①造成費用 ②建物取壊費用 ③舗装費用 ④土地付きの建物取得資金は、土地取得費用扱いか。

①土地購入の際の造成費用は土地取得価額(仲介手数料・不動産取得税・登記費用等)に算入

②税法上、取得後概ね1年以内に建物の取壊しに着手する等、建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかな場合、土地取得価額に算入

③舗装費用（舗装のための整地にかかる費用を含む）は土地ではなく構築物取得費用。

④売買契約書等から、建物部分の金額が建物の評価等から妥当性が確認できれば、建物部分は土地取得費用に含めないのである。

■資金使途■ （6）資金の併用

1-51 同一設備に対し①同一資金（貸付）で複数金融機関から融資 ②他課所管の制度融資等と併用 ③市町村制度融資と併用 は可能か。

①可 ②不可（同一設備に対する複数資金（貸付）の併用は不可としている） ③可

1-52 土地は設備投資促進資金、その上の建物は産業創造資金を利用することは可能か。

実務上は原則として土地と建物を一体として同一設備とみなしているため、土地と建物それぞれ別個の資金の併用は不可。なお、例外として、同一金融機関の場合のみ併用可能とする。

■融資利率■

1-53 条件変更により要綱で定める最長融資期間を超えて返済期限を延長した場合（保証付の場合、保証協会の承諾が必要）、要綱で定める最長融資期間を超える期間は利子補給対象ではなくなるので要綱の上限利率を超えてよい。

要綱で定める最長融資期間を超える期間については、利子補給分を確保するためにも、申込者と金融機関の協議による利率の変更により要綱の上限利率を超えることもやむを得ない。ただし、事業者の返済負担となるような利率の大幅上乗せは、県制度融資の「長期固定低利」という特徴や金融円滑化という理念から認められないため、原則として利子補給相当分程度の上乗せに限る。

■償還方法■

1-54 ①長期資金（1年超） ②短期資金（事業資金（短期貸付）・小規模事業資金の1年以内）で手形貸付は可能か。

①「元金均等月賦償還」が可能であれば手形貸付も不可ではないが、証書貸付が原則。

②事業資金（短期貸付）であれば「割賦又は一括償還」であり、手形貸付も可。小規模事業資金の1年以内は「1年以内据置元金均等月賦償還又は一括償還」が可能であれば手形貸付も可。

1-55 元金均等月賦償還の長期資金で据置の後一括返済とすることは可能か。

元金均等月賦償還としているため不可。

1-56 据置期間1年以内の場合、いつまでを据置期間とすることができるのか。

据置期間1年とした場合、初回返済日は「融資実行日の翌日から起算して13か月目の融資実行日に相当する日」となるが、申込者の希望によっては、「融資実行日の13か月目の応当日から遡って1か月未満の範囲」から「13か月目の応当日を含む月の月末」までの期間内に設定することが可能。ただし、設定の仕方によっては返済回数に影響する場合もあるので、不明な点は必ず保証協会に相談すること。

■保証人■

1-57 県制度融資において経営者保証を不要とできるのは、どのような場合か。

①信用保証を付さない資金（事業資金（短期貸付）、産業創造資金（産業立地貸付））を利用する場合で、金融機関の運用により経営者保証を不要とする場合

②産業創造資金（事業承継特別貸付）を利用する場合

③次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合

（ア）申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資の残高がある場合であり、法人と代表者個人の資産・経理が分離されているなど一定の要件を満たす場合

（イ）申込企業又は申込企業代表者の所有不動産について担保の提供があり、申込みの保証金額に対して全額の保全が図られる場合

④事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合

⑤起業家育成資金でスタートアップ創出促進保証を利用する場合

上記以外で県制度融資を法人が利用する場合には、法人の代表者を原則として連帯保証人とする必要がある。

■申込みに必要な書類■ (1) 申込書等 (→税関係書類は 1-21~31)

1-58 ①「運転資金・設備資金」 ②「複数資金」 ③「経営・金融支援課所管の制度融資と他課所管の制度融資等」を同時に申し込む場合、申込書類は一部で良いか。

①②2口に分けての申込みになるため、申込書等(融資・信用保証)や特約書は2部必要。

資格要件を確認する ための納税証明書・決算書・許可書等は一組(1口分)でよい。

③審査の流れが異なるため原則としてそれぞれの申込について必要部数を添付する。

1-59 法人の代表者が複数いる場合、申込代表者名はどうするのか。

金融取引を代表する者1名を申込者とする。なお、印鑑証明は申込代表者分のみでよいが、保証協会を最初に利用する際の経歴書は全員分必要となる。

1-60 支店を申込者とできるか。

支配人登記(代表権)が必要。この場合でも従業員数は企業全体で判断する。

1-61 融資申込書の記入誤りは、差替えが必要か。

申込金額欄の誤りは差替えを必要とし、それ以外の誤りは訂正印の訂正で可とする。

1-62 証明書類等の発行日が申込書の商工団体受付日より後でも問題ないか。

必要書類は受付時点で揃っている必要があるため、原則として発行日は商工団体受付日より前

【例外】金融機関・保証協会の審査の結果、取り直す場合等はこの限りでない。

1-63 NPO法人の場合に提出が必要な「事業報告書等」とは何か。

NPO法人の場合は、通常の確定申告書(収益事業を営まない場合は不要)に加えて、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類(事業報告書等)の提出が必要。

- ・事業報告書
- ・計算書類(活動報告書及び貸借対照表)及び財産目録
(複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものが望ましい。)
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

■申込みに必要な書類■ (2) 証明書等 (→税関係書類は 1-21~31)

1-64 登記事項証明書や商業登記簿謄本の写しの代わりに、インターネットの「登記情報提供サービス」で確認できる登記情報を印刷したものでも受付は可能か。

可能。ただし、これでは会社設立時からの経緯が全て分からない場合、金融機関や保証協会の審査状況によっては、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しが必要となることもある。

■申込みに必要な書類■ (3) 見積書等 (→税関係書類は 1-21~31)

1-65 注文書は見積書の代わりになるか。

見積書が必要な理由は、金額の妥当性を判断するため及び具体的に売買の意思があることを確認するためであり、申込者の一方的な書類となっている注文書は不可。

【例外】双方の印鑑があるなど売買の意思が確認でき見積書と同等の内容なら可。

1-66 屋号を持つ個人事業者の場合、見積書は屋号だけのあて名でよいか。

原則として個人名を書いてもらう。ただし、信用保証委託申込書の商号欄に記載のある屋号又は許認可等に記載のある屋号と同一の場合は 屋号だけのあて名でも可とする。

1-67 インターネット上で発行した見積書は有効か。

見積書がネットによる発行のみの場合は、金額等が改ざんできず、法人名や内容が明確になっていれば可。

1-68 カタログ又は図面が必要な場合とは。

見積書の内容だけでは資金使途に問題がないかどうか判断できない場合。

＜例＞・建築確認が必要な場合、飲食店等で許可取得の審査に図面が必要な場合、店舗併用住宅の店舗部分を明らかにする必要がある場合等→図面を添付

・車両で見積書だけでは乗用車かどうかわからない場合→カタログ等を添付

1-69 見積書だけでは不十分な場合でカタログがないときの対応は。

メーカーにカタログを依頼しても手に入らなければ、契約書等で型番等が記載されたもののコピー＋写真、ホームページの印刷、中古車の場合の車検証(乗用車かどうか判断可)などで可。

1-70 見積書の期限が切れている場合の対応は。

原則不可。ただし、申込時点でも見積額に変更がないことを見積書の発行者に確認の上、申込者が見積書にその旨を記載した場合に限り可とする。

■申込みに必要な書類■ (4) 賃貸借建物の保証金・改装等 (→税関係書類は 1-21～31)

1-71 店舗の賃借保証金について商慣習として見積書が出ないが、他の資料で代用できないか。

原則として物件の場所・用途・賃料等の諸条件を含む見積書の提出が必要。商慣習上、見積書が発行されない場合、見積金額を含む諸条件が記載されている契約書の写しで代用可。契約書が未作成の場合、次問【1-72】に準じて取り扱う。

1-72 店舗の賃借保証金と改装費用について、融資実行前に本契約が結ばず賃貸借契約書の写しを提出できない場合はどうすればよい。

申込時点では、仮契約書の写し又は契約者の署名・押印前の契約書のひな形(物件所在地・契約者・賃料・使用目的等が記載されているもの)を提出することでも差し支えない(重要事項説明書では代用不可)。なお、融資実行までに本契約書(契約者の署名・押印があるもの)の写しを追加提出する必要がある。

1-73 店舗の改装費用について、①口頭の承諾でよい、②賃貸人の承諾書に様式の定めがあるのか。

①賃貸物件の改装について賃貸人が承諾する旨を書類で確認する必要がある。

②改装を承諾する旨の記載があり賃貸人の署名・押印があれば様式は任意。なお、改装等の承諾が契約書に盛り込まれていると解釈できる場合のみ承諾書(写し)は省略してもよい。

■申込みに必要な書類■ (5) 特約書・設備完了届 (→税関係書類は 1-21～31)

1-74 特約書(様式28)右上の記載方法・印鑑について。

特約書については、様式28をひな形とし、各金融機関の実情に応じて改変可能。

様式28に相当する内容が金銭消費貸借契約等に盛り込まれている場合は、様式28自体不要。

印鑑については、金融機関で必要とするものを押印する。

1-75 設備完了届(様式31)の提出にあたり、①見積書よりも低額で設備を購入していた場合、②見積書と違う業者から購入していた場合、どうなるか。

①差額は繰上償還の対象となる。具体的手続等については、金融機関と保証協会に相談すること。

②資金使途や金額に問題がなければ見積書の再提出は不要。経緯を書いた文書を完了届に添付する。

■事業者選択型経営者保証非提供制度■

1-76 事業者選択型経営者保証非提供制度の概要を知りたい。

一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度である。

(事業者選択型経営者保証非提供制度の概要)

要件	次の要件のいずれにも該当すること。* ①過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 ②直近の決算において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 ③直近の決算において債務超過でない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 ④上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ⑤中小企業者が、保証料率の上乗せにより保証人の保証を提供しないことを希望していること。 * 法人の設立後最初の決算が未了の者にあつては、①から③にまでに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあつては③に掲げるものをそれぞれ除く。
保証料率	・上記の③の要件の両方を満たす場合…信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ ・上記の③の要件のいずれか一方を満たす場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合…信用保証協会所定の保証料率に0.45%上乗せ
保証人	不要

※詳細は保証協会HPで確認すること。

1-77 この制度で経営者保証を不要にする場合、法人保証及び第三者保証人等を含む一切の保証人を徴求してはならないということか。

そのとおり。

1-78 法人成りの場合において個人の確定申告に基づきこの制度の要件を満たすか判定することはできるのか。

できない。法人設立後の決算に基づき判定を行うことから、法人成りの場合においては、設立事業年度の決算がない法人と同様に扱う

1-79 事業者がこの制度の適用を希望する場合、金融機関以外の受付機関において、この要件を満たすことを証明する書類を確認する必要はあるか。

この制度の要件を満たすことの確認は金融機関が行うものであることから、金融機関以外の受付機関においてこの要件を満たすことを証明する書類の確認は不要。

1-80 保証協会は事業者がこの制度の適用を希望する意思確認はどのように行うのか。

事業者選択型経営者保証非提供制度の適用を希望	確認書兼誓約書の提出があることにより確認する。
経営者保証の提供を希望	『「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明』の提出があることにより確認する。

※ 他の経営者保証を不要とする制度等の利用を希望する場合は、他の制度等の添付書類があり、かつ、確認書兼誓約書の提出がないことにより確認する。

1-81 確認書兼誓約書に中小企業者及び金融機関確認者の押印は必要か。

不要。

1-82 確認書兼誓約書に有効期間はるか。

有効期間はないが、記載日から概ね1か月以内を目安とすること。

1-83 保証申込み中に新しい決算が確定した場合は同決算に基づき確認書兼誓約書の差し替えは必要か。

必要。

金融機関の御担当者様へ

中小企業庁が作成した金融機関向けの「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）及び事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）に関する照会回答事例集」（金融機関団体経由で各金融機関へ周知されているもの）も併せて御参照ください。



2 各資金の詳細 (各資金共通の一般的な項目は1 総則を参照●[p.1](#))

① 事業資金 (一般貸付)

■融資対象者の要件■

次に該当する中小企業者及び中小企業組合

- [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～8に該当する者

■資金使途■

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ 中小企業組合においては、共同生産、共同販売、共同購入等共同事業の実施に必要な資金に限ります。

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ● [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 (中小企業組合による組合員へのものも対象外)
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 土地の取得資金 (中小企業組合の場合は対象)
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	6,000万円 (中小企業組合4億円)	5,000万円 (中小企業組合6,000万円)
	設備・運転併用の場合は、合計6,000万円 (中小企業組合4億円)	
利 率	年2.2～2.6%以内 (融資期間により異なる) ● 巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する (保証料 年0.45%～1.64%以内) ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類 (中小企業組合による土地の取得の場合、建築する建物の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを添付) とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届 ([様式31](#)) を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書 ([様式33](#)) を受付機関に提出すること。

■ 申込みに必要な書類■

📁 それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類… p. 7、8 に記載の■基本書類■(1)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類（中小企業組合が申込みの場合に限る） （1）融資あっせん申込書（ 様式2 ）……………	1部（原本）
中央会は埼玉県事業資金（中小企業組合向け一般貸付）推薦書（ 様式2.5 ）を作成	2部（原本1写し1）

② 事業資金（短期貸付）

■融資対象者の要件■

次に該当する中小企業者、知事の認定した中小企業組合（以下「認定組合」という。[●次ページ](#)）及びその組合員

[p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

■資金使途■

運転資金のみ 商品仕入及び手形・小切手等の決済等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [●p.3](#)

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 等

■融資条件■

	運 転 資 金	
	中小企業者・認定組合の組合員	認 定 組 合
限 度 額	中小企業者 …信用保証付き 3,000万円 …信用保証なし 3,000万円 *信用保証付き、信用保証なし併用の場合は、合計6,000万円 認定組合の組合員…6,000万円 *組合員としての限度額を利用できるのは、認定組合に申し込む場合に限りです。この場合、中小企業者としての限度額との併用は不可。（一企業当たりで合計6,000万円の利用が限度となる。）	6,000万円 *知事の認定を受けた中小企業組合のみ利用可。
利 率	信用保証付き：年1.75%以内、信用保証なし：年2.15%以内 ●巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年以内（割賦又は一括償還）	
担 保	取扱金融機関（及び保証協会）との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、信用保証を付し事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	原則として付する（保証料 年0.45%～1.64%以内） ※信用保証を付し事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

■受付機関■

- ・中小企業者…申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・認定組合…埼玉県中小企業団体中央会
- ・認定組合の組合員…それぞれの加入する組合

■融資実行後の手続き■

組合員から申込みを受け付けた認定組合……速やかに埼玉県中小企業制度融資事業資金（短期貸付）組合員融資受付報告書（[様式30](#)）を組合員の事業所所在地を管轄する商工会議所・商工会に提出すること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。
本（母）店は、信用保証なし融資について、埼玉県中小企業制度融資事業資金（短期貸付）融資報告書（[様式34-1～3](#)）を四半期ごとに、埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書（[様式39](#)）を年3回、県経営・金融支援課に提出すること

■ 申込みに必要な書類 ■ 各それぞれの書類の提出先 : p. 7、8

1 基本書類…[p. 7、8](#)に記載の■基本書類■(1)～(5)、(12)～(23)と同様

※(12)～(23)は信用保証付きの場合のみ必要

■ 認定組合 ■

1 短期貸付を利用できる認定組合一覧 (令和8年4月1日現在 48組合)

- 【あ】…上尾ものづくり協、朝霞地区運送事業協、入間地区トラック事業協、岡部建設業協、小川木材建具工業協、越生織物商工業協
- 【か】…開道建設業協、鍵山商業協、春日部機械金属工業協、春日部市豊野工業団地協、加須被服協、川口鋳物工業協、川口機械工業協、川口新郷工業団地協、川口南平工業団地協、協川越バンデアン、協熊谷鉄工機械工業会、協熊谷流通センター、熊谷トラック事業協
- 【さ】…埼玉運輸事業協、埼玉織物工業協、埼玉県小川和紙工業協、埼玉県家具工業組合、埼玉県紙器段ボール箱工業組合、埼玉県石油業協、埼玉県倉庫団地協、埼玉県中古自動車販売商工組合、埼玉県電気工事工業組合、埼玉県被服工業組合、埼玉県米穀小売商業組合、埼玉ダンプ(企)、埼玉パーソナル物流協、埼玉東トラック協、草加化学工業団地協
- 【た】…太平フードサービス協、秩父トラック協、秩父銘仙協、秩父木材協、都幾川木工協、所沢織物商工協
- 【は】…羽生衣料縫製協、羽生機械金属協、羽生被服協、飯能地区トラック事業協、比企地区トラック協、武州織物工業協
- 【ま】…三ツ和総合建設業協 【わ】…鷲宮工業団地事業協

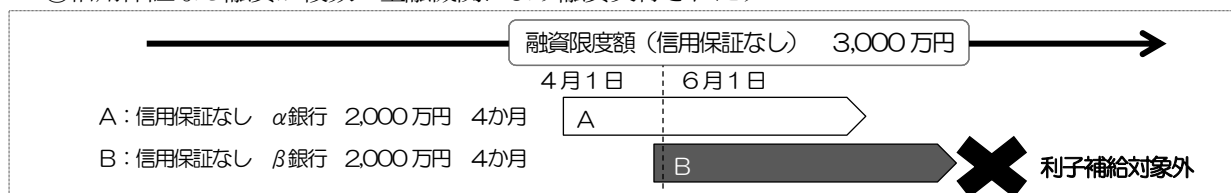
2 新たに知事の認定を受けようとする中小企業組合(認定組合として短期貸付の利用を希望する場合)の手続き
埼玉県中小企業制度融資事業資金(短期貸付)利用指定団体申請書(様式3)に中小企業組合の沿革、定款、決算書及び組合員名簿等を添付して、埼玉県中小企業団体中央会を経由して埼玉県知事(経営・金融支援課)に申請すること。

■ 限度額管理 ■

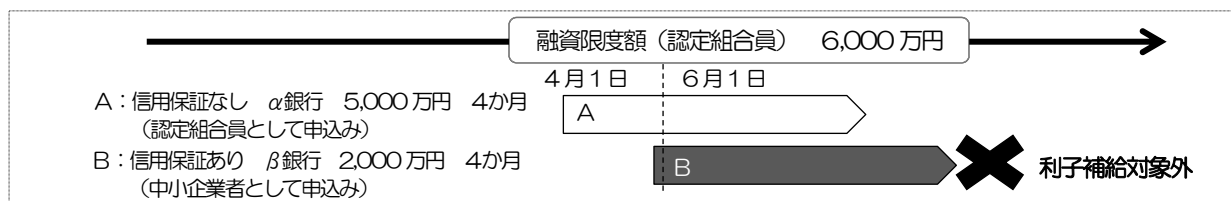
※事業資金(短期貸付)については、例年、融資限度額越え(1)の事例により利子補給対象外となる融資が見受けられるため、各機関において、(2)のと通りの確認をお願いします。

(1) 融資限度額を超えて実行された事例(①②ともBの融資については、利子補給対象外)

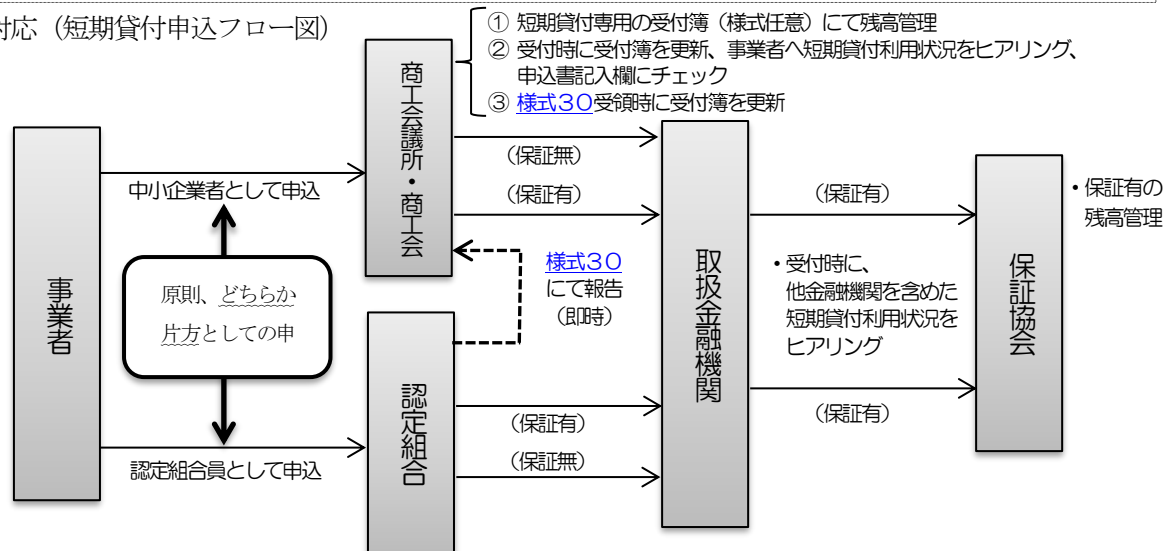
①信用保証なし融資が複数の金融機関により融資実行されたケース



②認定組合員に対して、複数の金融機関により融資実行されたケース



(2) 対応(短期貸付申込フロー図)



③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者（組合を含む）※NPO法人は対象外

●主な業種・組合の規模要件

※従業員数の算定方法は [Q1-8](#) 参照

主 な 業 種 ・ 組 合	従業員数
■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製版・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合（その事業に従事する組合員数）・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗張・染物業（クリーニング店等）、医療（個人診療所）・保健衛生業（接骨院・整体等）、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業（税理士・建築士事務所等）、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業（ハウスクリーニング等）、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合（組合又は組合員の2／3以上が保証対象業種を行っているもの）	5名以内 (商業・サービス業は2名以内)

- 1 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～5、7、8に該当すること。
- 2 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
	設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利 率	年2.1～2.5%以内（融資期間・特例適用により異なる） p.1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担 保	不要	
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する { 保証料 年0.50%～1.76%以内* 特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80%以内 } *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	
現 地 調 査	必要（省略できるケースあり） p.11	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様。 受付機関は申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ☞p. 11 「※3特別小口保険の利用の可否」 ☞p. 34	
2 本資金の利用に係る必要書類 (1)* 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書（様式4） …………… 1部（原本） (2)* 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状（様式5） …………… 1部（原本） *取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○ 特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税証明書（法定業種以外の事業を営む場合を除く） …………… 2部（原本1写し1） b 県民税及び市町村民税の納税証明書（事業税の税額がある場合を除く） …… 2部（原本1写し1）	
3 経営革新企業の特例を受ける場合 (1) 経営革新計画に係る承認書の写し ……………	2部
4 現地調査が必要な場合 ☞詳細：p. 11 受付機関は現地調査報告書（様式26）を作成 （原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出（取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ提出することも可）。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付）	3部（原本1写し2）
【事業所形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】 (1)a（事業所が自己所有の場合）建物所有者を確認できる書類の写し …………… 例：建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書又は建物の評価証明書等 b（事業所が自己所有でない場合）賃貸借契約書の写し等 …………… (2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し（(3)を確認できる部分） …………… (3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類（発注書・領収書等）など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し（取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち複数月の数枚程度） ……………	2部 2部 2部 2部

○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

保証協会の各部支店に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。

※ 御相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

○特別小口保険の利用について

小規模事業資金（小規模事業資金の借換制度）の利用を希望する個人事業者*は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。（*県制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。）

■要件①■ 事業税の納税証明書で、課税額があり、かつ完納していること。

（税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。）

■要件②■ （事業税の課税額がない場合）「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、所得割の課税額があり、かつ完納していること。

（所得割の税額が障害者控除・寡婦(夫)控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。）

■要件③■ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「□有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄の*3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「□不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口零細企業保証による小規模事業資金の利用（保証料が異なる。）等を検討すること。

※ なお、①②共に、保証の委託の申込日以前1年間に複数回納期が到来している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当分全ての完納を確認できる証明書が必要。

③の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

■融資対象者の要件■

借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）[●p.33参照](#)

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 [p.33](#)に記載の小規模事業資金の■融資対象者の要件■に該当すること。
*ただし既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と、借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計額が2,000万円以下となること。

再借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）は1回に限り再借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（借換制度利用）の融資残高があること。
- 2 上記＜借換＞の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。（同額は不可）
※なお、この要件は借換時には要しない

■資金使途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（最長融資期間を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く）の借換えに要する資金及び、必要に応じた新規運転資金（最新決算期の平均月商3か月分を限度）

★複数の借入れを一本化する場合、融資実行日から1年未満の小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができます。

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	2,000万円 〔 既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度（新規運転資金については最新決算期における平均月商の3か月分以内） 〕
利 率	年2.1～2.5％以内（融資期間・特例適用により異なる） ●巻頭1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり
期間・償還方法	1年超7年以内（6か月以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	不要
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する 〔 保証料 年0.50％～1.76％以内* 特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80％以内 〕 *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25％又は0.45％が上乗せとなる。
取扱金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関に限る

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

■ 申込みに必要な書類 ■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

小規模事業資金1～3（前ページ）と共通。	
・借換の場合申込書中の「借換」に、再借換の場合「再借換」に✓印をつける。 ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※3 特別小口保険の利用の可否」 ☞p.35	
4 借換制度の利用に係る必要書類 事業計画書（様式6）	3部（原本1 写し2）

Q & A ③小規模事業資金

■融資条件■ （1）融資限度額

3-1 保証残高が1,800万円あるが、新たに500万円申し込めるか。

保証残高（貸付金額ベースとし、根保証・当座貸越等の保証の場合、極度額）と申込金額の合計額が2,000万円を超えているため申し込めない。

3-2 小規模事業資金（運転資金）の返済中に運転資金で申込みを行う場合、限度額は。

小規模事業資金の運転資金の限度額は、申込直近の決算書等で確認できる年売上高を基礎とするため、決算期が同じ場合、限度額は変わらない。新たな決算の申告が受理・確定された時点でその年売上高が基礎となる。

＜例＞ ①前々期分申告＝売上高1,200万円→限度額300(A)万円

②以前の小規模事業資金融資実行→申込時の残高200(B)万円

③前期分申告＝売上高2,400万円→限度額600(C)万円

・前期分申告前の場合 300万円(A)－200万円(B)＝100万円が限度額

・前期分申告受理済後 今期分の600万円(C)が新たな限度額の枠となり残高Bの差引は不要

（いずれの場合も保証付残高との合計で2,000万円以内であること。）

3-3 決算書の期間が1年未満の場合の運転資金の査定基準は。

決算書等の売上高（端数日は月単位に切上げ）を1年に換算し、その12分の3が限度額

（例）7月途中設立で3月末決算の場合 査定額＝決算書の売上高÷9（か月）×3（か月）

3-4 7か月前に法人成りして4か月で決算の場合、運転資金の査定基準は。

最初の法人決算を終えていれば、それが査定の基準になるので、決算書の売上高の4分の3が査定額。なお、法人決算期が未到来の場合は個人事業の売上高を査定基準とする。

3-5 事業所得以外にも所得がある場合、運転資金の査定の基礎に含められるか。

事業に関する年売上高から限度額を算出するので含められない。

3-6 2以上の業種を営んでいる事業者の査定額はどのようになるのか。

2以上の業種を営んでいる事業者から、ある1つの業種に係る資金使途での申込みがあった場合には、それぞれの売上高が査定の基礎となる。ただし、業容拡大の場合は、拡大前の業種の売上高で算定してやむを得ない。

3-7 直近の確定決算以後売上が増加しているが、直近の試算表等をもとにした融資額の査定は可能か。

直近の確定決算を基準とするため、試算表等による査定は不可。

3-8 事業資金一般貸付と小規模事業資金を同時に申し込むことは可能か。

小規模事業資金について、特別小口保険利用の場合は不可。特別小口保険利用以外の場合、既存の保証付き融資の残高と小規模事業資金の申込額の合計が2,000万円以内であれば、2口同時申込みは可。なお、この場合、事業資金一般貸付の申込額は問わない。

3-9 小規模事業資金の借入があるが、市町村特別小口資金を申し込めるか。

個人事業者で既存の小規模事業資金について特別小口保険を利用している場合は、その残高と市町村特別小口資金の申込金額との合計額が2,000万円以内なら申込み可。

※特別小口保険とは別の保険（無担保保険等）を既に利用している場合は、特別小口保険の利用はできない。

具体的な例としては、法人が小規模事業資金を利用する際は、原則として代表者保証が必要な無担保保険を利用することになるため、その後で特別小口保険を利用した市町村特別小口資金などの申込みはできなくなる。

■融資条件■ （2）融資期間・償還方法

3-10 ①1年以内の一括償還で小規模事業資金を借りているが、①条件変更で分割返済にすることは可能か。

②引当て工事の遅れ等により1年を超える条件変更を行えるか。行える場合③一括償還は可能か。

①～③とも審査上、その必要性が認められれば可。

■融資条件■ （3）資金使途

3-11 建物建築資金は対象か。

建物建築（不動産取得）資金は、原則として融資対象物件を担保とするため、無担保が要件の本制度では原則として対象外。ただし、金融機関及び保証協会が無担保での利用を認めた場合は対象となるため、事前に金融機関及び保証協会に確認の上、申し込むこと。

Q & A ③の2小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)

■融資対象者の要件■

3-12 借換後に新規の融資は受けられるのか。

借換後の新規融資については、融資申込時の財務内容、事業計画、返済能力、返済実績等により個別に判断される。（財務内容等により、新規融資が難しい場合もあるので、金融機関に相談すること。）

■資金使途■

3-13 設備資金も借換えできるのか。

申込可。ただし、借換え後の資金使途は、運転資金となる。

3-14 融資期間1年以内で借りた小規模事業資金も借換制度の対象か。

融資実行日から1年以上経過しているその他の小規模事業資金と一緒に借り換える場合は対象。

3-15 条件変更により①融資期間を延長 ②月々の返済額を減額した小規模事業資金は借換制度の対象か。

①延長後も要綱上の最長融資期間(県と保証協会との損失補償契約の対象となる保証期間を含む。必要により保証協会に確認)内なら借換対象だが、超えた場合は対象外。

②条件変更後の約定どおりに返済されている場合は対象で、延滞している場合は対象外。なお、借換時には借換後の月々の返済額に関する条件はないが、再借換時には再借換後の月々の返済額が再借換前の月々の返済額より減額していることを要する点に注意のこと。

3-16 小規模事業資金2口(A500万円・B500万円)のうちAのみを借換後Bも借換可能か。

Bについても利用できる。なお、一度借り換えた借入金の再借換えが可能であるのでAについても再借換えができる。（借換資金の利用も可）

■融資条件■ (1) 融資利率

- 3-17 ①経営革新計画企業の利率優遇を受けたいが、どうすればいいのか。
②経営革新計画の承認から5年未満とは。
③経営革新計画の承認を受けてから5年未満の場合は、借換制度を利用する場合であっても、利率の特例の適用が受けられるか。

①経営革新計画の承認申請をし、県の承認を受ける必要がある。承認申請に関する照会・申請は、県経営・金融支援課、各地域振興センター、又は商工会議所・商工会まで。(本社所在地によって相談・申請窓口が異なる)
②経営革新計画の承認日から、受付機関受付時までが5年未満であること。
③利率の特例の適用を受けることができる。

■融資条件■ (2) 融資限度額

- 3-18 新規運転資金を含めて小規模事業資金の借換えを利用した後、再度同資金を申し込むことは可能か。

借換時の新規運転資金分で年商の3/12の枠を使ってしまう場合は、その償還分の範囲内であれば利用は可能。

■融資条件■ (3) 信用保証

- 3-19 信用保証料相当額が不明なので融資限度額がわからない。

保証料については、取扱金融機関を通じて保証協会へ確認すること。

■融資条件■ (4) 担保・保証人

- 3-20 担保・保証人は既往借入金と同じでよい。

原則として既往借入金の条件と同一。

■金融機関■

- 3-21 小規模事業資金を複数借り入れしている場合一本化できるか。

借換は既往借入金と同一の金融機関に限るため、金融機関が同一なら一本化できるが、複数機関から借り入れている場合は別々の申込みになるため一本化できない。

- 3-22 既往借入金の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県制度融資の取扱いのない県外支店へ返済しているが借換制度の利用は可能か。

当該県外支店での取扱いは不可。ただし、別の支店(県内支店又は知事が指定した県外支店)で取扱いを行ってもらえるのであれば利用は可能。[p.117【Q&A15-16】](#)と同様。

■申込みに必要な書類■

- 3-23 小規模事業資金の借換えを複数同時に申し込む場合(金融機関ごとなど)、納税証明書はそれぞれ原本が必要か。

2口以上同時に申し込む場合、1口に原本1部・写し1部を添付すれば、他口はそれぞれ写し2部でよい。

- 3-24 複数の借換えを同時に申し込む場合「事業計画書(様式6)」は同じものでよい。

1枚の計画書に借換えをする借入れを全て記入し、それぞれの申込書に同じ計画書のコピーを添付する。

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者（開業後又は会社設立後5年未満の者を含む）で、次の全てに該当するもの
1 次のア～キのいずれかに該当すること。※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア 【創業者（開業前）】 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者 （ア）事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内^{*1}に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの （イ）事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内^{*1}に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの （ウ）自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社（分社化） （*1）認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内	イ 【新規中小企業者（会社設立・開業後）】 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの （ア）開業^{*2}後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの （イ）設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの （ウ）他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社（分社化） ウ 上記イ（ア）に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
エ 【再挑戦支援保証】※申込前に保証協会に御相談ください。 ア（ア）（イ）、イ（ア）（イ）又はウのいずれかに該当し、かつ、次の（ア）（イ）のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社 （ア）過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化（業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう）により廃止してから5年未満の者 （イ）過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日）において当該会社の業務を執行する役員（社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む）が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない）であった者で解散の日から5年未満のもの	オ 【スタートアップ創出促進保証】 ア（イ）（ウ）、イ（イ）（ウ）又はウのいずれか（保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。）に該当するもの カ 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの （ア）開業後5年以上10年未満の個人であって、当該開業^{*2}の日前に事業を営んでいなかったもの （イ）設立後5年以上10年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの （ウ）設立後5年以上10年未満の会社であって、他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立したもの（分社化）
キ 上記イ（ア）又はカ（ア）に規定するものであつて新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社を設立したものが事業を開始した日から起算して、経過した年数が5年以上10年未満のもの	

*2 「開業」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要な許認可等を得ていることが前提となります。
形式的に開業届を提出しただけで、事業を反復継続していると認められない場合は、開業前となります。
＜開業の具体例＞ 店舗の開店、工場の操業開始

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■3～8に該当すること。

- ・納期限未到来の場合、納税要件は確認不要。
- ・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金 ※建物の建築・取得については [p.45 Q&A4-11](#) 参照
 運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済み設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額 ★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利 率	融資対象者1 ア～オの場合 年1.7～2.1%以内 融資対象者1 カ又はキの場合 年1.8～2.2%以内 （融資期間により異なる） ●巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 （1年以内据置 元金均等月賦償還）	1年超7年以内 （1年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	融資対象者1 ア～オの場合 不要 融資対象者1 カ又はキの場合 <u>取扱金融機関及び保証協会との協議により定める</u>	
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要* ¹ 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する。 融資対象者1 ア～オの場合 保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合：年0.80%以内* ² イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合：年1.00%以内 融資対象者1 カ又はキの場合 保証料率は年0.45%～1.64%以内* ² * ² 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	
現 地 調 査	必要（省略できるケースあり） ●p.11	

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付・独立開業貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付、女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付））の残高も算入するものとします。

*¹ スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中に、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式3.1](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式3.3](#)）を受付機関に提出すること。
 （スタートアップ創出促進保証を利用する場合）スタートアップ創出促進保証に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■ 申込みに必要な書類 ■ ☞ それぞれの書類の提出先 : p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様 ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※2 現地調査の要・不要」 ☞p. 11 現地調査が必要な場合、受付機関は現地調査報告書(様式26)を作成 ……3部(原本1写し2) ※原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付 (取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ提出することも可。) ・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書(決算書)は不要 ・納期限が到来していない場合、納税証明書等は不要 ・基本書類(17)定款の写しが必須となります。御注意ください。	
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じ添付) (1) (要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合) 創業・再挑戦計画書(様式8-1) ……2部(原本1写し1) (2) (要件ウ又はキの場合) 「個人事業の時の開業届」及び「個人事業の時の廃業届」及び「会社としての設立届」の写し ……3部 (3) (会社の場合) 定款の写し ……2部(原本1写し1) (4) (要件オの場合) 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用) ……2部(原本1写し1) (5) (認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合) 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 ……2部(原本1写し1) (6) (以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要) 資格要件申告書(様式8-2) ……2部 (7) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(ア)要件の場合のみ必要 ……2部 (8) 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ)要件の場合のみ必要 ……2部	

④の2 起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）

■融資対象者の要件■

- ア ④起業家育成資金の融資対象者要件 ア～オの者
イ ④起業家育成資金の融資対象者要件 カ又はキの者 

借換

次の全てに該当するもの 

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付）および女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付）を含む。以下この項において同じ。）の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 p.39に記載の起業家育成資金の■融資対象者の要件■に該当すること。

再借換

次の全てに該当するものは1回に限り再借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（借換制度利用）の融資残高があること。
- 2 上記＜借換＞の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。（同額は不可）
※なお、この要件は借換時には要しない

■資金使途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している起業家育成資金（保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く）の借換えに要する資金及び、必要に応じた新規運転資金
★複数の借入れを一本化する場合、融資実行日から1年未満の起業家育成資金の借換えに要する資金を含めることができます。

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	3,500万円 既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度
利 率	融資対象者 アの場合 年1.7～2.1%以内 融資対象者 イの場合 年1.8～2.2%以内 (融資期間・特例適用により異なる) 
期間・償還方法	1年超7年以内（6か月以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	(1) アにあっては、不要 (1) イにあっては、取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する。 (1) アにあっては、保証料率は次のア又はイとする ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合：年0.80%以内*2 イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合：年1.00%以内*2 (1) イにあっては、保証料率は年0.45%～1.64%以内 *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる
取扱金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関に限る

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付・独立開業貸付）、女性・若者経営者支援資金（女性・若者起業家支援貸付、女性経営者支援資金（女性起業家支援貸付））の残高も算入するものとします。

* 1 スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中で、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ➡それぞれの書類の提出先：p. 7、8

起業家育成資金1～2（p.40）と共通。 ・借換の場合申込書中の「借換」に、再借換の場合「再借換」に✓印をつける。	
3 借換制度の利用に係る必要書類 事業計画書（様式6）	3部（原本1 写し2）

Q & A ④起業家育成資金

■融資対象者の要件■ （1）創業者

- 4-1 ①県外に住んでいるが県内で開業する場合、対象か。
②半年前に県外で創業したが県内に事業所を移転する場合、対象か。
③半年前に県外で創業した会社が県内に新たな支店を設立するための設備資金は対象か。

①～③とも、県内における事業の客観的な着手の確認がとれれば対象となる。

- 4-2 ①事業を営んでいないとは。
②過去に個人事業主であったが現在は会社に勤務している者が、新たに事業を開始（または会社を設立）する場合、対象となるか。
③法人の役員である場合はどうか。

- ①個人の開業時又は会社設立時に事業を営んでいないこと。過去に営んでいたかは問わない。
②対象となる。
③法人の役員である場合、代表権のある役員は事業を営んでいることとなり対象とならないが、代表権のない役員は「事業を営んでいない」に該当し対象となる。

- 4-3 個人事業を開始し、その後、法人成りした場合、対象か。（変更）

個人事業を開始した後、新たに会社を設立した方で、事業の全部または一部を当該会社に承継させ、かつ個人事業を開始してから「5年未満」であれば対象。

なお、法人成りして1年未満での他資金の利用の可否は【➡p.20 Q&A1-15】を参照。

- 4-4 個人で不動産貸付を行い不動産収入を申告しているサラリーマンが、個人又は法人で新たに開業する場合、対象か。【➡p.18 Q&A1-4を参照】

不動産収入を「事業所得」として申告していた場合、金額にかかわらず「事業を営んでいない個人」に該当しないため対象外（事業所得として申告していない場合は対象）。

- 4-5 会社に勤務しながら、又は法人で代表権のない役員を続けながら開業する場合、対象か。

開業時に会社に勤務していたとしても、このことだけをもって申込みができないものではない。しかし、開業後は事業に専念することが原則であるため、事業計画について保証協会に事前相談することが望ましい。

- 4-6 A社のB支店に勤務する者が、当該B支店の設備を自らの資金で買い取って居抜きで事業を始める（既存事業の承継ではない）場合、対象か。

対象となる。他方、他の事業者が営む既存事業を承継する場合は対象外。

4-7 休眠会社を買い取り独立する場合、対象か。

事業を営んでいない個人が設立した会社に当たらないため対象外

4-8 会社を設立してから1年後に代表者の変更をした場合、対象か。

主体的な発起人が「事業を営んでいない個人」であれば対象となりうるが、代表者変更には法人買取りなどのケースもあり総合的に判断する。

4-9 会社員が製造業の合同会社を設立し、数か月後に①株式会社に組織変更、②業種を建設業に変更した場合、対象か。

代表者の連続性が確認できれば、①組織変更、②業種変更とも対象（同一事業1年以上が要件ではないため）。ただし、審査上、変更の理由等について説明を求められる可能性 がある。

4-10 建物建築資金は対象か。

建物建築（不動産取得）資金は、原則として融資対象物件を担保とするため、無担保が要件の本制度では原則として対象外。ただし、金融機関及び保証協会が無担保での利用を認めた場合に限り対象となる。したがって、事前に金融機関及び保証協会に確認の上、申し込むこと。

4-11 事業所の建築資金を借る場合、「1か月以内に新たに開業する具体的計画」に該当するためには、1か月以内に竣工する必要があるか。

この場合は、例外的に1か月以内に建築着工が確認できればよい。（竣工後速やかに開業する計画となっていることを確認）。

4-12 「新たに会社を設立」の会社とは。（「設立後5年未満の会社」の会社も同じ）

会社法の株式会社・合名会社・合資会社・合同会社。税理士法人、弁護士法人などの士業法人も合名会社に準じて「会社」に含み、医療法人等は含まない。

4-13 認定特定創業支援等事業について、開業予定地以外の自治体から受けた認定も対象になるか。

開業予定地以外の自治体（県外自治体を含む）で受けた認定も対象となる。

■融資対象者の要件■ （2）新規中小企業者

4-14 個人の開業・会社設立から5年未満の要件と5年以上10年未満の要件の違いはあるか。 （新規）

- ・主に①責任共有、②保証料、③担保に違いがある。
- ・個人の開業・会社設立から5年未満の要件の場合、①責任共有対象外、②一律料率、③不要。（※昨年度から変更はない。）一方、5年以上10年未満の場合、①責任共有対象、②一律料率ではない、③取扱金融機関及び保証協会との協議により定める。となる。

4-15 個人の開業・会社設立から5年未満とは。

事業開始が確認可能な日（原則として税務署・県税事務所に提出した開業届記載の開業日）、登記簿上の会社成立の日から、保証書発行までに5年未満であること（休業期間や外国での事業期間も参入）。

4-16 個人の開業・会社設立の事業歴はどの時点で判断するのか。 （新規）

保証協会の保証書発行日時点での事業歴で判断する。

- （例）保証書発行日時点で個人の開業・会社設立後5年未満の場合、④の融資対象者1 ア～オに該当
保証書発行日時点で個人の開業・会社設立後5年以上10年未満の場合、④の融資対象者1 カ又はキに該当

4-17 個人の開業届提出又は法人設立登記があれば [p. 39](#) の融資対象者イの新規中小企業者とみるか。

会社の場合、設立登記後ならば開業が確認できなくてもイに該当するが、個人の場合、開業届という形式要件はあっても現地確認等により具体的な開業が確認できなければイに該当せず、融資対象者アの創業者に該当するか具体的計画の有無で判断することになる。

■融資対象者の要件■ (3) 分社化

4-18 分社化で対象となるのは。

分社化とは、中小企業者である会社が、自らの事業の一部又は全部を継続して実施しつつ、新たな会社を設立することをいう。ただし、次の①又は②に該当する場合は分社化の対象外となる。

①既存の会社が事業を継続していない

②新たな会社が既存の会社の経営資源（資金、人材、設備、商号等）を活用していない（会社Aの代表者が、単に新しく別会社Bを設立しただけとみられる場合など）。

なお、分社化の要件での利用を希望する場合は、審査上、事業内容及び経営資源の活用状況*等を総合的に判断する必要があるため、保証協会に事前相談することが望ましい。

*経営資源の活用状況

- ・ 資金（新たな会社への出資比率が20%超など）
- ・ 人材（取締役の半数以上が既存の会社からの出向者又は元社員など）
- ・ 設備（固定資産を既存の会社から引き継いでいるなど）
- ・ 商号（既存の会社の商号の一部を新たな会社の商号に入れているなど）

4-19 県外の会社が県内に新たな会社を設立するための資金（[p. 39](#) 融資対象者要件ア（ウ）での申込み）は対象か。

対象外（申込企業が県内の中小企業であることを要するため）。

なお、分社化後の県内での新たな会社がイ（ウ）で申し込む場合は、親会社の県内外は問わないため対象。

4-20 会社Aが新設会社Bに従来の事業を全て移管し「全く違う事業」を行っている場合Bは対象か。

「事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立した会社」に当たらないため対象外。

■融資対象者の要件■ (4) 再挑戦支援保証

4-21 保証協会への事前相談は、求償権消滅保証を利用しない場合でも必要か。

円滑な審査事務を行うため、再挑戦支援保証の利用を希望する場合は保証協会での事前相談を必須としている。相談の際、計画書の作成が必須ではないが望ましい。

4-22 事業の廃止の日・会社の解散の日から5年未満とは。

廃業届出書の廃止日、閉鎖謄本の解散事由発生日から、5年目の応当日の前日までに保証申込をしていること。

4-23 破産免責決定を受け廃業届出書等で廃止日を確認できない場合の起算日は。

破産手続開始日が事業の廃止の起算日となる。

4-24 廃業届出書を未提出又は紛失した場合、対象か。

過去の税務申告書で確認できれば対象。

確認できない場合は廃業届出書を実態に合わせて提出（再提出）できれば対象。

4-25 実質解散状態だったが解散決議・解散登記がない場合、対象か。

対象外。

4-26 「経営状況の悪化」とは。

事業者本人又は業務を執行する役員の経営判断の誤りや取引先の倒産等により経営状態が悪化した場合。事業継続に何ら支障のない者が自発的に廃止又は解散した場合は含まない。

4-27 解散した「会社」とは。

会社法の会社（士業法人を含む）のことで規模・業種の制限はない。合名・合資・合同会社（持分会社）の場合、業務執行者以外の社員は対象外。「外国会社」は原則として対象外だが国内で登記した営業所の業務執行役員だった場合は対象。医療法人等は対象外。

■融資対象者の要件■ (5) スタートアップ創出促進保証

4-28 「保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。」とされているが受付時にどのように確認するか。

保証協会所定の「創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）」における3.「必要な資金及び調達の方法」により確認を行う。受付機関にあっては、「自己資金割合確認欄」において要件を満たしているか形式的に確認されたい（受付機関において、疎明資料の確認は不要）。

なお、創業計画段階又は会社設立済みだが売上高の計上がない場合には創業計画書3.（1）で「創業資金総額の1/10以上の自己資金」の確認が必要だが、会社設立済みで売上高の計上がある場合には創業計画書3.（1）に加えて3.（2）「 $\text{資本金} \div (\text{資本金} + \text{借入金等}) \geq 1/10$ 」による確認も可能。3.（2）の確認は申込時の試算表等で資本金及び借入金等の金額を判断する。

* 借入金等は、親族・知人等からの借入と金融機関からの借入の合計額。

4-29 税務申告1期以上終了している者の定義は何か。

事業年度終了の翌日から2か月以内の申告期限に決算が確定した者をいう。なお、申告期限の延長申請の特例を受ける中小企業者は延長後の申告期限内に決算が確定した者とする。

また、税務申告1期の決算月数は問わないものとする。

4-30 税務申告1期以上終了している者について自己資金要件は課さないのか。

そのとおり。

4-31 法人成りした場合で個人の税務申告1期以上終了している者については自己資金の確認は必要か。

個人で税務申告1期の実績があることから確認は不要。

4-32 自己資金はいつ時点のもので確認をするのか。

原則として創業時（創業計画段階や会社設立済みであり売上高の計上がないもの）の資金計画で自己資金を確認する。

4-33 自己資金及び創業資金総額にはどのようなものが該当するのか。

自己資金には法人が有している預貯金（普通預金・定期預金等残高の確認できるもの）、有価証券、既に購入済の設備（不動産も含む）、両親・兄弟等の親族からの贈与（客観的証明書類があるもの）、出資金、その他客観的に評価が可能な資産等が該当する。「創業計画書」における「3. 必要な資金及び調達の方法」の自己資金の金額がこれに該当する。

また、創業資金総額は、上記の自己資金に加え、親族・知人等からの借入、金融機関からの借入の合計金額をいう。「創業計画書」における「3. 必要な資金及び調達の方法」の合計金額が創業資金総額に該当する。

4-34 前問に関連して有価証券、既に購入済の設備資金（不動産も含む）、その他客観的に評価が可能な資産等はどのように評価を行うのか。

取扱金融機関が評価を実施する（受付機関において根拠の確認は不要であるが、取扱金融機関の資産等の評価の結果、自己資金の要件を満たさないと判断した場合は対象外となる旨を伝えていただきたい。）。

4-35 代表者個人の住宅ローン等の借入金は金融機関からの借入金に含まれるか。

含まれない。なお、かつての新事業創出貸付では、年間返済予定額の2年分を自己資金から控除していたが、スタートアップ創出促進保証ではそのような取扱いはない。

■融資枠■

4-36 以前、開業後5年未満の場合の要件で起業家育成資金の融資を受け、現在、1,000万円の保証残高がある。開業後5年以上10年未満の場合の要件で新たに3,000万円申し込めるか。（新規）

起業家育成資金の限度額は要件を問わず合算して3,500万円であるため、2,500万円までしか申し込めない。

なお、限度額には令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金（新事業創出貸付）、起業家育成資金（独立開

業貸付)、女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援貸付)、女性経営者支援資金(女性起業家支援貸付)の残高も含むため注意のこと。

Q & A ④の2 起業家育成資金の借換制度(再借換を含む。)

■融資対象者の要件■

4-37 個人事業として開業後(会社設立後)5年未満の時に起業家育成資金の融資の実行を受けた。起業家育成資金で借換を行う場合はどうしたらよいか。(新規)

融資対象者の要件によって、①責任共有の有無、②保証料、③担保などの要件が異なる。

既存の起業家育成資金に関係なく、起業家育成資金の借換の申込の際の事業歴で判断する。

【[p.45 Q&A4-14](#) 及び [p.45 Q&A4-16](#) を参照】

(例1) 開業から5年未満の事業者が起業家育成資金の借換を申請した場合、5年未満の場合の要件で借換

(例2) 開業から5年以上10年未満の事業者が起業家育成資金の借換を申請した場合、5年以上10年未満の場合の要件で借換(借換の申込時点で開業から5年以上経過しているため、既存の融資と同じ条件である5年未満の場合の起業家育成資金で借換の申し込みはできない。)

4-38 借換後に新規の融資は受けられるのか。(新規)

借換後の新規融資については、融資申込時の財務内容、事業計画、返済能力、返済実績等により個別に判断される。(財務内容等により、新規融資が難しい場合もあるので、金融機関に相談すること。)

■資金使途■

4-39 設備資金も借換できるのか。(新規)

申込可。ただし、借換後の資金使途は、運転資金となる。

4-40 融資期間1年以内で借りた起業家育成資金も借換制度の対象か。(新規)

融資実行日から1年以上経過しているその他の起業家育成資金と一緒に借り換える場合は対象。

4-41 条件変更により①融資期間を延長 ②月々の返済額を減額した起業家育成資金は借換制度の対象か。(新規)

①延長後も要綱上の最長融資期間(県と保証協会との損失補償契約の対象となる保証期間を含む。必要により保証協会に確認)内なら借換対象だが、超えた場合は対象外。

②条件変更後の約定どおりに返済されている場合は対象で、延滞している場合は対象外。なお、借換時には借換後の月々の返済額に関する条件はないが、再借換時には再借換後の月々の返済額が再借換前の月々の返済額より減額していることを要する点に注意のこと。

4-42 起業家育成資金2口(A500万円・B500万円)のうちAのみを借換後Bも借換可能か。(新規)

Bについても利用できる。なお、一度借り換えた借入金の再借換えが可能であるのでAについても再借換えができる。(借換資金の利用も可)

■融資条件■ (1) 融資限度額

4-43 新規運転資金を含めて起業家育成資金の借換を利用した後、再度同資金を申し込むことは可能か。(新規)

融資残高が限度額3,500万円を超えていなければ、限度額3,500万円から融資残高を引いた差額の範囲内であれば利用は可能。

■融資条件■ (2) 信用保証

4-44 信用保証料相当額が不明なので融資限度額がわからない。(新規)

保証料については、取扱金融機関を通じて保証協会へ確認すること。

■融資条件■ (3) 担保・保証人

4-45 担保・保証人は既往借入金と同じでよい。 (新規)

原則として既往借入金の条件と同一。

■金融機関■

4-46 起業家育成資金を複数借り入れしている場合一本化できるか。 (新規)

借換は既往借入金と同一の金融機関に限るため、金融機関が同一なら一本化できるが、複数機関から借り入れている場合は別々の申込みになるため一本化できない。

4-47 既往借入金の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県制度融資の取扱いのない県外支店へ返済しているが借換制度の利用は可能か。 (新規)

当該県外支店での取扱いは不可。ただし、別の支店（県内支店又は知事が指定した県外支店）で取扱いを行ってもらえるのであれば利用は可能。 [p.117【Q&A15-16】](#)と同様。

■申込みに必要な書類■

4-48 起業家育成資金の借換を複数同時に申し込む場合（金融機関ごとなど）、納税証明書はそれぞれ原本が必要か。 (新規)

2口以上同時に申し込む場合、1口に原本1部・写し1部を添付すれば、他口はそれぞれ写し2部でよい。

4-49 複数の借換を同時に申し込む場合「事業計画書(様式6)」は同じものでよい。 (新規)

1枚の計画書に借換をする借入れを全て記入し、それぞれの申込書に同じ計画書のコピーを添付する。

⑤ 設備投資促進資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

- 1 次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア 人手不足の解消又は緩和のための設備投資を行う者【人手不足対応特例】
 - イ 省エネ・創エネにつながる設備投資を行う者
 - ウ 事業再構築の推進のため補助金*を受けて設備投資を行う者

*「補助金」 次の（ア）から（ウ）に掲げるものに限る

- （ア） 「中小企業新事業進出補助金」 経済産業省の中小企業新事業進出補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金
- （イ） 「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」 経済産業省の新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金
- （ウ） その他知事が認める補助金

- 2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～8に該当すること。

■資金使途■

設備資金 人手不足への対応、省エネ・創エネの推進、事業再構築の推進等に必要な設備の新設等にかかる資金

また、土地の取得資金は次の①から③の全てに該当するものに限りま

①建物の建築、増改築若しくは取得のために必要な土地又は事業の実施に不可欠な構築物若しくは設備の設置のために必要な土地であること

②原則として、土地の取得日以後1年以内に当該建物の建築工事等に着手すること

③取得する土地の面積が建物等の敷地面積に比べて著しく大きくないこと

※要件1ウは当該補助事業を実施するために必要な資金に限り、補助対象経費で補助される部分及び補助の認定を受けた事業以外の経費は対象外

運転資金 設備の新設等に伴い必要となる経費に充てる資金（運転資金のみの利用は不可）

ただし、要件1イは、認定書の事業計画に記載の導入設備であって、資本的支出に該当せず、運転資金に当たるものを含みます。（運転資金のみの利用も可）

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み（土地取得済み等）又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金 【設備投資に伴う運転資金に限る】
限 度 額	1億5,000万円（一部2億円*）	5,000万円
	設備・運転併用の場合は、合計1億5,000万円（一部2億円*）	
利 率	融資対象者1アの場合 年1.7～2.3%以内 融資対象者1イ及び1ウの場合 年1.8～2.4%以内 (融資期間により異なる) ●巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 一部1年超15年以内* (2年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (2年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する 保証料 年0.45%～1.64%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

*土地取得資金又は建物建築・取得資金を含む場合に限りま

[●p.50 Q&A5-16](#) 参照

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

- 申込者**……融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類（土地取得の場合は、建築する建物の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを添付）とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。
- ……建物の建設用地の取得を資金使途として利用した場合で、建物の取得に要する資金を当該資金以外で調達する場合は、当該建物の引渡しを受けてから1か月以内に建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを受付機関に提出すること。
- 取扱金融機関**……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(23)と同様	
2 設備資金に係る書類	
(1) 土地取得の場合	
・土地売買契約書の写し ……………	2部
・建築確認申請書及び建築確認済証の写し ……………	2部
(建築確認申請前の場合は、建物等の具体的な計画書（様式任意）) ……………	(2部(原本1写し1))
(2) 建物建築・取得の場合	
・見積書の写し（各工事内容の内訳も添付） ……………	2部
・図面（平面図・立面図・配置図等）の写し（必要に応じて） ……………	2部
・請負契約書の写し（取得の場合は、売買契約書の写し） ……………	2部
・建築確認申請書及び建築確認済証の写し ……………	2部
(3) 賃借する建物の保証金等の場合 契約書の写し ……………	2部
(4) 自己所有でない建物の改装等の場合	
・見積書の写し ……………	2部
・カタログ又は図面（平面図・立面図・配置図等）の写し（必要に応じて） ……………	2部
・賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等 ……………	2部
(5) その他の設備に要する資金の場合	
・見積書の写し ……………	2部
・カタログ又は図面（平面図・立面図・配置図等）の写し（必要に応じて） ……………	2部
3 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 要件アの場合	
・設備投資促進資金に係る認定書（様式14-1）（受付機関が認定） ……………	3部（原本1写し2）
（ただし、アで中小企業省力化投資補助金又は埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金*の場合は事業計画書及び交付決定通知書等の写しに代えることができる。）	
(2) 要件イの場合	
・設備投資促進資金に係る認定書（様式14-3）（受付機関が認定） ……………	3部（原本1写し2）
(3) 要件ウで中小企業新事業進出補助金及び中小企業等事業再構築促進補助金の場合	
・事業計画書及び交付決定通知書等の写し ……………	2部

*「中小企業省力化投資補助金又は埼玉県中小企業省力化支援事業補助金」 次のア又はイに掲げるものに限る

ア 「中小企業省力化投資補助金」 経済産業省の中小企業省力化投資補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金

イ 「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金」 埼玉県中小企業省力化支援事業補助金の採択を受けた補助事業者に対する補助金

■対象となる事例■

ア 人手不足の解消又は緩和のための設備投資

人手の省力化のための設備投資、従業員の職場環境の整備や活躍の場の拡大のための設備投資、D Xの推進のための設備投資

イ 省エネ・創エネにつながる設備投資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる設備投資

対象分野・分類		想定される事業・投資例
ア 人手不足の解消又は緩和	人手の省力化	・飲食店の配膳ロボット、自動調理器、食洗機、券売機
		・工場等での作業工程の機械化や業務プロセスの見直しに要する設備 (作業工程を全て機械化する必要はなく、一部機械化でも可。) 例) 自動加工設備、各種作業用ロボット、ライン再配置、リフト設置
		・これまでより、業務効率化が図れる設備の導入 例) スマートレジ、キャッシュレス決済の導入
		・人の代替となるA IやI O Tの活用に対する投資 など 例) 経理、販売管理、温度管理等各種システム化、センサー等の導入
	従業員の職場環境の整備や活躍の場の拡大	・力仕事が必要な業務を改善し、省力化や機械化するための設備
		・重量物を運びやすくするための電動アシスト機能付設備の購入
		・シニアの方でも操作がしやすいタイプの設備の導入 (キーボード→タッチパネル入力など)
イ 省エネ・創エネ	D Xの推進	・バリアフリー化のほか、障害者の方が働きやすくなるための、障害特性に応じた職場環境の改善 (スロープ、自動ドア、車いす対応トイレの設置)
		・女性専用のトイレや休憩室などの設置
		・子育て中や介護をしている人も参加できるWEB会議システムの導入 など
		・新たなサービスや価値の創出、生産性向上や事業拡大などにつながるデジタル技術を活用した設備 例) 不良品を自動で検査するカメラ検査機の導入 品質管理、作業工程管理システムの導入 業務効率化のためのR P Aの導入 路拡大のため顧客管理支援システム、マーケティング支援システムの導入
イ 省エネ・創エネ	省エネ	・省エネルギー製品の開発又はその部品の製造等に係る設備の導入 ・省エネ改修に係る設備の導入
	創エネ	・再生可能エネルギー (太陽光、風力、地熱、バイオマス等) の有効利用を目的とした製品開発又はその部品の製造等に係る設備の導入 ・再生可能エネルギーに係る設備の導入
	サーキュラーエコノミー	・再生可能な原料への転換に係る設備投資 ・再資源化に係る設備投資 (食品廃棄物、廃太陽光パネル等)
	その他	・次世代自動車や蓄電池等の部品の製造に係る設備の導入、蓄電システムに係る設備の導入

※いずれも「減価償却資産」に計上する設備が対象となります。(p.3 参照)

Q & A ⑤設備投資促進資金

■融資対象者の要件■（要件ア～ウ）

5-1 県内で1年以上同一事業を営んでいる。

- ①現在の事業に加えて対象分野の新規事業も始める場合、
- ②現事業をやめて対象分野の事業に転換する場合は対象となるか。

- ①申込時に新規事業に係る店舗、機械の取得が具体化しているなど新規事業への客観的な着手があり、事業実態等に問題がなく現在の事業も収益基盤を失わないよう当面継続する場合には対象となる。なお、法人の場合、新規事業が定款の事業目的の範囲内であることが必要。
- ②他の一般資金と同様に1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要なため対象外。

5-2 ①人手不足解消のために求人が集まるよう事務所をリニューアルする場合、②事務所にエアコンを導入して職場環境を整備する場合、この資金を使えるか。（変更）

- ①「ア. 人手不足の解消又は緩和」要件は、人手の省力化等につながる設備投資を対象とするものであるため、利用不可。
- ②「ア. 人手不足の解消又は緩和」要件は、従業員の職場環境の整備や活躍の場の拡大のための設備投資も対象としているため、利用可能。

5-3 今回の投資が「ウ. 事業再構築」要件に係る補助金の採択を受けた事業に加え、その他の要件に当てはまる事業を実施する場合、どのように申し込めばよいか。

事業再構築要件及びその他の要件の2口に分けての申し込みとなり、原則としてそれぞれの必要書類が必要となるが、同時に申し込む場合には、資格要件を確認するための納税証明書・決算書・許可書等は一組（1口分）でよい。

■融資対象者の要件（要件イ）■

5-4 エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の削減効果は、どのように確認を行うのか。

既存設備・導入設備のカタログ・パンフレット・仕様書などからエネルギー使用量を確認する。設備販売店やメーカーが作成するエネルギー使用量削減効果のわかる資料でも可とする。

5-5 [様式14-3](#)の2（4）「省エネ・創エネに向けた効果」欄にはどのように記載すればよいか。（変更）

更新設備に係る年間エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の総合計について、更新前と更新後で比較した数値を記載する（更新台数が同数の場合は1台当たりの比較も可）。

サーキュラーエコノミーの取組の場合には、原材料使用量又は廃棄物排出量等の削減効果による記載も可。

具体的な記載は様式の記載例を参照

＜例＞期待されるエネルギー使用量の削減効果に係る計算式

- ・更新前のエネルギー使用量【kWh 等/年】＝既存設備のエネルギー使用量×年間使用日数×1日あたり使用時間
- ・更新後のエネルギー使用量【kWh 等/年】＝更新設備のエネルギー使用量×年間使用日数×1日あたり使用時間
- ・削減効果【％】＝100－（更新後のエネルギー使用量÷更新前のエネルギー使用量×100）

5-6 設備の新設又は増設の場合も対象となるか。

新設又は増設により、年間エネルギー使用量又は二酸化炭素排出量の総合計が増加してしまう場合であっても、従来設備の性能値で新設又は増設した場合のエネルギー使用量との比較で削減されるのであれば対象となる。

＜例＞増設の場合における削減効果の計算式

- ・ 増設前のエネルギー使用量【kWh 等/年】＝従来設備で増設した場合のエネルギー使用量×年間使用日数×1日あたり使用時間
- ・ 増設後のエネルギー使用量【kWh 等/年】＝増設設備のエネルギー使用量×年間使用日数×1日あたり使用時間
- ・ 削減効果【%】＝100－（増設後のエネルギー使用量÷増設前のエネルギー使用量×100）

5-7 事務所や工場では電気やガスなど異なるエネルギーを使用している。今回複数の設備を同時に更新しようと考えているが、エネルギー使用量総合計の比較はどのように求めればよいか。

異なるエネルギーを使用している場合には、二酸化炭素排出量の削減で比較する。なお、二酸化炭素排出量の削減効果が不明な場合は、無料の省エネ診断等を御活用いただきたい。

「中小企業者向けカーボンニュートラル・省エネ支援制度の御案内」

（県温暖化対策課のホームページ）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>

- ・ 無料省エネ診断（省エネナビゲーター事業）《ヒアリング及びウォークスルーによる簡易診断》
- ・ 無料省エネ診断（省エネ専門診断事業）《設備の使用状況を分析する精度の高い診断》

＜問い合わせ先＞ 県温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

電話：048-830-3021 メール：a3030-19@pref.saitama.lg.jp

5-8 売電目的で太陽光発電設備を導入予定だが対象となるか。

売電目的の場合は対象外。事業所内での自家消費を目的としたものを対象とする。

5-9 車両の買い替えについて、どのような車両が対象となるか。

政府は2035年までに国内の新車販売をハイブリッド車を含む電動車に限定する目標を掲げている。よって電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド車（HV）の購入を対象とする。

■資金使途■・■申込みに必要な書類■

5-10 ①購入する工場敷地に駐車場、サイロ等、土地に付着した施設もあるが敷地全体が融資対象か。

②既存工場が手狭なため建物は現敷地に増築し、駐車場を移設する隣地の土地購入費は対象か。

①駐車場や設備が事業に不可欠で、土地が建物等の面積に比べて著しく大きくなければ対象。

②建物の建築等のために必要な土地が対象であり、購入する土地に建築しないため対象外。

5-11 ①土地取得後1年以内に建物の着工ができなかった場合 ②土地の購入で本資金を利用したが計画の変更により対象分野の事業として使用する建物の建築を取りやめた場合、繰上償還の対象か。

①②繰上償還の対象となりうるので注意していただきたい。

5-12 設備は金融機関プロパー融資を利用し、運転資金のみ本資金を利用する場合、対象か。

本資金は設備（設備資金に当たるもの。ただしカーボンニュートラル要件においては、認定書の事業計画に記載の導入設備であって、資本的支出に該当せず、運転資金に当たるものを含む。）に対する融資を含む必要があるため、対象とならない。

5-13 運転資金の対象となる設備の新設に伴い必要となる経費とは。設備資金より運転資金が多額でも対象か。

新設機械設備に使用する材料等に要する経費、新設機械設備を専門的に扱う人員を新たに雇用するための経費、新たに店舗を取得して当該店舗で営業を開始する際に必要な経費が一例。

設備に使用する材料等が設備資金と比して高額な場合や研究開発費が必要な場合など、運転資金の方が多額でも対象。

5-14 設備の新設には、中古物件の取得も含まれるか。

中古物件の取得も含まれる。

5-15 土地は本資金を利用し、建物は金融機関のプロパー融資を利用する場合、対象か。

対象。ただし、既存の建物がある場合、建築確認申請書・建築確認済証の写しを申込時に添付。また、新たに建物を建築する場合は、当該建物の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを、当該建物の引渡しから1か月以内に受付機関に提出すること。

5-16 設備新設等に伴う運転資金と設備資金の申込時期にずれがある場合、運転資金は対象か。また、設備投資促進資金に係る認定書(様式14-1、14-3)記載の運転資金の額から増額できるか。(変更)

様式に記載する設備投資の計画に関連する内容である場合は融資対象。その際、設備資金を申し込んだ時に商工団体から認定を受けた様式の写しを添付し、限度額は「資金計画」の運転欄に記載した金額となるため、増額できない。

5-17 受付機関で設備投資促進資金に係る認定書(様式14-1、14-3)の写しを保存する必要があるか。(変更)

申込書と一緒に保存する(設備資金と運転資金の申込時期にずれがある場合、同じ認定書での確認が必要となるため)。前問【5-16】参照

5-18 建物建築・取得資金に建物の増築・改築資金は含まれるか。(期間15年で借入可能か。)

建築確認申請書及び建築確認済証が必要となる増改築であれば、建物建築・取得資金にあたるため期間15年まで可。建築確認の不要な増改築の場合、建物建築・取得資金にあらず最長期間は10年までとなる。

⑥ 産業創造資金（経営革新計画促進貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当し、保証対象業種に属する事業を営む特定事業者 ※NPO法人は対象外

- 1 経営革新計画の承認を受けて県内で実施しようとする者であること。☞承認：当課経営・金融支援課
- 2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■2～8に該当すること。

事業歴要件については、県内事業所の事業歴が1年未満の場合でも、申込日以前1年以上継続して同一事業を営んでいれば対象。

■資金使途■

設備資金及び運転資金 経営革新計画の実施に必要な資金

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ☞[p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	1億円 (組合4億円)	1億円
	設備・運転併用の場合は、合計1億円（組合4億円）	
利 率	年1.8～2.2％以内（融資期間により異なる）☞ 巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (2年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する（保証料 年0.77％以内） ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25％又は0.45％が上乗せとなる。	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式31](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

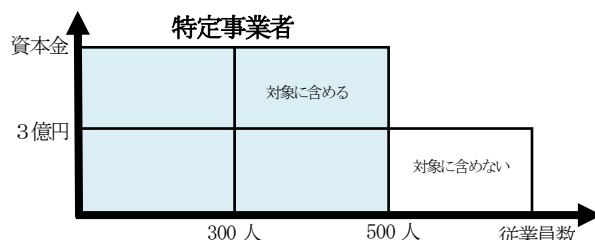
■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p.7、8

1 基本書類… p.7、8 に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類 経営革新計画に係る承認申請書、承認書及び承認を受けた計画書の各写し……………	2部

■特定事業者■

令和3年8月2日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴う「中小企業等経営強化法の一部改正」及び「中小企業等経営強化法施行規則の一部改正」による改正が施行されたことに伴い、産業創造資金（経営革新計画促進貸付）の対象企業は、新たな支援対象類型である特定事業者とします。なお、特定事業者には資本金要件はありません。

業種	従業員数
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



Q & A ⑥産業創造資金（経営革新計画促進貸付）

■融資対象者の要件■

- 6-1 ①計画と実施時期にずれがあるが利用可能か。
②計画にない設備の資金の場合どうすればよいか。

- ① 1年程度のずれはそのまま利用できるが、それ以上の場合、事業計画の変更承認等（経営・金融支援課又は各地域振興センター）が必要となる可能性があるため、保証協会と要相談。
②設備の追加について変更承認を受けてからの申込みとなる。

- 6-2 他県の知事の認定・承認をとっているが対象か。

登記が他県で、工場等が埼玉県内にある場合は対象となる。
なお、本資金については、県内での事業歴1年以上の要件はない。

- 6-3 計画の承認を受けた際は個人事業主であったが、その後法人成りしたため法人で申し込みたいが、支障はあるか。

計画の中で今後法人成りすることが明確に記載されている場合には、変更申請が不要な場合もある。しかし、経営革新計画の申請内容を精査して判断する必要があることから、経営・金融支援課に確認のこと。

- 6-4 ①計画では政府系金融機関からの借入れのみで資金調達することとなっているが、制度融資の利用には事業計画の変更承認が必要か。
②計画では自己資金で賄うこととしていた分を本融資で調達するためには計画の変更承認が必要か。
③計画では運転（設備）資金として計上していた金額を、設備（運転）資金として調達する場合、計画の変更承認が必要か。

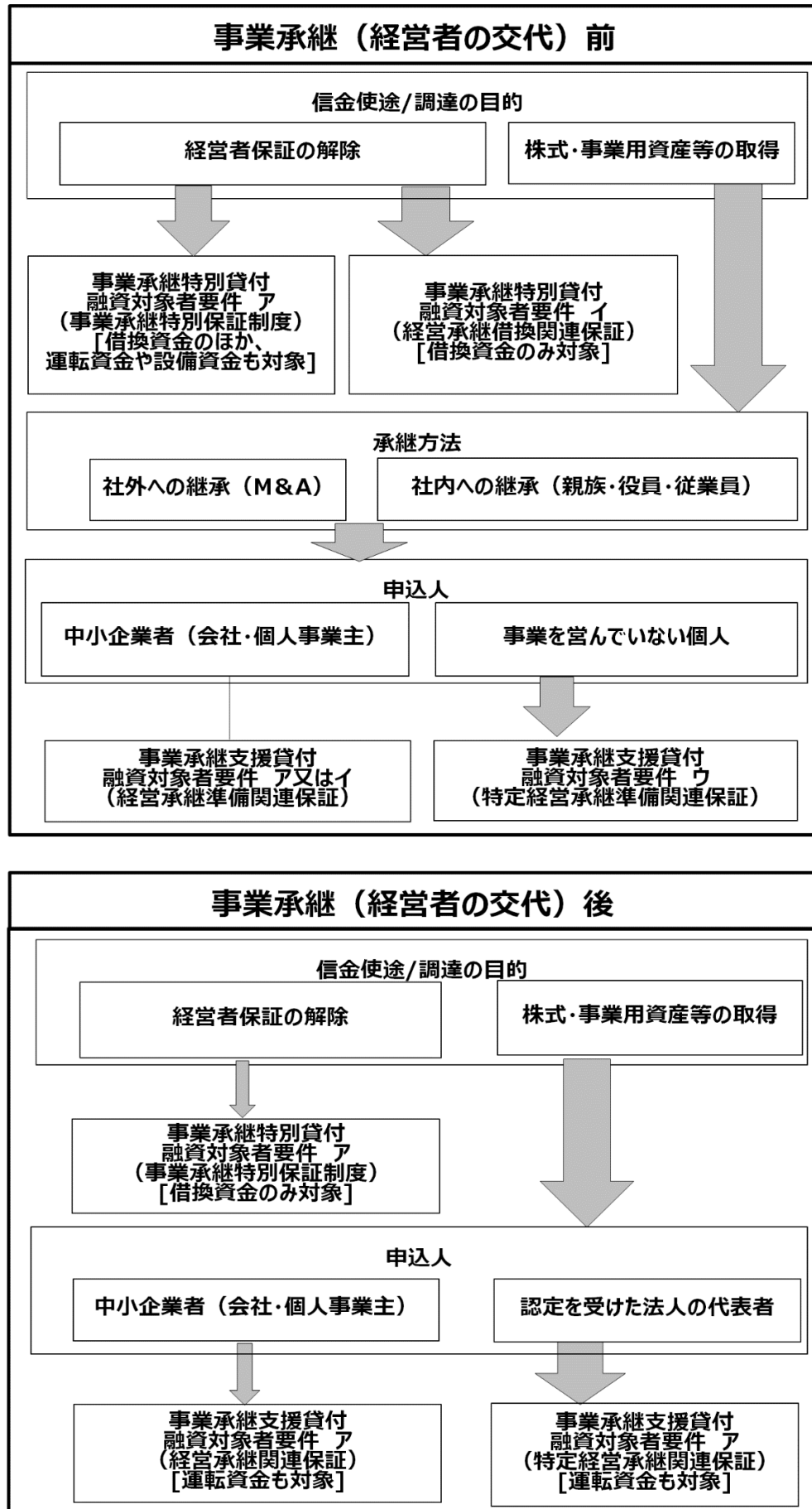
- ①実際の資金調達先が計画に記載してある資金調達先と異なるだけであれば、計画の趣旨が変わるものではないので、変更承認は必要ない。
②自己資金から借入への変更には計画の変更が必要である。
③計画と異なる用途区分で調達するには計画の変更が必要である。

■融資条件■ 融資限度額

- 6-5 経営革新計画の実施に必要な資金の限度額は。

原則として事業計画書の各年度の計画額（革新設備・革新運転の金額）を申込限度額（設備・運転がある場合はそれぞれの金額が一致）とする。ただし、申込時期や計画進捗状況によっては、次年度の計画額を加算した額を上限とできる。大幅な事業計画の変更がある場合は、事業計画の変更承認を得た上で申し込む。事業計画変更に関する照会・申請は、県経営・金融支援課、各地域振興センター、又は各商工会議所・商工会まで。

(参考) 事業承継フローチャート



⑦ 産業創造資金（事業承継特別貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合（要件イに関しては、会社法上の会社以外は対象外）

- 1 次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者であって、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターがガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて満たしていると判断したもの

ア 国の全国統一制度である事業承継特別保証制度要綱（以下「承継特別保証要綱」と言います。）に規定する申込人資格要件に該当する者

イ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」と言います。）第12条第1項第1号二の認定*を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの

●認定：県経営・金融支援課

- 2 [P.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

注）要件1ア、イの詳細については、[p.57](#)をご参照ください。

注）個人事業主は本貸付の適用対象外です。

*認定にあたり、認定申請日の直前の決算において以下の財務要件を満たす必要があります。（認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。）

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること

■資金使途■

対象者要件1のアの場合

1 事業承継前

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

（承継する事業の実施に不可欠である土地の取得資金を含みます。ただし、建物の存在しない土地は対象としません。）

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金、個人保証人を提供している金融機関からの既往借入金*の返済資金等

2 事業承継後

運転資金 事業承継前における、個人保証人を提供している金融機関からの既往借入金*の返済資金

*「既往借入金」には埼玉県中小企業制度融資以外の借入金を含みます。

対象者要件1のイの場合

運転資金 認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）に限る。

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	1 億円	1 億円
	設備・運転併用の場合は、合計 1 億円	
利 率	年 1. 8 ～ 2. 2 % 以内（融資期間により異なる）● 巻頭 1 一覧表	
期間・償還方法	1 年超 1 0 年以内 （1 年以内据置 元金均等月賦償還）	1 年超 7 年以内 （1 年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	不要*	
信 用 保 証	付する（保証料 年 0. 2 0 % ～ 1. 1 5 % 以内）	

* 償還期間途中に、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

取扱金融機関（既に申込者と与信取引のある金融機関に限ります。）

※本貸付を利用する場合、保証協会へ事前照会する必要があります。

※商工会議所・商工会では受付できませんので御注意ください。

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類（土地の取得の場合、建築する建物等の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを添付）とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式 3 1](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

■申込みに必要な書類■ ●それぞれの書類の提出先：p. 7、8

※運転資金と設備資金を同時に申し込む場合は、2 口となるため★印の書類は原本 2 組を提出してください。

1 基本書類	
★(1) 埼玉県中小企業制度融資申込書（金融機関受付用）（ 様式 1-2 ）……………	2 部
他は p. 7、8 に記載の ■基本書類■ (2) ～ (21) と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 保証協会所定の事業承継計画書（対象者要件アの場合）……………	2 部（原本 1 写し 1）
(2) 経営承継円滑化法第 1 2 条第 1 項第 1 号二の認定書*の写し、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し（対象者要件イの場合）……………	2 部（写し 1 写し 1）
(3) 保証協会所定の財務要件等確認書（受付金融機関作成）……………	2 部（原本 1 写し 1）
(4) 保証協会所定のガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター作成）……………	2 部
(5) 保証協会所定の借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合 ・受付金融機関作成）……………	2 部（原本 1 写し 1）
(6) 保証協会所定の他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で 受付金融機関以外からの借入金を含む場合・当該金融機関作成）……………	2 部（原本 1 写し 1）

*認定（書）の有効期限：認定を受けた日（認定書の日付）の翌日から起算して 1 年を経過する日

事業承継特別保証の申込人資格

次の（１）又は（２）に該当し、かつ（３）に該当する中小企業者
ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から３年以内に保証申込みを行うものに限る。

- （１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継（法人の代表者の交代等を伴うもの）を予定する事業承継計画を有する法人
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの
- （３）次の（ｉ）から（iv）に定める全ての要件を満たすこと。なお、（ｉ）から（iii）については、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（iv）については、信用保証協会への申込時（危機関連保証の認定期間中であっては認定期間開始日の前日でも差し支えない）に満たしていることを要するものとする。
 - （ｉ）資産超過であること
 - （ii）EBITDA有利子負債倍率が１０倍以内であること
$$\text{EBITDA有利子負債倍率} = (\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$
 - （iii）法人・個人の分離がなされていること
 - （iv）返済緩和している借入金がないこと

Q & A ⑦産業創造資金（事業承継特別貸付）

要件Ａ■融資申込みに必要な手続き■

7-1 事業者が融資を受けるにあたり、どのような手続きを踏めばよいのか。

本貸付を利用するケースについては次の流れが考えられる。

受付金融機関に事前相談→「事業承継計画書」の作成、決算書・試算表・資金繰り表等の準備→中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる「チェックシート」の作成・認定→受付金融機関において「財務要件等確認書」「借換債務等確認書」の作成→（必要に応じて）他金融機関において「他行借換依頼書兼確認書」の作成→受付金融機関において申込受付

※なお、これらと並行しながら、金融機関への申込みまでに制度融資申込みに必要な書類一式を整える。

※「チェックシート」については【Q&A7-7】を参照。

要件Ａ■融資対象者の要件■ 事業承継・財務要件

7-2 事業承継予定日や事業承継日は何をもって確認すればよいのか。

事業承継予定日は「事業承継計画書」記載の日、事業承継日は登記事項証明書における代表者の就任日をもって確認する。

7-3 p.57 事業承継特別保証の申込人資格（３）（ii）EBITDA有利子負債倍率の「借入金・社債」について、具体的には何の数値を計上するのか。例えば、無利子借入金は除外してよいのか。

財務要件の確認は表面財務で行うため、貸主の属性や利子の有無は問わず、決算書上の借入金・社債を計上する。

7-4 p.57 事業承継特別保証の申込人資格（３）（iv）の「返済緩和している借入金がないこと」について、

①具体的にはどのようなことをいうのか。

②県制度融資の「企業パワーアップ資金」や「借換資金」を利用したものは返済緩和にあたるのか。

①基本的には期間延長や返済額軽減の条件変更を行っている借入金がないことをいう。ただし、条件変更後の状況によっては返済緩和に該当しないケースも考えられ、最終的には個別事案ごとに金融機関又は保証協会が判断する。

②単に「企業パワーアップ資金」や「借換資金」を利用したという事実のみでは返済緩和にはあたらない。

7-5 要件に該当すれば、この貸付を何回でも利用できるか。

本貸付又は保証協会プロパー保証による事業承継特別保証制度の利用１回目（融資実行されたもの）の保証日か

ら3年以内に保証申込みを行うものであれば利用可能。また、利用の都度、その他の要件を全て満たしている必要がある。

7-6 法人AがM&Aにより法人Bを子会社化し、法人Bの代表者には、法人Aの役員が就任する。この場合、法人A、Bはそれぞれ、この貸付を利用できるか。

法人Aは利用不可。法人Bは利用可能。事業を承継するために代表者の交代等を行う法人が利用できるものであるため。なお、法人Aは⑧事業承継支援貸付（p.67）を利用できる場合がある。

共通■融資対象者の要件■ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる判断

7-7 「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」はどうやって作成するのか。

申込者は、最初に中小企業活性化協議会による経営状況・ガバナンス体制のチェックを受け、次に事業承継・引継ぎ支援センターで事業承継計画のチェックを受ける順で手続きを行う。事業承継計画書、直近3期分の決算書、試算表、資金繰り表等に基づき確認を行う。

また、中小企業活性化協議会のチェック後に【中小企業活性化協議会使用欄】の記載されたチェックシートが申込者に一旦交付され、そのチェックシートを基に事業承継・引継ぎ支援センターで事業承継計画をチェックし、【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】の記載されたチェックシートが申込者に交付される。

なお、チェックシートの確認に際しては事前に中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターに相談しておくこと。

【連絡先】

① 経営状況・ガバナンス体制に関することについて

埼玉県中小企業活性化協議会（さいたま商工会議所内）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階

TEL：048-836-1330 URL：<https://www.saitamacci.or.jp/page-8219/>

② 事業承継計画書に関することについて

埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（さいたま商工会議所内）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館4階

TEL：048-845-5200 URL：<https://www.3192shoukei.jp/>

7-8 事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた後に新決算が確定した場合、前決算期の内容に基づいたチェックシートはそのまま利用できるのか。

チェックシートの作成日から3か月以内に保証協会が保証申込みの受付をしていれば、利用可能。ただし、保証審査に用いる決算については、新決算とする必要がある。

要件ア ■資金使途■

7-9 「承継する事業の実施に不可欠な土地」とは何か。

その土地の上に工場や店舗が建っており、一体として引き継がなければ安定した経営が成り立たないといったものを指す。工場・店舗と同一の敷地にある駐車場や付属設備等の属する土地も、面積が著しく大きくなければ対象。建物の存在しない土地は対象にならない。業種や業態、当該地域の建ぺい率等の事情によって異なることから最終的には審査の段階で個別に判断することになる。

7-10 事業承継後に、事業に必要な資金を調達するためにこの貸付を利用できるか。

不可。事業承継後の資金使途は、事業承継前における個人保証人を提供している既往借入金の返済資金に限られているため。ただし、事業承継後2年以内であれば、⑧事業承継支援貸付（p.67）を利用できる場合がある。

共通■融資条件■

7-11 既往借入金の借換えのみの場合、融資期間は既往借入金の返済期間以内でなければならないか。

融資期間はあくまで7年以内（運転資金）で設定してよい。既存借入金の返済期間には制約されない。

要件イ ■融資対象者の要件■

7-12 要件イはどのような場合に対象になるのか。

3年以内に事業承継を予定している会社である中小企業者であって、現経営者がいわゆる経営者保証を提供している融資があることで経営承継に支障が生じているものについて、一定の財務要件（次問【7-13】参照）を満たす場合には、経営承継円滑化法第12条第1項第1号二の認定及び中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターによる判断を受けた上で、経営者保証を不要とする融資に借り換えることができる趣旨である。通常の保証枠でよい場合は要件アの方が簡易な手続きとなるが、別枠保証を利用したい場合には要件イで対応する必要がある。

7-13 Q&A7-12の「一定の財務要件」とは。

次の①～③をすべて満たすこと。

①法認定申請日の直前の決算（留意事項あり 次問【7-14】参照）において

ア 資産超過であること かつ

イ $EBITDA$ 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること

②保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること

③保証協会への申込日（例外あり【Q&A7-15】参照）において、返済緩和している借入金がないこと

7-14 Q&A7-13の「一定の財務要件」①の留意事項とは。

認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもア・イの要件を満たすことが必要。

※ガバナンス体制の整備に関するチェックシート自体は、作成日から3か月以内に保証協会が保証申込みの受付をしていれば利用可能。

7-15 Q&A7-13の「一定の財務要件」③の例外とは。

申込日がいわゆる危機関連保証の指定期間である場合においては、「保証協会への申込日」を当該期間の始期の前日としても差し支えない。

7-16 要件イの認定申請書とは何か。

経営承継円滑化法第12条第1項第1号二の認定を受ける必要があるため、同法施行規則の「様式6－3」を使用する。

⑧ 産業創造資金（事業承継支援貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者等（会社法上の会社以外は対象外）

1 次のアからウのいずれかに該当すること。 [●認定：県経営・金融支援課](#)

- ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者*¹
- イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定*²を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの
- ウ 経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人*¹

2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。*³

- *1 融資対象者のみならず被承継者についても、同様に■融資対象者の要件■1～8を満たす必要があります。）
- *2 認定にあたり、認定申請日の直前の決算において以下の財務要件を満たす必要があります。（認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。）
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと

*3 みなし中小企業者（アの認定を受けた会社の代表者又はウの認定を受けた事業を営んでいない個人）の場合、県内1年以上同一事業歴は不要、かつ、納期限が到来していない場合には納税要件の確認も不要。

■資金使途■

- 設備資金 認定を受けた議決権株式等又は事業用資産等の取得資金
（土地及び申込時において設置済み（支払済みでない）設備を含む。）
- 運転資金 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イに該当する場合のみ対象
認定を受けた事由のため必要な資金（ただし次の（ア）～（ウ）を除く。）
 - （ア）相続税又は贈与税の納税資金
 - （イ）他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金
 - （ウ）遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	1 億円	1 億円
	設備・運転併用の場合は、合計 1 億円	
利 率	年 2. 0 ～ 2. 4 % 以内（融資期間により異なる）● 巻頭 1 一覧表	
期間・償還方法	1 年超 1 0 年以内 （2 年以内据置 元金均等月賦償還）	1 年超 7 年以内 （1 年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要 対象者要件イ（イ）：不要*	
信 用 保 証	付する（保証料 年 0. 4 5 % ～ 1. 6 4 % 以内） ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0. 2 5 % 又は 0. 4 5 % が上乗せとなる。 （対象要件対象者要件イを除く）	

*償還期間途中に、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類（土地の取得の場合、建築する建物の建築確認申請書・建築確認済証及び登記事項証明書の写しを添付）とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式 3 1](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式 3 3](#)）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ●それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類… p. 7、8 に記載の■基本書類■(1)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類（申込要件に応じ添付）	
(1) 要件アの場合 経営承継円滑化法第 1 2 条第 1 項第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの認定書*・認定申請書・認定申請の提出書類の写し ……	2 部
(2) 要件イの場合 経営承継円滑化法第 1 2 条第 1 項第 1 号ハの認定書*・認定申請書・認定申請の提出書類の写し ……	2 部
保証協会所定の財務要件等確認書 ……	2 部
(3) 要件ウの場合 経営承継円滑化法第 1 2 条第 1 項第 3 号の認定書*・認定申請書・認定申請の提出書類の写し ……	2 部

*認定（書）の有効期限：認定を受けた日（認定書の日付）の翌日から起算して 1 年を経過する日

Q & A ⑧産業創造資金（事業承継支援貸付）

■融資対象者の要件■

8-1 本貸付が対象とする「経営の承継」とはどのような場合か。

要件アで経営承継関連保証及び特定経営承継関連保証を利用する場合の「経営の承継」とは、会社においては代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任、個人においては先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因するものをいう。その他の要件については後継者難に起因するものをいう。「経営の承継」の形態としては、親族内承継はもとより、従業員や役員等の親族外の承継（MBO、EBO等）も対象となる。

8-2 要件アはどのような場合に対象になるのか。

- ①中小企業者（後継者が既に代表者に就任している会社又は既に当該事業の経営者となった個人事業主）が、その経営交代に伴い必要となる資金について保証協会の保証を利用したい場合である。【経営承継関連保証】
- ②中小企業者（会社又は個人事業主）が、他の中小企業者から事業を承継するに当たり、株式等や事業資産等の買取資金について保証協会の保証を利用したい場合である。【経営承継準備関連保証】
- ③中小企業者（後継者が既に代表者に就任している会社）の代表者個人が、その経営交代に伴い必要となる資金について、保証協会の保証を利用したい場合である。【特定経営承継関連保証】

8-3 要件イはどのような場合に対象になるのか。

一定の財務要件（【Q&A7-13】を参照）を満たす中小企業者（会社に限る。）が、他の中小企業者から事業を承継するに当たり、株式等や事業資産等の買取資金について保証協会の保証を利用したい場合であって、この資金について経営者保証を不要としたい場合である。【経営承継準備関連保証】

8-4 要件ウはどのような場合に対象になるのか。

従業員をはじめとした事業を営んでいない個人が、他の中小企業者から事業を承継するに当たり、株式等や事業用資産等の買取資金について保証協会の保証を利用したい場合である。【特定経営承継準備関連保証】

8-5 申込人が、既に他の中小企業者（会社）の代表者に就任している場合、要件ウの利用はできるのか。

「事業を営んでいない個人」の要件を満たさないため利用はできない。申込人が既に他の中小企業者（会社）の代表者に就任している場合は、【Q&A8-2③、特定経営承継関連保証】の利用を検討することとなる。

8-6 【Q&A8-2-③】の申込人（認定中小企業者の代表者）が、個人として事業を営む者である場合、【Q&A8-2-③、特定経営承継関連保証】の利用はできるのか。

利用はできる。ただし、認定中小企業者の代表者個人が営む事業に係る保証における保険枠と合算する必要があるため、また貸借対照表及び損益計算書を備える者である場合には、保証料率弾力化の対象となる。

8-7 廃業した会社や休眠会社も対象となるのか。

県（産業支援課）は、認定に当たり直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書等を確認するため廃業した会社や休眠会社が認定されることはない。また、承継する事業の要件として、事業を承継する日以前1年以上継続して同一事業を営んでいる必要があることから、既に廃業済み・休業中の場合は対象外。

【例外】会社においては代表者、個人においては先代経営者の死亡に伴う事業承継であって、予め廃業を予定していなかった場合は対象。

8-8 ①採算部門のみ承継 ②債権のみ承継し負債は承継しない などの形態の事業承継も対象となるのか。

承継を行うことで、承継後の残債務につき被承継者による返済の見通しが立たない場合は、本資金の融資対象とはならないので、承継事業（資産）の選択に十分に留意する必要がある。

8-9 被承継者が条件変更による返済緩和先である場合、対象か。

条件変更後の約定どおりの返済中で承継計画の内容に基づいた償還が可能であれば対象。

8-10 被承継人が所有していなかった土地や建物を取得して事業を行う場合、「事業の実施に必要な設備資金(要件ア)」又は「事業用資産等(要件イ)」として対象になるか。

対象とならない。被承継人が所有していた資産の取得資金のみが対象。

■資金使途■

8-11 議決権株式等とは。

議決権株式とは完全無議決権株式（会社法において、定款の規定により一切の議決権を有しない株式）以外の株式であり、株式等とは株式会社における株式及び合同会社等における持分である。

8-12 議決権株式等の取得資金は、運転資金となるのか、設備資金となるのか。

設備資金として取り扱う。

8-13 事業用資産等とは。

中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視するものに限る。）をいう。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収入金をいう。なお、要件ア又はイで経営承継準備関連保証を利用する場合は、現に他の中小企業者が所有している事業用資産等の取得に限られる。

8-14 「承継する事業の実施に不可欠である土地とは何か。

【Q&A7-9】参照。

8-15 認定を受けた事由のため必要な資金とは。

- ①売上高又は販売数量が減少したことによる諸経費支払資金等。
- ②仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと(手形払いから現金払いへの変更、支払期間の短縮及び仕入数量の制限等)による買掛金決済資金等。
- ③取引先金融機関との取引に係る支障(借入条件の悪化、借入金額の減少、与信取引の拒絶等)による諸経費支払資金等。

8-16 引き継ぐ工場内にある機械や設備は、設置済みという扱いか。

所有権移転前で承継者による営業開始前ならば、設置前の扱いになる。

8-17 事業用資産に係る相続税や贈与税の納税資金は対象か。

対象とならない。あくまでも個人名義の資産に係るものであり、個人事業においても費用（租税公課）として計上しないため。

8-18 他の共同相続人から、事業用資産に係る分割請求や遺留分減殺請求を受けた場合、その債務の返済資金や価格弁償資金は対象か。

対象外。

■ 申込みに必要な書類 ■

8-19 認定申請書とは何か。

認定書に添付する認定申請書の写しのことをいう。認定申請書は申請書、別紙1（経営の承継を行うこととなった原因）及び別紙2（事業活動の継続に支障を生じさせる事由）からなり、認定事由は別紙2に記載される。

8-20 要件アの場合の認定申請書とは何か。

経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロ又は同項第2号の認定にかかる認定申請書のことをいう（様式は中小企業庁HPから取得可能）。URL: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html

なお、経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イの認定を受ける（経営承継関連保証の要件）場合又は同法第12条第1項第3号の認定を受ける（特定経営承継関連保証の要件）場合は、同法施行規則の「様式第6」を、同法第12条第1項第1号ロ又は第2号ロの認定を受ける（経営承継準備関連保証の要件）場合は、同法施行規則の「様式第6の2」を使用すること。

8-21 要件イの場合の認定申請書とは何か。

経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定に係る認定申請書のことをいう（様式は中小企業庁HPから取得可能）。なお、経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受ける（経営承継準備関連保証）場合は、同法施行規則の「様式第6の2」を使用すること。更に別紙3（財務要件の充足を確認するための資料）も必要になるため留意が必要。

8-22 要件ウの場合の認定申請書とは何か。

経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定に係る認定申請書のことをいう（様式は中小企業庁HPから取得可能）。なお、経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受ける（特定経営承継準備関連保証）場合は、同法施行規則の「様式第6の2」を使用すること。

⑨ 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

1 次のア～キのいずれかに該当すること。

ア 「埼玉県SDGsパートナー」に登録した者



●登録：埼玉県計画調整課

●認定：埼玉県雇用・人材戦略課

●認定：埼玉県就業支援課

イ 県が定める「多様な働き方実践企業」の認定を受けた者

ウ 県が定める「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けた者

エ 法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用し、過去1年以内に

新たに障害者を雇用したことについて県の確認を受けた者

●確認：埼玉県就業支援課

オ 企業価値の向上に計画的に取り組む者

※原則として3年以内に企業の付加価値額又は経常利益を一定割合以上（付加価値額：概ね9%以上、経常利益：概ね3%以上）向上させる計画を策定し実行しようとする者

カ 「パートナーシップ構築宣言」を登録し公表している者

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) に「パートナーシップ構築宣言」を登録しており、当該ホームページ上で、その宣言の内容が確認できる者

キ 事業継続計画（BCP）等を策定し、認定等を受けた者

●確認：埼玉県経営・金融支援課

※事業継続計画（BCP）等を策定しその内容について経済産業大臣による事業継続力強化計画（連携事業継続力強化計画を含む。）の認定又は一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会によるレジリエンス認証を受けている者（いずれも計画期間中のものに限る。）。ただし、その他の事業継続計画（BCP）等であって、県の確認を受けた者は認定等を受けた者とみなす。

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

■資金使途■

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金
 運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

1オの場合、計画の実施に必要なものに限りま。

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ●p.3

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	1億円（中小企業組合4億円）	1億円
	設備・運転併用の場合は、合計1億円（中小企業組合4億円）	
利 率	年2.0～2.4%以内（融資期間により異なる）●巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 （2年以内据置 元金均等月賦償還）	1年超7年以内 （1年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する（保証料 年0.45%～1.64%以内） ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金用途についての確認を受けること。

■申込みに必要な書類■ ▶それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類（申込要件に応じ添付）	
(1) 要件アの場合 埼玉県SDGsパートナー登録証の写し ……………	2部
(2) 要件イの場合 多様な働き方実践企業認定証の写し ……………	2部
(3) 要件ウの場合 シニア活躍推進宣言企業認定証の写し……………	2部
(4) 要件エの場合 障害者雇用状況確認書（様式12）……………	2部（原本1写し1）
(5) 要件オの場合 企業価値の向上に係る計画書（様式13）……………	2部（原本1写し1）
(6) 要件カの場合 パートナーシップ構築宣言の写し……………	2部
(7) 要件キの場合 国等の認定書の写し又は事業継続計画（BCP）等策定確認依頼書（様式12-2）……………	2部（原本1写し1）

Q & A ⑨産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

9-1 「埼玉県SDGsパートナー」・「パートナーシップ構築宣言」の登録、「多様な働き方実践企業」・「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けているが、この融資を申し込めるのか。また、資金使途に制限はあるか。

「埼玉県SDGsパートナー」・「パートナーシップ構築宣言」の登録、「多様な働き方実践企業」・「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けていれば融資を申し込み、幅広い使途での利用が可能。確認書類は「埼玉県SDGsパートナー」の登録証、「多様な働き方実践企業」・「シニア活躍推進宣言企業」認定書、「パートナーシップ構築宣言」の写しがあればよい。

9-2 「埼玉県SDGsパートナー」要件については、登録証に記載の登録期間中に申し込む必要があるか。

そのとおり。なお、登録期間終了日までに受付機関に申込みをすればよい。

9-3 ①法定雇用障害者数はどの時点でみるのか。

②従業員数43.5人以下の企業が最近1年以内に障害者を1人雇用した場合、対象か。

①就業支援課長への障害者雇用状況確認依頼書（様式12）提出時。依頼書には障害者雇用状況報告書（職業安定所の受付印あり）、過去1年以内に新たに障害者を雇用したことを確認できる雇用保険被保険者証の写し、賃金台帳の写し等を添付。確認手続に関する照会等は、県就業支援課まで。

②対象（従業員43.5人未満の企業には障害者の雇用義務がないため、過去1年以内に新たに1人でも雇用すれば融資対象となる）

令和5年4月1日現在、民間企業の障害者法定雇用率は2.3%。雇用義務のある事業主の範囲は、従業員が43.5人以上の事業者である。

9-4 「パートナーシップ構築宣言」要件の受付時に、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）に宣言が掲載されていることを確認する必要があるか。

原則として受付時にポータルサイト上の掲載を確認いただきたいが、それが難しい場合には県経営・金融支援課へ相談いただきたい。なお、県においても本要件の融資実行が確認でき次第、ポータルサイト上で宣言の掲載に

ついて確認する予定である。

9-5 「事業継続計画（BCP）等を策定し、認定等を受けた者」要件で、「その他の事業計画書（BCP）等」で想定されるものはどのような計画か。

国際規格 ISO22301 に基づく BCMS(事業継続マネジメントシステム) 認証、中小企業庁策定の中小企業BCP策定運用指針に基づく計画、国土交通省による建設会社における災害時の事業継続力認定、厚労省策定の介護施設・事業所における業務継続ガイドラインに基づく計画等を想定している。確認手続きに関する照会等は、県経営・金融支援課まで。

9-6 「事業継続計画（BCP）等を策定し、認定等を受けた者」要件で、資金使途は計画の実施に必要なものに限られるのか。

計画の実施に必要なものに限らず利用が可能。

9-7 「事業継続計画（BCP）等を策定し、認定等を受けた者」要件で、事業継続力強化関連保証や連携事業継続力強化関連保証の利用は可能か。

事業継続力強化関連保証や連携事業継続力強化関連保証の利用はできない。

⑩ 産業創造資金（海外投資貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者、中小企業組合

- 1 海外生産等の投資を行う者で、次のア及びイに該当すること。

- ア 県内に登記簿上及び実質上の本社（個人の場合は主たる事業所）が存在する者で、海外生産等の投資計画が、県内で営む事業と密接な関連があること
イ 海外投資により、登記簿上のみの本社になる場合など、県内の事業が実質的に消滅するものではないこと

- 2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～8に該当すること。

■資金使途■

次のア～エのいずれかに該当する設備資金

ア 外国における支店、工場、その他の事業所の設置又は拡張に要する資金

イ 出資割合が10%以上となる外国法人の発行する株式の取得、出資の引受けに要する資金

ウ 出資割合が10%以上である外国法人の社債等の引受け、又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金

エ 役員の派遣など人的関係が密接であって、長期にわたる原材料供給又は製品の販売・重要な製造技術の提供など物的関係も密接な関係にある外国法人の発行する株式の取得、出資・社債の引受け又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金

★貸付資金として借り受けた場合は、その全額を転貸することとし、利率は本資金の融資利率以下であって、貸付期間は本資金の融資期間より短期間にならないように定めるものとします。

★単なるキャピタルゲインを目的とした投資のための資金等は、融資対象になりません。

■融資条件■

	設 備 資 金
限 度 額	1億円（中小企業組合4億円） ※海外直接投資額は国内有形固定資産2分の1を限度（年間売上高2億円以下の事業者にあつては、売上高の2分の1とその事業用有形固定資産の2分の1のいずれか少ない額）
利 率	年2.0～2.4%以内（融資期間により異なる） ●巻頭1 一覧表
期間・償還方法	1年超10年以内（2年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する 保証料 年0.45%～1.64%以内、 海外投資関係保証の場合は年0.97%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ➡それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(19)、(22)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 証券取得の場合	
・海外直接投資に係る証券取得に関する計画書（様式16-1）……………	2部（原本1 写し1）
(2) 金銭の貸付の場合	
・海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書（様式16-2）……………	2部（原本1 写し1）
(3) 支店等の設置又は拡張の場合	
・外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書（様式16-3）……………	2部（原本1 写し1）

Q & A ⑩産業創造資金（海外投資貸付）

■融資対象者の要件■

10-1 海外に現地法人を設立するための出資金として、5,000 万円の融資を受けたい。当社（県内に立地）の決算書上の有形固定資産価額は7,000 万円である。

- ①当社の年間売上高が3億円の場合、融資の限度額はいくらになるか。
- ②当社の年間売上高が6,000 万円の場合融資の限度額はいくらになるか。

①有形固定資産の2分の1が上限となるので3,500 万円が限度。

②売上高の2分の1と有形固定資産価額の2分の1のいずれか少ない金額が上限となるので3,000 万円が限度。
なお、いずれの場合も海外直接投資額は今回投資分を含む累計額とする。

10-2 ①既存の海外工場等に新たに機械や備品を購入するための資金は融資対象か。

②外国法人への現物出資（機械設備・備品等）は融資対象か。

①対象 ②追加出資の場合のみ現物出資も対象。

⑪ 産業創造資金（産業立地貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する者（１のエ(ア)以外で信用保証を付さない場合、資本金・従業員数の規模要件なし）

１ ア～エのいずれかに該当すること。

ア【本社・ホテル立地】 次の(ア)又は(イ)に該当する者

(ア) 申込日以前１年以上引き続き同一事業を営んでいる者で、県内に本社機能又は支社機能（県域を超えた地域を管轄すること）を新しく設置しようとするもので次の基準をおおむね満たすもの

- ①純資産 ２億円以上
- ②直近２年間の決算において、連続して経常利益を計上していること。
- ③直近の決算において、繰越欠損がないこと。

(イ) 県内にホテルを設置しようとする者（申込日以前１年以上ホテルを営んでいる者が当該ホテルの業務の運営を行う場合に限る）

※「ホテル」とは旅館業法に規定するホテル営業の用に供する施設で、次の①～③の全てに該当するもの

- ① 原則として１００室以上の客室を設けること。
- ② 国際観光ホテル整備法に規定する国土交通大臣の登録基準のうち①～⑤を概ね満たすこと。
 - (i)基準客室（床面積が通常１人で使用する客室では９㎡、その他の客室では１３㎡以上）の設置
 - (ii)ロビー（収容人数に相応した規模等）の設置
 - (iii)食堂（収容人数に相応した規模、客室収容人数×０．２㎡等）の設置
 - (iv)④その他、快適性及び利便性の確保のため必要と認められる施設の設置
 - (v)外客接遇主任者を選任すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する業又はそれに類する形態の業を営むものである等、設置することが適当でないと知事が認めるものでないこと。

イ【工場・研究所立地】 申込日以前１年以上引き続き同一事業を営んでいる者又は申込日以前１年以上引き続き同一事業を営んでいる親会社が設立した子会社で、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの

(ア) 県内に敷地面積１，０００㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積５００㎡以上の工場を建築又は取得しようとする者

(イ) 県内で敷地面積が９，０００㎡以上又は生産施設の建築面積が３，０００㎡以上となるような、工場の建築、取得又は敷地の拡張を行おうとする者

(ウ) 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に工場を建築又は取得しようとする者

(エ) 県内で敷地面積が１，０００㎡以上となるような、新製品、新技術、学術等の研究開発又は調査を行うための研究施設の建築、取得又は敷地の拡張を行おうとする者

(※「工場」とは、原則として日本標準産業分類の製造業又は情報サービス業の用に供する施設であること。)

ウ【物流施設立地】 申込日以前１年以上引き続き同一事業を営んでいる者又は申込日以前１年以上引き続き同一事業を営んでいる親会社が設立した子会社であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に、一般公募により分譲された県内の工業団地等に物流施設を建築又は取得しようとする者

(イ) 県内に敷地面積１，０００㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積５００㎡以上の物流施設を建築又は取得しようとする者

※「物流施設」とは、原材料・製品の貯蔵・保管、製品の小分け・包装・値札付け作業等の物流加工、流通全体の管理運営等を行うため、物資の流通加工、集配、保管等を行うための施設を有するものであること

エ【工場等移転】申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業を営む者（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一業種を営んでいること）で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 工場又は物流施設を住工混在地域から工場適地に全面移転（同一敷地内にある関連施設を全て移転すること。）する中小企業者 ※「工場適地」とは、①都市計画法に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域 ②地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が造成した工業団地 ③農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき実施計画を定められた地区 のいずれか (イ) 公共事業の施行に伴い事業所を移転・改築する者 ※「公共事業」とは、①土地収用法に掲げる事業 ②都市再開発法に規定する市街地再開発事業 ③土地区画整理法に規定する土地区画整理事業 ④知事が指定する公共事業 のいずれか	
--	--

2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1、3～8に該当すること。

■資金使途■

次のア～カのいずれかに該当する設備資金

ア 土地（【本社・ホテル立地】要件に該当する者を除く。）

土地購入費を融資対象にする場合、取得後2年以内に工事に着手することが条件

（ただし、公共団体等が造成する工業団地等で特約がある場合は、それに従うものとする。）

イ 建物及びその附属設備

ウ 構築物（煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、舗装、緑化施設等）

エ 機械装置のうち、本資金を利用して建築、取得等する建物と一体的に整備するもので、創エネ設備・省エネ設備・蓄エネ設備（次の①～③を参照）のいずれかに該当するもの。ただし、製造又は加工修理工程を形成する機械設備は除く。

- ①【創エネ設備】 自家消費を目的とする再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を利用する設備（自家消費の余剰分を売却することを妨げない。）

②【省エネ設備】 断熱性能等エネルギー効率の高い建物、省エネ仕様の設備、更新によりエネルギー使用量又はコストが削減できる設備、エネルギーの使用を削減する設備等

③【蓄エネ設備】 エネルギーを蓄積させるための設備

オ 土地及び建物等の賃借に伴う保証金等（【本社・ホテル立地】要件に該当する者に限る。）

カ 移転先が借地・借家の場合、入居の際必要となる保証金及び内装工事費用（【工場等移転】要件(イ)に該当する者に限る。）

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み（土地取得済み等）又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金
限 度 額	20億円（対象経費の70%以内） 【【工場等移転】要件：2億円（ただし、土地・建物等補償額分は控除）】
利 率	信用保証付き：年2.1～2.5%以内、信用保証なし：年2.2～2.6%以内 （融資期間により異なる） 巻頭1 一覧表
期間・償還方法	融資実行額が10億円以内の場合 → 1年超12年以内 融資実行額が10億円を超える場合 → 1年超15年以内 （いずれも、2年以内据置 元金均等月賦償還）
担保・保証人	取扱金融機関（及び保証協会）との協議により定める ただし、信用保証を付し事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	取扱金融機関との協議により定める （保証料 年0.45%～1.59%以内） ※信用保証を付し事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる

■受付機関■

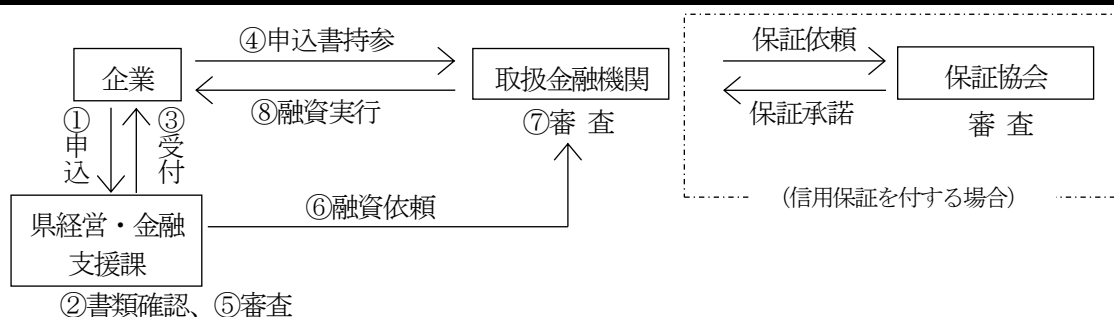
埼玉県産業労働部経営・金融支援課（商工会議所・商工会では受付できませんので御注意ください。）

■融資実行後の手続き■

申込者……融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類（土地取得の場合は、建築する建物の建築確認申請書・建築確認済証の写し及び登記事項証明書を添付）とともに埼玉県産業創造資金（産業立地貸付）設備完了届（様式3.2）を県経営・金融支援課に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式3.3）を県経営・金融支援課に提出すること。
※融資実行後に融資条件の変更を行ったときは、速やかに埼玉県産業創造資金（産業立地貸付）償還計画等変更報告書（様式3.6）を県経営・金融支援課に提出すること。

■事務の流れ■



■申込みに必要な書類■

※ 信用保証を付する場合、1～3の書類（様式2.8「埼玉県中小企業制度融資に関する特約書」は除く。）を3部ずつ用意してください。（例）2部（原本1写し1） → 3部（原本1写し2）

1 基本書類	
★(1)埼玉県中小企業制度融資申込書（県受付用）（様式1-3）……………	2部
他はp.7、8に記載の■基本書類■(2)～(5)と同様	
2 設備資金に係る書類	
(1) 土地取得の場合 ・売買契約書の写し……………	2部
(2) 建物建築・取得の場合	
・見積書の写し（各工事内容の内訳も添付）……………	2部
・図面（平面図・立面図・配置図等）の写し（必要に応じて）……………	2部
・請負契約書の写し（取得の場合は、売買契約書の写し）……………	2部
・建築確認申請書及び建築確認済証の写し（新築等の場合）……………	2部
(3) 賃借する建物の保証金等の場合 ・契約書の写し……………	2部
(4) 自己所有でない建物の改装等の場合	
・見積書の写し……………	2部
・カタログ又は図面（平面図・立面図・配置図等）の写し（必要に応じて）……………	2部
・賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書の写し等……………	2部
3 本資金の利用に係る必要書類（申込要件に応じ添付）	
(1) 【共通】（法人の場合）	
登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し（会社設立からの経緯が全て分かるもの）……………	2部
(2) 【本社・ホテル立地】	
①要件(ア)・本社機能又は支社機能新設計画書……………	2部（原本1写し1）
（様式は任意。企業全体の組織構成、本社機能又は支社機能の設置理由、組織構成、事業内容、人員配置、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記）……………	2部（原本1写し1）
②要件(イ)・ホテル設置計画書……………	
（様式は任意。設置理由、経営方針、既存ホテル概要、施設概要、対象者要件1ア(イ)(i)～(iii)の基準に係る確認事項、旅館業法等に係る確認事項、事業費、資金調達方法、工事期間、開業時期等を明記）……………	

(3) 【工場・研究所立地】 ① 申込日以前1年以上引き続き同一事業を営む親会社が設立した子会社が申し込む場合 ・会社概要説明書（様式は任意。子会社設立の経緯・理由、子会社に対する出資割合及び役員の出向状況、その他親会社の子会社に対する関与を示す事項等を明記）…………… ② 要件(ア)～(ウ)の場合 ・各市町村の届出書（当該届出に対して市町村の意見等が付された場合には、その意見等の内容が記載された書類を含む。）の写し（工場立地法で定める市町村への届出対象に該当しない工場の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合は埼玉県産業創造資金（産業立地貸付）工場新設（変更）計画申出書（様式18））…………… ③ 要件(エ)の場合 ・研究施設新設等計画書（様式は任意。設置理由、事業（研究）内容、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記）…………… (4) 【物流施設立地】 ① 申込日以前1年以上引き続き同一事業を営む親会社が設立した子会社が申し込む場合 ・会社概要説明書（様式は任意。子会社設立の経緯・理由、子会社に対する出資割合及び役員の出向状況、その他親会社の子会社に対する関与を示す事項等を明記）…………… ② 埼玉県企業局が造成分譲する産業団地に物流施設を新設する場合 ・工業用地譲受申込書の写し…………… ③ 既存施設を取得する場合又は埼玉県企業局が造成分譲する産業団地以外に新設する場合 ・埼玉県産業創造資金（産業立地貸付）物流施設新設（取得）計画書（様式19）… (5) 【工場等移転】 ① 要件(ア)の場合 ・住工混在地域から工場適地への移転を証明できる書類…………… ② 要件(イ)の場合 ・補償契約書の写し…………… ③ 資金使途が土地の取得のみの場合 ・購入する土地の登記事項証明書の写し及び工場建設計画書（様式は任意。移転理由、事業内容、施設規模、事業費、資金調達方法、工事期間、移転時期等を明記）……………	2部（原本1写し1） 2部（原本1写し1） 2部（原本1写し1） 2部（原本1写し1） 2部 2部（原本1写し1） 2部（原本1写し1） 2部 2部（原本1写し1）
4 保証協会必要書類（信用保証を付す場合のみ必要） p.7、8に記載の■基本書類■(12)～(23)と同様 （登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しについては、3（1）と合わせて3部あればよい。）	

Q & A ⑪産業創造資金（産業立地貸付）

■融資対象者の要件■ （1）工場・研究所立地

11-1 本社機能又は支社機能を工場と同一敷地内に併設する場合、どのように取り扱うか。

本社機能又は支社機能については、工場と一体的な施設とみなす。

11-2 「生産施設」とは。

物品等の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物及び製造工程を形成する機械又は装置で建築物の外に設置されるものをいう。（工場立地法による）

11-3 工業団地内の土地・建物は申込者が所有し、実際の生産は子会社が行う場合、対象か。

土地・建物を申込者以外のものが使用することになるため、融資対象にならない。

11-4 工場と同一敷地内に研究施設の建築、取得又は敷地の拡張を行う場合の敷地面積は。

工場の敷地を含めて要件に合致するか判断する。

11-5 工場又は研究施設の敷地の拡張による場合、土地は賃借でもよい。

土地は賃借でもよい。ただし、この場合の資金使途は、建物建設資金のみ対象とする。（土地の賃借に伴う保証金等は対象外）

■融資対象者の要件■ （2）物流施設立地

11-6 物流施設を工場と同一敷地内に併設する場合、どのように取り扱うか。

物流施設については、工場と一体的な施設とみなす。

■融資対象者の要件■ （3）工場等移転

11-7 工場の一部を工業地域に移転する場合は対象か。

公共事業による移転の要件の場合は対象となる。住工混在地域からの移転の要件の場合は全面移転であることが必要であるため、一部移転の場合は対象外。

11-8 住工混在地域からの移転の要件で、工場のみ工業適地に移転するとき、

①事務所と工場が別の場所にある場合 ②事務所と工場が同一敷地にある場合 は対象となるか。

同一敷地内にある建物の全面移転が要件であるため、①工場が全面移転するのであれば対象。②事務所と工場が同一敷地内にあり、工場のみ移転する場合は対象外。

11-9 住工混在地域からの移転の要件で、自動車修理工場の移転は対象か。

日本標準産業分類の製造業ではないので対象外

■資金使途■

11-10 創エネ設備、省エネ設備又は蓄エネ設備単独で本資金を申し込むことは可能か。

不可。本資金を利用して新設、取得又は改築等する場合に、創エネ設備等を整備する場合のみ申込み可。

※なお、設備単独の場合は、事業資金（一般貸付）、設備投資促進資金等の利用が考えられる（その場合、県内 1 年以上の要件が必要）。

■融資条件■ （1）融資限度額

11-11 土地代金 10 億円のうち手付金一部を支払済みの場合、融資限度額は。

未払い金額ではなく対象経費（10 億円）全体の 70%以内が融資限度額

① 2 億円を支払済の場合 7 億円が融資限度

② 4 億円を支払済の場合 6 億円（本来 7 億円が融資限度だが、支払済部分は対象外のため）

11-12 道路拡張により移転する店舗建設費用 1 億円の全額融資が受けられるか。

不可。融資限度額＝建設費用－公共事業による移転補償金（補償契約書の写しで確認する）。

（例）建設費用 1 億円、建物補償額 7,000 万円の場合の融資限度額は 3,000 万円

■融資条件■ （2）融資期間

11-13 融資期間 15 年以内を適用できる場合の要件は。

原則として 1 口当たりの融資実行額が 10 億円を超える場合に適用可。

11-14 土地 6 億円を取得しその上に工場 9 億円を建設する場合、融資期間 15 年の対象か。

原則として対象外。一般に土地取得が先行し、その後、建築確認や請負契約を経て建物建設資金を申し込むことになるため、土地と建物は別口として申し込む必要がある。土地の取得後、建物建設資金についても本資金を利用するとは限らないことから、一口当たりの申込金額が 10 億円を超えない場合は、融資期間 15 年では利用できない。

【例外】土地取得資金を申し込む際、建築確認・請負契約締結済みなど取得する土地上の建設が確実で、建設資金も本資金の利用が確実な場合に限り合計で判断し融資期間 15 年の対象(申込書は 2 口)

11-15 土地 6 億円とその上の既存の工場 9 億円をまとめて購入する場合、融資期間 15 年の対象か。

対象。土地とその土地上の既存物件を同時に取得する場合、合計金額で判断(申込書は 2 口)

11-16 半年前の土地 6 億円取得に融資期間 12 年で本資金を利用し(融資実行済)、工場建設資金 9 億円を申し込む場合、融資期間 15 年の対象か。

対象。なお、既に融資期間 12 年で実行済の土地取得資金に係る融資については融資期間を 15 年に変更することはできない。

11-17 契約時 5 億円、上棟時 5 億円、引渡時 5 億円の 3 回に支払いが分かれる工場建設資金 15 億円を申し込む場合、融資期間 15 年の対象か。

原則として不可。分割申込みの場合、残支払分も本資金利用とは限らないため一口当たりの申込金額が 10 億円を超えない場合、融資期間 15 年の対象外

【例外】残支払分も本資金利用が確実な場合に限り合計で判断し 15 年の対象

■金融機関■

11-18 調達額が大きいいため複数の金融機関から調達することは可能か。

可能。ただし、金融機関ごとに別口で融資申込書を作成しそれぞれ申し込むことになる。

■申込みに必要な書類■

11-19 物流施設の建設工期が今秋から来夏の予定だが建設資金を一度に申し込みたい。

手付金、中間金、清算金等の支払時期が 2 年度にわたる場合、年度ごとに分けて申し込む。

11-20 住工混在地域であることの証明書類は。

周辺の写真、住宅地図、都市計画図等

11-21 償還計画等を変更した場合の報告はいつまで行う必要があるか。

最長融資期間(12 年・15 年)が満了するまでの間に変更の度に県に報告する必要がある。

⑫ 経営安定資金（大臣指定等貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

- 1 次のア～エのいずれかに該当すること。 ●セーフティネット保証制度・認定基準：[p. 87](#)

ア【指定企業関連】経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する者で、セーフティネット保証1号の認定を取得したもの、又は経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域に関連する者で、セーフティネット保証2号の認定を取得したもの

イ【災害復旧関連】次の(ア)～(ウ)に該当すること。

(ア) (激甚災害要件) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち災害関係保証を利用するもの

(イ) (大臣指定災害要件) 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けている者で、セーフティネット保証3号又は4号の認定を取得したもの

(ウ) (大臣指定危機要件) 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けている者で、危機関連保証の認定を取得したもの

ウ【特定業種関連】経済産業大臣が指定する業種を営み、売上が減少するなどしている者で、セーフティネット保証5号の認定を取得したもの

エ【金融円滑化関連】取引先金融機関の破綻の影響を受けている者で、セーフティネット保証6号の認定を取得したもの

- 2 [p. 2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

・上記対象者要件1イ及びウに該当し、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合、

[p. 2](#)に記載の■融資対象者の要件■2に該当することを要しない。

■資金使途■

設備資金（イ【災害復旧関連】のみ）

(ア) …災害の復旧に必要なもの（土地建物等の賃借に伴う保証金等は除く。）

(イ) 又は (ウ) …経営の安定に必要なもの

運転資金 経営の安定に必要なものに限る（イ【災害復旧関連】（ア）のみ災害の復旧に必要なもの）

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ●[p. 3](#)

× 借入金の返済（金融円滑化関連における当該破綻金融機関との取引に係るものは対象）

× 納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 不渡手形を買い戻すための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金【災害復旧関連】のみ	運 転 資 金
限 度 額 ★	8,000万円 (中小企業組合1億円)	8,000万円 ※セーフティネット保証1号の場合、当該取引先企業から回収不能となった債権額を限度とする。
	【災害復旧関連】で設備・運転併用の場合は1億6,000万円 (中小企業組合1億8,000万円)	
利 率	年1.8～2.2%以内 ※セーフティネット5号適用の場合年1.9～2.3%以内 (融資期間により異なる) ● 巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (2年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※災害復旧関連の場合 2年以内据置
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する 保証料 $\left[\begin{array}{l} \text{年0.80\%以内} \\ \text{【特定業種関連】の場合は年0.68\%以内} \end{array} \right]$ ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

★限度額は、対象者要件1ア～エの関連ごととし、知事指定等貸付の同じ関連の残高も算入するものとします。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。
危機関連保証を利用した場合、融資実行日から5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度保証協会に対し、電磁的方法等により報告をする。（指定期間中の場合は指定期間終了後）

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

※運転資金、設備資金を同時に申し込む場合は、2口となるため、★印の書類は原本2組を提出してください。

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様 (設備資金を申込みするのは【災害復旧関連】のみ) ・【災害復旧関連】及び【特定業種関連】で納期限未到来の場合、納税証明書等は不要 ・【災害復旧関連】及び【特定業種関連】で1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書等は不要	
2 本資金の利用に係る必要書類（申込要件に応じて添付） (1) 激甚災害要件<u>以外</u>の場合 ・セーフティネット保証又は危機関連保証の認定書… (2) 激甚災害要件の場合 ・罹災証明書……………	2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1)

⑫経営安定資金(大臣指定等貸付)⑬の2経営安定資金(知事指定等貸付)⑭企業パワーアップ資金⑮借換資金

「セーフティネット保証制度（1～8号）」

中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

概要：中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| ■ 1号:連鎖倒産防止 | ■ 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限…大臣【指定企業関連】 |
| ■ 3号:突発的災害(事故等) | ■ 4号:突発的災害(自然災害等) …大臣【災害復旧関連】 |
| ■ 5号:業況の悪化している業種(全国的) | …大臣【特定業種関連】 |
| ■ 6号:取引金融機関の破綻 | …大臣【金融円滑化関連】 |
| ■ 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 | } …知事【金融円滑化関連】 |
| ■ 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 | |

□保証限度額（県制度融資の限度額ではない。）

一般保証限度額		セーフティネット保証の別枠
普通保証 2億円以内	+	普通保証 2億（6号は3億）円以内
無担保保証 8,000万円以内		無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 2,000万円以内		無担保無保証人保証 2,000万円以内

□セーフティネット保証認定の申請窓口

法人の場合は、登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地（ただし、登記上の住所地に事業実体がない場合は、事業実体のある事業所の所在地に限る。）、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地を管轄する市町村。

□セーフティネット保証認定の認定申請期限・認定書の有効期限

指定期間とは、市町村に対して認定申請をすることができる期間をいう。したがって、指定期間内に市町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行が指定期間経過後となっても認定書は有効。なお、認定書の有効期間は発行日を含めて30日となり、その日までに受付機関（商工団体等）で受付がされる必要がある。この場合、保証承諾は、認定書の有効期間経過後となっても可。

セーフティネット保証1号（連鎖倒産防止） 認定基準

次の①②のいずれかに該当すること。

- ① 指定事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）等を有している中小企業者。
- ② 指定事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

※指定事業者＝経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等（再生手続開始申立、破産手続開始申立、更生手続開始申立、特別清算開始申立、その他大臣が定める事由の）事業者

☛ 1号指定事業者リスト：中小企業庁ホームページ

セーフティネット保証2号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限） 認定基準

次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 指定事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上*の見込みである中小企業者。
- ② 指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上*の見込みである中小企業者。
- ③ 指定事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上*の見込みである中小企業者。

*平成14年3月より、マイナス10%以上に緩和中です。

※指定事業者・地域＝経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者、地域
＜過去の事例＞BSE関連、ALPS処理水関係、ダイハツ工業及びダイハツ九州関係

☛ 2号指定事業者リスト：中小企業庁ホームページ

セーフティネット保証3号（突発的災害（事故等））・4号（自然災害等） 認定基準

次の①～⑨のいずれかに該当すること。

- ① 指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、中小企業者全体における最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ② 指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ③ 創業者等であつて、指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、中小企業者全体における最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ④ 創業者等であつて、指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ⑤ 創業者等であつて、指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、中小企業者全体における最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ⑥ 創業者等であつて、指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ⑦ 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ⑧ 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であつて、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- ⑨ 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であつて、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

※指定災害・地域・業種＝経済産業大臣の指定を受けた災害・地域・業種＜過去の事例＞

3号：0-157 関連

4号：H26.2.14からの大雪（4.4官報告示。埼玉県を含む6県で135市町村（うち県内28市町）

：R1.10.12に上陸した台風19号（10.18他官報告示。埼玉県を含む14都県で393市町村（うち県内48市町村）

：R2年新型コロナウイルス感染症（3.2官報告示。全都道府県）

：R5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害

（6.14官報告示。埼玉県を含む4県で6市町（うち県内3市町）

：R7年流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故（3.12官報告示。八潮市）

☛ 3・4号指定災害・地域・業種リスト：中小企業庁ホームページ

※セーフティネット保証4号指定基準・手続

被害が甚大な災害発生後、災害救助法の適用がある市町村は速やかに経済産業大臣が指定を行う。適用のない市町村は、各市町村が商工団体の協力により被害の影響調査を実施し、県がその結果をとりまとめて国に報告して、相当程度の被害があると認められた場合、認定基準該当企業がある市町村を大臣が指定する。

セーフティネット保証5号（全国的に業況の悪化している業種） 認定基準

指定業種に属する事業を行う者であって、次の①～⑧のいずれかに該当すること。

- ① 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。
- ② 指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。
- ③ 創業者等であって指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。
- ④ 創業者等であって指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。
- ⑤ 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、（1）中小企業者全体における最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）中小企業者全体における最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体における最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
- ⑥ 指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
- ⑦ 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。
- ⑧ 指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

※指定業種＝経済産業大臣の指定を受けた業種（業況調査に基づき3か月ごとに日本標準産業分類の細分類により指定。）

☛5号指定業種リスト：中小企業庁ホームページ

セーフティネット保証6号（取引金融機関の破綻） 認定基準

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者。

☛6号破綻金融機関リスト：中小企業庁ホームページ

セーフティネット保証7号（金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整） 認定基準

経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者。

☛7号指定金融機関リスト：中小企業庁ホームページ

セーフティネット保証8号（金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡） 認定基準

金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCC（整理回収機構）に対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者。

⑫経営安定資金（大臣指定等貸付）⑭企業パワーアップ資金⑮借換資金

「危機関連保証制度」

中小企業信用保険法第2条第6項に規定する内外の金融秩序の混乱その他の事業が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

概要：中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

□保証限度額（県制度融資の限度額ではない。）

危機関連保証の別枠
普通保証 2 億円以内
無担保保証 8, 0 0 0 万円以内
無担保無保証人保証 2, 0 0 0 万円以内
+
セーフティネット保証の別枠
普通保証 2 億（6 号は 3 億）円以内
無担保保証 8, 0 0 0 万円以内
無担保無保証人保証 2, 0 0 0 万円以内
+
一般保証限度額
普通保証 2 億円以内
無担保保証 8, 0 0 0 万円以内
無担保無保証人保証 2, 0 0 0 万円以内

□危機関連保証認定の申請窓口

法人の場合は、登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地（ただし、登記上の住所地に事業実体がない場合は、事業実体のある事業所の所在地に限る。）、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地を管轄する市町村。

□危機関連保証認定の認定書の有効期限

認定書の有効期間は発行日を含めて 3 0 日となり、その日までに受付機関（商工団体等）で受付がされる必要がある。ただし、危機関連保証は指定期間の終期までに融資が実行される必要があるため、危機関連保証の指定期間の終期が先に到来する場合は、その終期が認定書の有効期限となる。

危機関連保証 認定基準

次のいずれにも該当すること。

- （ア）金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
 - （イ）認定案件に起因して、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 1 5 % 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 1 5 % 以上減少することが見込まれること。
- <過去の事例>新型コロナウイルス感染症（R2.3 初指定）

⑫の2 経営安定資金（知事指定等貸付）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

1 次のア～エのいずれかに該当すること。

ア【指定企業関連】知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する者

イ【災害復旧関連】県内で災害を受け、市町村等の罹災証明を受けた者

ウ【特定業種関連】知事が指定する業種に属する者で、最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ※ R8.4.1現在 知事指定業種なし

エ【金融円滑化関連】取引先金融機関の経営合理化の影響を受けている者でセーフティネット保証7号の認定を取得したもの、又は、(株) 整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者でセーフティネット保証8号の認定を取得したもの

☛セーフティネット保証制度・認定基準 [p.87](#)

2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

・災害復旧関連の場合、事業歴要件は県内で事業に着手していればよい。

■資金使途■

設備資金 【災害復旧関連のみ】災害の復旧に必要な工場、店舗の建設又は機械設備の購入資金 等

運転資金 経営の安定に必要な資金（ただし、【災害復旧関連】は災害の復旧に必要な資金）

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ☛[p.3](#)

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 不渡手形を買い戻すための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金【災害復旧関連】のみ	運 転 資 金
限 度 額 ★	8,000万円 (中小企業組合1億円)	8,000万円 ※指定企業関連の場合、当該取引先企業から 回収不能となった債権額を限度とする。
	災害復旧関連で設備・運転併用の場合は1億6,000万円 (中小企業組合1億8,000万円)	
利 率	年1.9～2.3%以内（融資期間により異なる）☛ 巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (2年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※【災害復旧関連】のみ2年以内据置
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する 保証料 年0.45～1.59%以内 【金融円滑化関連】の場合は年0.68%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

★限度額は、対象者要件1ア～エの関連ごととし、大臣指定等貸付の同じ関連の残高も算入するものとします。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（[様式31](#)）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ それぞれの書類の提出先：p. 7、8

※運転資金、設備資金を同時に申し込む場合は、2口となるため、★印の書類は原本2組を提出してください。

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(23)と同様 ・災害復旧関連で納期限未到来の場合、納税証明書等は不要 ・災害復旧関連で1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書等は不要	
2 本資金の利用に係る必要書類（申込要件に応じ添付） (1) 【指定企業関連】商工会議所・商工会及び中央会の認定する 債権額申告書（様式20）…………… (2) 【災害復旧関連】罹災証明書…………… (3) 【特定業種関連】経営安定資金知事指定等貸付特定業種関連に係る認定書 （様式21）（商工会議所・商工会及び中央会が認定）…… (4) 【金融円滑化関連】セーフティネット保証の認定書……………	2部（原本1写し1） 2部（原本1写し1） 3部（原本1写し2） 2部（原本1写し1）

Q & A ⑫経営安定資金（大臣指定等貸付）、⑫の2 同（知事指定等貸付）

■ア 指定企業関連■ (1)【大臣】セーフティネット保証1号

大臣指定	知事指定
○	—

12-1 市町村がセーフティネット認定（1号・2号）する際、債権額の確認は、何を以て行うのか。

不渡手形、売掛金元帳、手形元帳などの会計書類等など、認定権者である市町村が必要と認める資料で確認する。

12-2 セーフティネット保証1号を利用し指定企業関連を申し込む際、制度上の上限金額と、指定企業からの回収不能債権額は、どちらが限度額として優先されるのか。

融資限度額及び回収困難な額から、「制度上の上限額^{*1}」と「指定企業に係る上限額^{*2}」を算出し、いずれか低い金額が申込可能額となる。

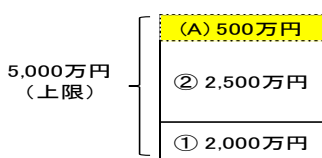
*1 融資限度額から、既存の借入残高を控除した金額

*2 回収困難な額から、同じ指定企業に係る保証付融資（県制度以外を含む）の当初貸付金額を控除した金額

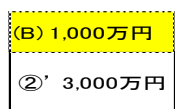
<ケース>

- ・指定企業「甲」にかかる借入残高あり（数年前に借入）
- ・指定企業「乙」にかかる借入を既にしており、今回追加の申込みを検討

●「制度上の上限額」の確認



●「指定企業にかかる上限額」の確認



②: 「乙」関連の借入(保証)残高
①: 「甲」関連の借入(保証)残高

②': 「乙」関連の借入(保証)額

★残枠(余裕枠)の比較

(A) 500万円 < (B) 1,000万円



500万円が今回、追加で申し込める上限額

■ア 指定企業関連■ (2)【大臣】セーフティネット保証1号【知事（準用）】

大臣指定	知事指定
○	○

12-3 ①認定申請時に指定企業と取引がない場合 ②債権放棄した場合 ③指定企業と債権について長期分割返済で和解している場合 ④指定企業との取引で前渡金(前払金)がある場合、対象か。

①②認定申請時に取引・債権が存在することを要するため対象外。

③和解契約どおりに返済が行われている場合、回収困難な債権にあらず対象外。

④前渡金返還請求権を有する場合も指定企業関連の対象。

12-4 指定企業AがBに手形を振り出し、BがC（Aと直接取引はない）に裏書譲渡している場合、

①Bは対象となるか。②Bが倒産し、Cが手形の回収をしたい場合に対象となるか。

認定申請時に指定企業と直接取引関係があり、かつ債権を有している必要がある。

①Bは債権を有していないので対象外、②CはAと直接取引がないので対象外。

12-5 金融機関が割引済の手形について指定企業の振出人が倒産したため、

①割引人たる金融機関から買い戻す必要が生じた場合の買い戻し資金は対象か。

②手形を手元の資金で買い戻した場合、指定企業の振出人から回収困難になった債権額の範囲内で融資対象になるか。手形振出人A（指定企業）→B→金融機関→Bが買い戻し

①割引済の手形の所持人は割引人であり、認定申請時において割引依頼者自身が振出人に売掛金等の債権を有していないため対象外（買い戻し資金は借入金の返済なのでいずれにしても対象外）。

②認定申請時に指定企業に対して債権を有するので対象。★裏書手形の場合も同様

■ア 指定企業関連■ (3)【知事】	大臣 指定	知事 指定
	—	○

12-6 知事が指定した再生手続開始申立等企業とは。

再生手続開始申立等（破産手続・再生手続・更生手続・特別清算の開始申立て等）があった事業者又はその債権者を代表すると認められる破産管財人、債権者等から指定の申請があり、「再生手続開始申立等企業」として知事が指定を行った企業（県内中小企業者に影響が大きいと認められる場合、知事が職権により指定）。

詳細は県経営・金融支援課へ。

指定基準：原則として、負債総額（金融機関からの融資に係る債務等を除く）が5,000万円以上であり、かつ、県内に50万円以上の債権を有する中小企業者が10社以上あること。

■イ 災害復旧関連■ (4)【大臣】激甚災害	大臣 指定	知事 指定
	○	—

12-7 激甚災害を受けて災害関係保証を利用する場合に必要な罹災証明とは。

市町村長（広域消防本部も含む。）が発行する、罹災したことを証明する書類。「罹災届出証明書」のように、災害を受けたことの届出をしたことの証明書では足りない。（知事指定等貸付の災害復旧関連も同様）。

■イ 災害復旧関連■ (5)【知事】県内での災害一般	大臣 指定	知事 指定
	—	○

12-8 事業所が火災にあった場合も対象か。

県内の市町村長（広域消防本部も含む。）の罹災証明を受けた者は、知事指定等貸付の対象であり火災も対象。なお、罹災証明書は名称にかかわらず罹災したことを証明する書類である必要があり、「罹災届出証明書」のように、災害を受けたことの届出をしたことの証明書では足りない。前問【12-7】参照

■ウ 特定業種関連■ (6)【大臣】セーフティネット保証5号	大臣 指定	知事 指定
	○	—

12-9 認定基準の最近3か月の平均売上高とは。

原則は直近3か月の平均売上高をいう。ただし、直近の売上高が未集計の場合に限り、最大で6か月前から起算して3か月前まで遡ることができる。

＜例＞7月に申込みを行う場合

原則：直近の3か月 4月、5月、6月の売上高

例外：最も遡って1月、2月、3月の売上高

4～6月の売上高が未集計 → 1月、2月、3月

5、6月の売上高が未集計 → 2月、3月、4月

6月の売上高が未集計 → 3月、4月、5月

12-10 経営安定資金（大臣指定等貸付）と経営あんしん資金を同時に申し込めるか。

申込み可能だが、セーフティネット保証利用資金とそれ以外の資金を併用する場合には、必ず資金用途を分ける必要がある。（例：材料購入資金と給与支払資金など）

■ウ 特定業種関連■ (7)【大臣】セーフティネット保証5号【知事（準用）】	大臣 指定	知事 指定
	○	○

12-11 ①特定業種関連において必要な事業歴は。②認定申請時に指定業種を休業している場合、対象か。

①原則として前年同期比との売上の比較が可能となる15か月以上の業歴が必要（大臣指定は一部例外あり）

②認定申請時に指定業種を営んでいることを要するため、対象外。

12-12 認定書の業種欄は登記事項証明書の目的欄と一致しなければならないか。

一致しているか、関連している必要がある。

■エ 金融円滑化関連■ (9)【大臣】セーフティネット保証6号		大臣 指定	知事 指定
12-13 破綻金融機関から受皿金融機関へ営業譲渡された以降でも認定申請できるか。		○	—

破綻日から破綻金融機関が受皿金融機関に営業譲渡を行った日の最大1年後までなら可能。
認定申請日以前の1年以内に破綻金融機関と金融取引を行っていれば認定対象。

■エ 金融円滑化関連■ (10)【知事】セーフティネット保証7号		大臣 指定	知事 指定
12-14 【p. 89 認定基準】の金融機関の範囲は。		—	○

中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関
銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社、信託会社
※なお、整理回収機構(RCC)からの借入や、破綻金融機関からの借入も含める。

12-15 指定金融機関同士の合併、指定金融機関と非指定金融機関の合併の場合、対象か。	
合併後の金融機関を指定金融機関として取り扱う。なお、合併後の金融機関が指定金融機関となった場合、合併前の非指定金融機関としか金融取引がなくても認定の対象となる。	

12-16 個人から法人成りして1年を経過していない場合、認定の対象か。	
対象。ただし、事業分割や吸収合併を行っている場合にはそれぞれ個別に判断する。	

■エ 金融円滑化関連■ (11)【知事】セーフティネット保証8号		大臣 指定	知事 指定
12-17 【p. 89 認定基準】の「総借入金残高」に整理回収機構(RCC)からの借入も含めるか。		—	○

含める。

12-18 【p. 89 認定基準】の「債務の返済条件の変更」とは、具体的にどのようなものか。	
以下のケースを想定しているが、認定にあたっては内容にかかわらず外形的に返済条件の変更となっていれば本認定を行って差し支えないとされている。①当初期日は変更せず毎月の返済額を軽減し残額を期日一括返済とすること。②期限を延長し毎月の返済額を軽減し均等返済とすること。③期限を延長し毎月の返済額を軽減し残額を期日一括返済とすること。④据置期間延長 等	

12-19 申請者が整理回収機構(RCC)への債権譲渡前に返済条件の変更を受けている場合、8号認定の対象とされないか。	
---	--

RCCに対して貸付債権の譲渡がなされる前に取引金融機関から返済条件の変更を受けている場合は認定の対象とならない。RCCが当該貸付債権の債権者になった後にRCCが返済条件の変更に応じたことを確認する必要がある。

12-20 認定申請書に添付する事業計画書についてRCCや他の債権者の関与は必要か。	
不要。	

⑬ 経営あんしん資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

1 次のア又はイに該当すること。

ア【売上等減少】最近3か月（原則として申込月の直近3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して減少している者。

イ【売上等減少見込み】今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して減少する見込みのあることが、融資申込時において確実である者。

※平均売上総利益率又は平均営業利益率で比較する場合

月ごとの利益率の算出が困難な場合（決算時にしか算出しない等）には、直近期（見込み要件の場合は、申込日が属する期の決算見込み）とその前期の決算書における値の比較もできます。

2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

■資金使途■

運転資金のみ 売上又は利益率の減少により必要となった資金

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 等

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	8,000万円
利 率	年2.1～2.5%以内（融資期間により異なる） p.3 一覧表
期間・償還方法	1年超10年以内（1年以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	原則不要
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する（保証料 年0.45%～1.64%以内） ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ [それぞれの書類の提出先：p.7、8](#)

1 基本書類… p.7、8 に記載の■基本書類■(1)～(5)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類 経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）に係る認定書（受付機関が認定） 要件1ア又はイ 売上高で比較する場合（ 様式22-1 ）…………… 要件1ア又はイ 利益率で比較する場合（ 様式22-2 ）……………	3部（原本1写し2）

Q & A ⑬経営あんしん資金

13-1 「最近3か月」とは。(変更)

【最近3か月】原則は申込月の直近3か月。ただし、直近売上高が未集計の場合に限り、最大で申込月の6か月前から起算した3か月間まで遡ることができる。

＜例＞7月に申し込みを行う場合 ⇒ 原則：直近の3か月（4～6月）の売上高

例外：最も遡って1～3月の売上高（4～6月の売上高が未集計の場合）

13-2 「今後3か月（申込月の翌月を含めたいずれかの連続する3か月）」とは。(変更)

＜例＞1月に申込みを行う場合 ①12・1・2月 ②1・2・3月 ③2・3・4月のいずれも可。

13-3 「売上等減少」、「減少する見込み」はどのように確認するのか。(変更)

[様式22-1](#)、[様式22-2](#)の4(1)に記載されている根拠及び確認書類（試算表、売上台帳等その他売上が分かる資料であればよい）から、減少していること（する見込み）が事実であることを確認する。幅広く柔軟に認めることを可とするが、口頭だけではなく必ず何らかの疎明資料により確認する必要がある。

⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

- 1 中小企業者、中小企業組合 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由*の影響を受けており、次のア～カのいずれかに該当すること。

- ア 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者
- イ 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者
- ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者
- エ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
- オ 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者
- カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

- 2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

■資金使途■

運転資金のみ 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由*の影響による利益率の減少により必要となった資金

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 等

* 国際情勢や経済情勢の急激な変動等として知事が定める事由は、(1)物価高騰、(2)人件費の上昇、(3)イラン情勢に伴う影響(サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など)とする。

■融資条件■

資金使途	運 転 資 金
限 度 額 ★	8,000万円
利 率	年1.7～2.1%以内(融資期間により異なる) 巻頭1 一覧表
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信用保証	付する(保証料 年0.45%～1.64%以内) ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

★限度額は、経営あんしん資金【物価高騰特例】の残高も算入するものとします。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ [それぞれの書類の提出先：p.7、8](#)

1 基本書類… p.7、8 に記載の■基本書類■(1)～(5)、(12)～(23)と同様	2部
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じて添付) 経営あんしん資金【経済変動特例】に係る認定書(様式22-8)……………	3部(原本1写し2)

Q & A ⑬の2 経営あんしん資金【経済変動特例】

■融資対象者の要件■

13-4 「国際情勢や経済情勢の急激な変動等」とは。（新規）

（１）物価高騰、（２）人件費の上昇、（３）イラン情勢に伴う影響（サプライチェーンの分断、経済の冷え込み、輸送手段の確保困難など）とする。

ただし、国際情勢や経済情勢の急激な変動等により、県内中小企業者に影響が大きいと認められる場合には、年度途中であっても追加で指定できる。

13-5 「最近１か月」とは（変更）

経営あんしん資金（要件緩和型経営安定資金）【経済変動特例】に係る認定書（様式22-8）の申込月から遡ること3か月間のうちいずれかの月を「最近１か月間」とする。また、「最近１か月間」から遡ること1年前の年月を「前年同月」とする。なお、減少要件確認書の申込月から遡ること3か月間については、申込月の属する月は含まない。

＜例＞ 例：減少要件確認書の申込月が令和8年4月である場合

- ・申込月から遡ること3か月間は、令和8年1月から令和8年3月
- ・「最近１か月間」を令和8年3月とした場合に「前年同月」は令和7年3月（令和7年1月又は令和7年2月とすることはできない）

13-6 ⑬経営あんしん資金を融資限度額まで利用している事業者が【経済変動特例】を利用することはできるか。（新規）

⑬経営あんしん資金を融資限度額まで利用していても【経済変動特例】を利用することは可能。

ただし、【物価高騰特例】（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで取扱い）を融資限度額まで利用している場合は、【経済変動特例】を利用することはできない。

■受付機関■

13-7 売上高総利益率減少要件及び売上高営業利益率減少要件をどの根拠資料に基づいて確認するのか。

下表の資料に基づき、各要件を確認する。

なお、試算表等は、単月分での確認が必要となることに留意されたい。

（Ａ）最近１か月間の売上高総利益率・営業利益率	（Ｂ）前年同月の売上高総利益率・営業利益率
試算表等	試算表等
（Ａ）最近１か月間の売上高総利益率・営業利益率	（Ｂ）直近決算の売上高総利益率・営業利益率
試算表等	決算書
（Ａ）直近決算の売上高総利益率・営業利益率	（Ｂ）直近決算前期の売上高総利益率・営業利益率
決算書	決算書

■融資条件■

13-8 売上高総利益率及び売上高営業利益率はどのような利益率の推移の場合に対象となるのか。

対象となる利益率の推移は以下のとおり

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	利益率の減少率が5パーセント以上で対象
プラスからマイナス	全て対象
マイナスからマイナス	利益率のマイナス幅が増加していれば全て対象
マイナスからプラス	全て対象外

プラスからプラスの計算例は以下のとおり。

例：前年同月の売上高営業利益率プラス2. 0%

最近1か月の売上高営業利益率プラス1. 0%

$(\text{プラス}2.0\% - (\text{プラス}1.0\%)) \div (\text{プラス}2.0\%) \times 100 = \text{減少率} \text{プラス}50.0\%$

13-9 売上高総利益率及び売上高営業利益率については減価償却前又は減価償却後のいずれで計算をするのか。

いずれの利益率同士の計算で差し支えない。その場合は、減価償却前同士又は減価償却後同士とし比較対象を揃えること。

13-10 売上高総利益率及び売上高営業利益率の決算書における確認は決算期間が12か月でなければならないのか。

必ずしも12か月である必要はない。初年度決算や決算月変更等により決算期間が12か月に満たない場合であっても可。

13-11 個人事業主の場合に 売上総利益及び 営業利益 はどのように確認するのか。

以下の項目に置き換えて確認することとする。

確定申告	売上総利益	営業利益
青色申告	差引金額 (①―⑥)	差引金額 (⑦―⑳)
白色申告	差引金額	専従者控除前の所得金額

13-12 減少率のパーセンテージは小数点いくつまで記入するのか。

小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入する。

例：15. 55%→15. 5%

⑭ 企業パワーアップ資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者

1 次の①～⑤のいずれかに該当すること。

- ① 彩の国中小企業支援ネットワーク  事務局：保証協会 に設置された経営サポート会議を経て経営改善に取り組もうとする者で、経営改善計画を策定したもの
- ② 埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した者
- ③ 「二期連続経常赤字」又は「債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの
- ④ 「二期連続実質赤字*」又は「実質債務超過」の者で、金融機関と連携し経営改善計画を策定したもの
- ⑤ 制度融資に係る求償債務を有する者で、保証協会の求償権消滅保証制度を利用し事業再生を図ろうとする者（経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合を除く）

- 2 金融機関からの支援が得られており、今後も継続支援が確実なこと。
- 3 経営改善計画の実行が確実であり、償還確実性が認められること。
- 4 経営者が企業の再生に強い意志を持っていること。
- 5 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～8に該当すること。

(*)「実質赤字」の例
取引先倒産で不良債権化した債権を再評価して赤字になる場合など

■資金使途■

設備資金 機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金（借換えのための資金を含む。）

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。  [p.3](#)

- × 借入金の返済のみに充てる資金（申込みには必ず新規運転資金が必要）、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

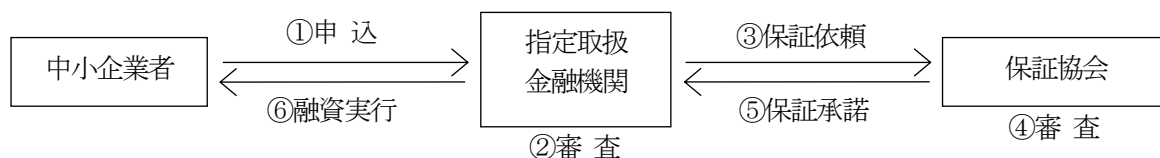
	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	2億8,000万円	2億8,000万円
	設備・運転併用の場合は、合計2億8,000万円	
利 率	指定取扱金融機関の所定利率	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	
担 保	指定取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する 保証料 年0.45%～1.59%以内 ※セーフティネットの認定を取得した場合（経営安定関連保証を利用） 1～4, 6号：年0.80%以内 5, 7, 8号：年0.68%以内 ※危機関連保証に係る認定を取得した場合：年0.80%以内 ※求償権消滅保証を利用する場合 年0.50%～1.84%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

(注) セーフティネットの認定を取得しても、責任共有対象資金を責任共有対象外資金として借り換えることはできません。

■受付機関(指定取扱金融機関)■

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、八十二長野銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合の県内にある本・支店 (商工会議所・商工会では受け付けできません)ので御注意ください。

■事務の流れ■



■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)を指定取扱金融機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……融資実行した年度の次年度から5年度に渡り、毎年7月末までに企業パワーアップ資金状況報告書(様式38)を県経営・金融支援課に提出すること。

……危機関連保証を利用した場合、融資実行日から5年にわたりモニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対し、電磁的方法等により報告をする。(指定期間中の場合は指定期間終了後)

※セーフティネット保証5号の認定を取得して経営安定関連保証を利用し、保証金額が1,250万円を超える場合、平成30年3月31日までの保証申込分は、資金が完済されるまではセーフティネット保証(5号)に係る業況報告書を半年ごとに保証協会に提出すること。(平成30年4月1日以降の保証申込分は、セーフティネット保証(5号)に係る業況報告書の作成・提出は不要です。)

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先:p.7、8

※運転資金、設備資金を同時に申し込む場合は、2口となるため、★印の書類は原本2組を提出してください。

1 基本書類	
★(1) 埼玉県中小企業制度融資申込書(金融機関受付用)(様式1-2) ……………	2部
他はp.7、8に記載の■基本書類■(2)～(10)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 要件1①～④の場合 経営改善計画書(企業パワーアップ資金)(様式23) ……	2部(原本1写し1)
(2) 要件1⑤の場合 保証協会が提出書類として定める再生計画等 ……………	2部(原本1写し1)
(3) セーフティネット保証又は危機関連保証にかかる認定書(市町村長発行のもの)	2部(原本1写し1)
【経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合のみ必要】	

Q & A ⑭企業パワーアップ資金

■融資対象者の要件■

14-1 債務超過(又は実質債務超過)は直近の1期のみでも対象か。

対象となる。「2期連続」は経常赤字(又は実質赤字)にかかる要件である。

14-2 要件1の⑤の求償権消滅保証制度の概要は。(新規)

事業再生の道筋が経たず資金繰り難により代位弁済に陥ってしまった事業者についても、事業を継続し、信用保証協会に対する求償債務の弁済努力を誠実に行っている場合は、金融取引を正常化させ事業再生を後押しすることを目的とした求償権消滅保証制度の利用が可能となる。

①対象者 信用保証協会に対して求償債務を負う中小企業者であって、事業再生を図ろうとするもの

②主な要件

- ・信用保証協会の当該中小企業者に対する債権の全部又は一部を消滅させることを目的とする保証であること。
- ・経営サポート会議*による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画、中小企業活性化協議会の支援により作成した再建計画、認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画等があること。

*経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

14-3 融資対象者要件1⑤の場合、必要書類として「信用保証協会が提出書類として定める再生計画等」の記載があるが、再生計画等とはどのようなものか。(新規)

「中小機構が策定を支援した再生計画」や「活性化協議会が策定を支援した再建計画」など、多岐に渡り存在する。本要件を適用する場合は、信用保証協会に事前に相談することとされたい。

■資金使途■

14-4 経営安定資金(知事指定等貸付)の融資を受けており、今回セーフティネット1～4号、6号の認定を受けたがセーフティネット保証を利用して借り換えることは可能か。

不可。責任共有対象資金を責任共有対象外資金として借り換えることができないため。なお、セーフティネット5号、7号、8号(責任共有対象)の認定を受けた場合は借換えが可能(セーフティネット5号は、平成30年4月1日以降の保証申込分から責任共有対象)

⑭の2 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者

- 1 次のア又はイのいずれかに該当すること。（国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を付するものに限る）

- ア 申込金融機関から本資金による保証付き融資の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けたもの

イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告をした者

- 2 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

■資金使途■

設備資金 機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金（借換えのための資金を含む。）

★ ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済のみに充てる資金（申込みには必ず新規運転資金が必要）、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得のための資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	2億8,000万円 (中小企業組合4億8,000万円)	2億8,000万円 (中小企業組合4億8,000万円)
	設備・運転併用の場合は、合計2億8,000万円 (中小企業組合4億8,000万円)	
利 率	取扱金融機関の所定利率	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証*	付する 保証料 年0.45%～1.90%以内 融資対象者1 アの場合：保証料の1/3相当額の補助があります。 融資対象者1 イの場合：保証料の1/4相当額の補助があります。 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。	

*ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合に上乗せされる信用保証料および条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外（年0.45%～1.90%以内）となる。

■受付機関（指定取扱金融機関）■

取扱金融機関 （商工会議所・商工会では受け付けできません）ので御注意ください。）

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を指定取扱金融機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……融資対象者の要件1イについては次の(1)～(3)を行うこと。

- (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1階中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

■申込みに必要な書類■ ➡それぞれの書類の提出先：p. 7、8

※ 運転資金、設備資金を同時に申し込む場合は、2口となるため、★印の書類は原本2組を提出してください。

1 基本書類	
★(1) 埼玉県中小企業制度融資申込書（金融機関受付用）（様式1-2）……………	2部
他はp.7、8に記載の■基本書類■(2)～(10)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 要件1①の場合 申込人資格要件申告書兼誓約書（保証協会所定様式）……………	2部（原本1写し1）
(2) 要件1②の場合 経営行動計画書（保証協会所定様式）……………	2部（原本1写し1）

Q & A ⑭の2 企業パワーアップ資金（協調支援型特別保証）

■融資対象者の要件■

14-5 本制度を利用中の（又は完済した）中小企業者が、再度（複数回）本制度を利用することは可能か。（新規）

保証限度額2億8,000万円（全国統一制度を含む。）を超えない範囲において複数回利用することは可能。

14-6 制度要件上、原則同時に実行するプロパー融資の条件は本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）となっているが、プロパー融資について、本資金の本保証付き融資の融資条件（金額、期間、返済方法等）と同条件を求められることはあるのか。（新規）

制度要綱上の条件は、本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を実行することとしているが、金融機関と保証協会のリスク分担は個々の中小企業の実態に応じて柔軟に行うべきものであり、中小企業者の信用力、金融機関における既往のプロパー融資を含む与信取引状況や今後の支援方針等の個別の事情を踏まえて、本資金と同条件とするよう求めることも妨げていない。

ただし、制度の趣旨に鑑み、一律に同条件を求める運用とすることは不可。

14-7 原則同時に実行するプロパー融資の融資期間について、1か月に満たない期間はどのように考えればよいのか。（新規）

融資期間が1か月に満たない期間については、1か月とみなす。

（例）11か月20日→12か月

14-8 融資対象者1アにおける「プロパー融資」とはどのような融資を指すのか。（新規）

保証協会の保証を付さない融資を指し、証書貸付及び手形貸付に限らず当座貸越等の融資も含まれる。また、経営者保証や担保の有無は問わない。なお、プロパー融資の資金使途は事業資金に限定される。

14-9 「プロパー融資」について (新規)

- ①貸付のほか、手形割引や電子記録債権割引以外に含めるものはあるか。
- ②部分保証における金融機関負担分を含めるのか。
- ③代理貸付を含めるのか。

- ①社債、支払承諾、外為関係等も含め与信取引を行うものであればプロパー融資に含める。
- ②部分保証における金融機関負担分についてはプロパー融資とは捉えないことから、含めない。
- ③受託金融機関として代理貸付を行った場合、または委託金融機関として代理貸付を行った場合いずれに關しても同時実行額を含める。

14-10 本制度による既往の保証付き融資（本資金を含む）の借換えはできるか。

また、制度と原則同時実行するプロパー融資について、既往のプロパー融資の借換えはできるか。(新規)

どちらも可能である。

14-11 既往の保証付き融資やプロパー融資を借り換えた場合、「本資金融資額の1割以上のプロパー融資」とは総額、真水分のどちらで計算すればよいか。(新規)

本資金融資、原則同時に実行するプロパー融資のいずれも総額を用いて計算する。

以下の例はいずれも要件を満たしていることとなる。

- ① 本資金 1,000 万円（真水のみ）：プロパー融資 100 万円（真水のみ）
- ② 本資金 1,000 万円（真水のみ）：プロパー融資 100 万円（真水 50 万円）
- ③ 本資金 1,000 万円（真水 800 万円）：プロパー融資 100 万円（真水 50 万円）

14-12 プロパー融資の実行は本資金融資実行と同日でなければならないか。(新規)

必ずしも本資金融資と同日で実行することを求めるものではない。資金需要等の関係によりプロパー融資の実行が前後することは実務上想定されることから、実行日が多少異なる（目安としては1週間以内）場合でも「同時実行」とみなして差し支えない。

■【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書について■

14-13 経営行動計画書に有効期間はるか。(新規)

有効期間はないが、計画策定日から概ね3か月以内の保証協会の保証申込受付を目安に取り扱われたい。

14-14 経営行動計画書は保証申込の都度必要か。(新規)

必要。ただし、同一金融機関で同時に複数の保証申込を行う場合は1枚で足りる。また、同一金融機関からの保証申込であって、計画策定日から概ね3か月以内、かつ経営行動計画書の記載内容に変更がない場合は、すでに保証協会に提出済の経営行動計画書の写しを再度添付のうえ保証申込を行うことで差し支えない。

14-15 他金融機関との対話を通じて作成した経営行動計画書を使用してよいか。(新規)

不可。申込金融機関との対話を通じて作成した経営行動計画書が必要。したがって、経営行動計画書1. 事業者名等に記載する金融機関名は全て申込金融機関名となる。

14-16 経営行動計画書の必要な計画期間に定めはあるか。(新規)

計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。

14-17 経営行動計画書に記載すべき項目は何か。(新規)

以下の内容を満たすものまたは含むものとする。

- (1) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定

- (2) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
(3) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

14-18 経営行動計画書以外にすでに作成済の計画書がある場合、当該計画書を代用してもよい。 (新規)

経営行動計画書に記載すべき項目を含んでいるものであれば差し支えない。

なお、必ずしも全項目を含んでいる必要はないが、含んでいる項目は経営行動計画書6. 収支計画及び返済計画下段の該当項目にチェックし、含んでいない項目は経営行動計画書に記載して提出することを要する。ただし、全項目を含んでいる作成済の計画書であっても、情報提供に関する同意文言を含んでいることから、作成済の計画書とあわせて経営行動計画書が必要となる。

また、すでに作成済の計画書で代用する場合、申込金融機関を含めて複数の金融機関の支援を受け（対話を通じて）または申込金融機関の支援は受けずに当該計画書が作成されたことも考えられるが、経営行動計画書1. 事業者名等に記載する金融機関名は申込金融機関とする。

14-19 すでに作成済の経営行動計画書以外の計画書を、本資金の利用に当たって修正したものでもよい。 (新規)

差し支えない。ただし、計画修正日（保証協会の保証申込受付以前、概ね3か月を目安）の属する事業年度から必要な期間（3事業年度～5事業年度）を満たすものであることを要する。

14-20 Q&A【14-16】において、経営行動計画書の必要な計画期間は3事業年度から5事業年度とされているが、何をもって必要な期間を満たす経営行動計画書であるとするのか。 (新規)

経営行動計画書4. 計画終了時点における将来目標内「EBITDA 有利子負債倍率」、5. 具体的なアクションプラン内「目標値」及び6. 収支計画及び返済計画の各項目の計画1年目、計画2年目に加えて、計画3年目から計画5年目のいずれかの年までの数値が記載されていることをもって、必要な期間を満たす計画であるものとする。

14-21 1. 事業者名等の「確認状況記載欄」への記載は必須か。また、金融機関担当者の押印は必要か。 (新規)

経営行動計画書に中小企業者の押印がない場合には記載が必須だが、押印がある場合には不要であり記載の有無は問わない。また、金融機関担当者の押印は不要。

14-22 経営行動計画書5. 具体的なアクションプラン内「改善目標指標」で定める指標に指定はあるのか。 (新規)

ローカルベンチマークにおける6指標（①売上増加率、②営業利益率、③労働生産性、④EBITDA 有利子負債倍率、⑤営業運転資本回転期間及び⑥自己資本比率）のうち、④EBITDA 有利子負債倍率を除いた5指標の中から中小企業者が任意に設定する。

なお、4. 計画終了時点における将来目標の EBITDA 有利子負債倍率について個人事業主は記載不要。

14-23 個人事業主であっても 経営行動計画書 3. 財務分析は全項目算出する必要があるか。また、6. 収支計画及び返済計画の売上高、営業利益、税引き後当期純利益はどのように記載すればよい。 (新規)

個人事業主については、貸借対照表の有無にかかわらず、①売上増加率、②営業利益率及び③労働生産性の3項目を算出することで足りる。

6. 収支計画及び返済計画は以下の項目に置き換えて記載することとする。

確定申告	売上高	営業利益	税引き後当期純利益
青色申告	売上（収入）金額	差引金額（⑦－⑳）	所得金額
白色申告	売上（収入）金額	専従者控除前の所得金額	所得金額

14-24 経営行動計画書3. 財務分析の「直近の決算期」は経営行動計画策定日時点における直近決算ということか。 (新規)

そのとおり。

なお、決算日到来後、申告前かつ申告期限前である場合は、その前の期の確定決算（確定申告）に基づいて算出することで差し支えない。

14-25 経営行動計画書 3. 財務分析は、表面財務で算出するのか。 (新規)

そのとおり。

14-26 経営行動計画書 4. 計画終了時点における将来目標について、定量的な数値目標の記載は必要か。(新規)

定量的な数値目標の記載を必要としない(ただし、法人にあってはEBITDA 有利子負債倍率の数値は必須)が、売上高や収支等が改善することにより、経営の安定や収益力改善が図れる目標であることは必要。

14-27 経営行動計画書 6. 収支計画及び返済計画の「直近決算の状況(計画策定前)」及び「計画1年目」の記載方法は。 (新規)

「直近決算の状況(計画策定前)」は経営行動計画策定日時点における直近決算を記入し、「計画1年目」は計画策定日の属する事業年度を記載する。

■申込入資格要件申告書兼誓約書について■

14-28 申込入資格要件申告書兼誓約書は保証申込の都度必要となるのか。 (新規)

必要。ただし、同時に複数の保証申込みを行う場合は1枚で足りる。

14-29 同時に複数の保証申込を行う場合、本件申込額には複数口分をまとめて記載すればよいのか。 (新規)

そのとおり。

14-30 同時実行するプロパー融資が複数口の場合、同時実行プロパー融資額(融資期間)には複数口分をまとめて記載すればよいのか。 (新規)

そのとおり。なお、複数口のプロパー融資について融資期間が異なる場合、融資期間が最も短いものを記載する。

14-31 申込入資格要件申告書兼誓約書に中小企業者及び金融機関確認者の押印は必要か。
また、「確認状況記載欄」への記載は必須か。 (新規)

押印は不要。

申込入記載欄に中小企業者の押印がない場合には記載が必須だが、押印がある場合には不要であり記載の有無は問わない。その場合であっても、日付、金融機関本・支店名、代表者名の記載は必要。

■その他■

14-32 本制度による保証付き融資(融資対象者1イに限る。)が複数口の場合はどのように考えればよいのか。 (新規)

特例条件を満たすためには、複数口の合計残高に対して1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を実行する必要がある。よって、本制度の保証付き融資残高(要件1②に限る。)が複数口の場合、保証口ごとに判断しないことから、一部の保証口のみ特例条件を満たすことは想定していない。

14-33 複数回に分けてプロパー融資を実行し、その合計額が本制度の保証付き融資残高(融資対象者1イに限る。)の1割以上となった場合、フォローアップを省略することは可能か。 (新規)

不可。一度のプロパー融資で、本制度の保証付き融資残高(融資対象者1イに限る。)の1割以上(融資期間12か月以上)を満たすことが条件となる。

なお、複数口のプロパー融資を同時(目安としては1週間以内)に実行する場合はその合計額で判断する。

⑮ 借換資金（2回目以降の借換を含む。）

■融資対象者の要件■

借換

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している「借換対象資金」の融資残高があること。
- 2 借換資金の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 p.2に記載の■融資対象者の要件■1～8に該当すること。

2回目以降の借換

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合は、2回目以降の借換資金、小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）、起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。）又は緊急借換資金を借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している借換資金、小規模事業資金、起業家育成資金の借換制度又は緊急借換資金の融資残高があること。
- 2 上記＜借換＞の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 2回目以降の借換後の毎月の元金返済額が直近の借換前の元金返済額に比べて軽減されること。
（同額は不可）
※ なお、3の要件は上記＜借換＞には要しない

■資金使途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金

- ★ 複数の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の借換対象資金、起業家育成資金及び融資期間1年以内で借りた小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができます。
- ★ 元金の据置期間中の資金でも借換可能です。
- ★ 設備資金を借り換える場合、資金使途は運転資金となります。

■借換対象資金（⑦、⑩～⑭は廃止資金）■

以下に掲げる資金（最長融資期間*を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く。）

- ①事業資金（短期貸付を除く、働き方改革企業優遇貸付として融資されたものを含む）
- ②小規模事業資金（借換制度によるものを含む（再借換を含む））
- ③起業家育成資金（借換制度によるものを含む（再借換を含む））
- ④設備投資促進資金（企業成長設備資金、企業成長サポート資金として融資されたものを含む）
- ⑤産業創造資金（エネルギー対策強化融資、チャレンジ促進枠、省エネ投資枠、産業立地資金、経営革新計画促進融資、事業承継資金として融資されたものを含む）（保証付きに限る）
- ⑥経営安定資金
- ⑦伴走支援型経営改善資金
- ⑧経営あんしん資金（【経営改善おうえん特例】、【物価高騰特例】、【経済変動特例】を含む）
- ⑨借換資金
- ⑩緊急借換資金
- ⑪経営支援特別融資
- ⑫スーパーサポート資金
- ⑬新型コロナウイルス感染症対応資金
- ⑭女性・若者経営者支援資金（女性経営者支援資金として融資されたものを含む）

* 損失補償対象資金の場合は、損失補償契約の対象となる保証期間を含みます。

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	1 億円 (既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計を限度)
利 率	取扱金融機関の所定利率
期間・償還方法	1 年超 10 年以内 (1 年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する { 保証料 年 0.45%～1.64%以内 ※セーフティネットの認定を取得した場合 (経営安定関連保証を利用) 1～4, 6 号：年 0.80%以内 5, 7, 8 号：年 0.68%以内 ※危機関連保証に係る認定を取得した場合：年 0.80%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0.25%又は 0.45%が上乘せとなる。 }
取扱金融機関	既往借入金の取扱金融機関に限る

(注) セーフティネットの認定を取得しても、責任共有対象資金を責任共有対象外資金として借り換えることはできません。

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書 (様式 33) を受付機関に提出すること。
危機関連保証を利用した場合、融資実行日から 5 年にわたりモニタリングを行い、半年に一度保証協会に対し、電磁的方法等により報告をする。(指定期間中の場合は指定期間終了後)

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(5)、(12)～(23)と同様	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 事業計画書 (様式 6) ……………	3 部 (原本 1 写し 2)
(2) セーフティネット保証又は危機関連保証にかかる認定書 (市町村長発行のもの) 【経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合のみ必要】	2 部 (原本 1 写し 1)

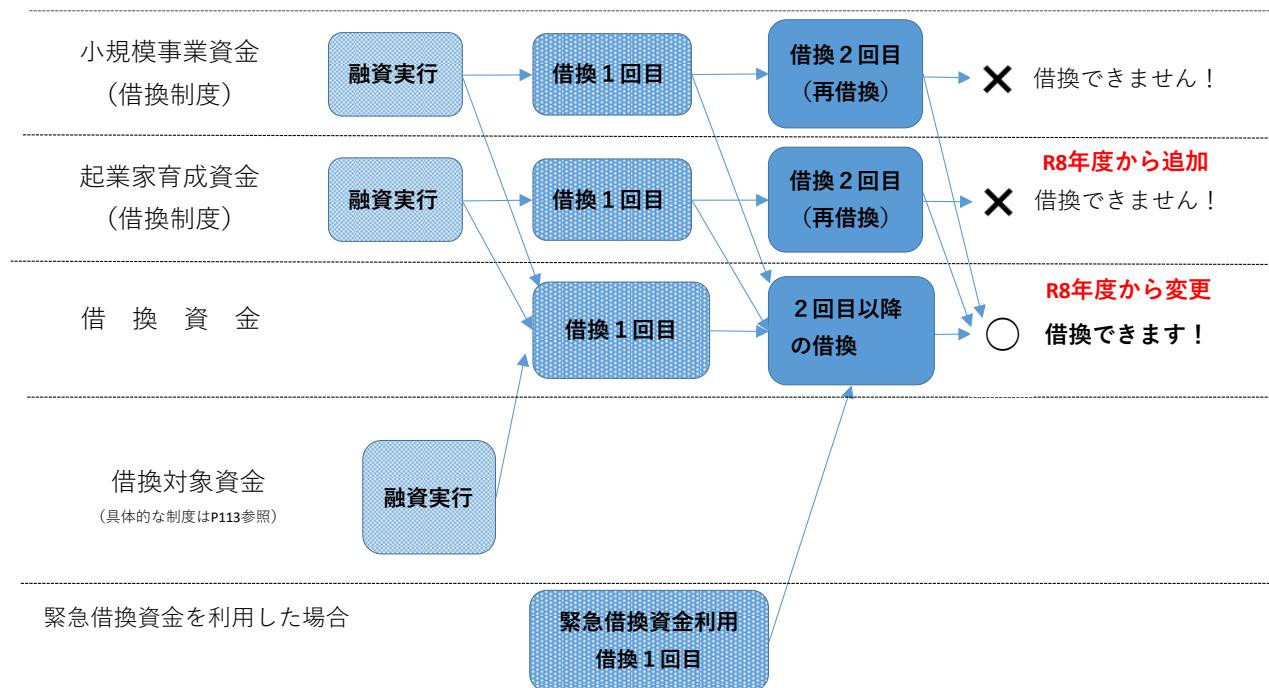
■借換回数について■

借換資金による借換えは、回数制限がありません。

※ 小規模事業資金や起業家育成資金の借換制度による借換えは2回までです。

●小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。） [p. 35](#)

●起業家育成資金の借換制度（再借換を含む。） [p. 43](#)



Q & A ⑮借換資金

■融資対象者の要件■

15-1 決算が赤字のため事業税が課税されていないが、借換資金は利用できるか。

事業税に滞納がなければ対象（新規運転資金を含める場合も同じ）。課税額がない事業税の納税証明書を添付する必要がある。

15-2 借換後の新規の融資は受けられるのか。

借換後の新規融資は、融資申込時の財務内容、事業計画、返済能力、返済実績等により個別に判断される。（財務内容等により新規融資が難しい場合もあるので、金融機関に相談すること。）

■資金使途（借換対象資金）■

15-3 条件変更により①融資期間を延長、②月々の返済額を減額した小規模事業資金や起業家育成資金は借換の対象となるのか。（変更）

①延長後も要綱上の最長融資期間（損失補償対象資金の場合は、損失補償契約の対象となる保証期間を含む。保証協会に確認。）内なら借換対象だが、超えた場合は対象外。

②条件変更後の約定どおりに返済されている場合は対象で、延滞している場合は対象外。なお、借換時には借換後の月々の返済額に関する条件はないが、2回目以降の借換時には2回目以降の借換後の毎月の元金返済額が直近の借換前の毎月の元金返済額より減額されている必要がある点に注意。

15-4 新規運転資金を含めて小規模事業資金や起業家育成資金の借換制度を利用した後、借換資金を申し込めるか。(変更)

申込可能。(2回目以降の借換に当たるので要件に注意すること。)

15-5 県制度融資の経営・金融支援課以外の他課所管分、県制度融資以外の保証協会プロパー保証、市町村制度、政策金融公庫の融資も借換対象か。

経営・金融支援課所管の制度融資のみ対象(環境みらい資金は除く)。金融安定化特別保証制度など保証協会プロパー保証、市町村制度(小口資金等)、日本政策金融公庫の融資も対象外。

■資金使途(2回目以降の借換)■

15-6 借換資金による借換えを利用する場合、借換の回数に制限はあるのか。(新規)

借換資金による借換えは、回数に制限はない。

15-7 小規模事業資金2口(A250万円・B500万円)のうち、Aは小規模事業資金の借換制度を利用し、Bは借換資金を利用した。さらに借換資金を利用したいが全て借換対象か。

全て対象。回収されるいずれかの資金を借入した時期が1年以上前であれば、借換えが可能。

15-8 1年前に借入れた借換資金に新規運転資金を含めて借り換えることは可能か。(変更)

2回目以降の借換後の毎月の元金返済額が直近の借換前の元金返済額に比べて軽減されていれば、新規運転資金を含めた申込時は可能。

＜例＞既往借入金(借換資金)残高300万円(毎月の元金返済額5万円①)に新規運転資金(信用保証料込)180万円を加えて融資期間10年で借り換える場合

$480 \text{ 万円} \div 10 \text{ 年} \div 12 \text{ 月} = 2 \text{ 回目以降の借換後の毎月の元金返済額 } 4 \text{ 万円} \textcircled{2}$

$5 \text{ 万円} \textcircled{1} > 4 \text{ 万円} \textcircled{2}$ と毎月の元金返済額が軽減されるため新規180万円を含めて2回目以降の借換は可能。

15-9 借換資金(2回目以降の借換)と他の県制度資金を同時に申込んだ場合、借換資金(2回目以降の借換)だけであれば、毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて減るものの、同時申請の新規分を含めると全体で、毎月の元金返済額が借換前と比べて増えてしまう場合は申し込めるか。(変更)

同時に申し込む資金の資金使途が

①運転資金の場合：借換資金等の趣旨を踏まえ、総額で元金返済額が軽減される必要があるため、申込不可。

②設備資金の場合：事業に必要なものである場合はやむを得ない。

15-10 以下の2回目以降の借換は可能か。

借換対象資金の中に据置期間5年のものがあり、それらを据置1年で2回目以降の借換する場合であって、借換元の据置期間(5年)終了以降の毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて減少するが、本資金の据置期間(1年)終了以降から借換元の据置期間(5年)終了までの間の毎月の元金返済額は直近の借換前と比べて増加するようなケース。(変更)

不可。借換元の据置有無にかかわらず、再借換後の返済開始時点において、借換元資金の毎月の元金返済額と比べて、毎月の元金返済額が減少されていなければならない。

15-11 2回目以降の借換において、毎月の元金返済額が直近の借換前と比べて軽減されることが条件になっているが、毎月の元金返済額が1,000円減っており、その分最終回に上乗せされているようなケースは問題ないか。(変更)

端数調整の範囲以上に最終回返済額を増額(最終回返済額が毎月返済額の2倍以上)した結果、毎月の元金返済額が軽減されるような場合は認められない。

■融資条件■ (1) 信用保証

15-12 小規模事業資金(特別小口保険を利用)を既往借入金として借換えの際、特別小口保険を利用できるか。

借換資金では特別小口保険は利用できない。借換後に特別小口保険を利用する予定がある場合、小規模事業資金

の特別小口保険による借換制度なら利用可。

15-13 経営安定資金(大臣指定等貸付)特定業種関連の融資を受けているが、引き続きセーフティネット保証5号で借換資金を利用できるか。

営んでいる業種が現在も特定業種に指定されている場合は、再度、市町村長の認定を取ることでセーフティネット保証5号を利用した借換資金が利用できる(平成30年3月31日まで責任共有対象外)。ただし、平成30年4月1日以降の保証申込分に関しては、セーフティネット保証5号が責任共有対象となるため、セーフティネット保証5号を利用した借換えであっても、責任共有対象資金として取り扱う。

15-14 今回セーフティネット1号認定等(責任共有対象外)を受ければ、セーフティネット保証を利用して責任共有対象資金と責任共有対象外資金で受けている融資を一本化して、責任共有対象外として借換えできるか。

保証上、責任共有対象資金から責任共有対象外への借換えはできないため、責任共有対象外への一本化はできない。(金融機関が承諾すれば、責任共有対象外から責任共有対象への借換えは可)

■融資条件■ (2) 担保・保証

15-15 担保・保証人は、既往借入金と同じでよい。

本資金の定める条件による必要がある。

担保：指定取扱金融機関及び保証協会との協議により定める。

保証人：法人の代表者以外原則として不要。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要

■金融機関■

15-16 ①複数資金 ②同一金融機関の複数支店 ③複数の金融機関 の既往借入金は一本化できるか。

①同一金融機関からの借入れであれば一本化できる。②金融機関が了解すれば一本化できる。③既往借入金と同一金融機関に限るため一本化できない。

15-17 借入れした金融機関の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県外にある支店(県経営・金融支援課による取扱金融機関指定なし)へ返済しているが借換資金の利用は可能か。

当該県外支店での取扱いは不可。ただし、取扱金融機関となっている別の支店(県内支店又は県経営・金融支援課による取扱金融機関指定済みの県外支店)での取扱いができれば利用は可能。p.38【Q&A3-24】と同様。

■申込みに必要な書類■

15-18 2口以上(責任共有対象と対象外、金融機関が複数など)の借換を同時に申し込む場合、「事業計画書(様式6)」は同じものでよい。

1枚の事業計画書に借換えする借入れを全て記入し、それぞれの申込書に同じ計画書(のコピー)を添付する。

卷末附録 相談・申込み・問合せ先一覧

内 容		相談・問合せ先	巻 末 ページ
県制度融資の相談 や申込み	中小企業者(全般)	商工会議所又は商工会	4～6
	中小企業者 (起業家育成資金)	創業支援センター埼玉	3
	中小企業組合	埼玉県中小企業団体中央会	3
県制度融資全般に関する問合せ		埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当	2
環境みらい資金に関する問合せ		埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当	2
信用保証制度に関する問合せ		埼玉県信用保証協会	2
セーフティネット保証の認定に関する問合せ		各市町村の商工・金融担当課	7～8
		さいたま市産業創造財団(さいたま市)	3
市町村制度融資に関する問合せ		各市町村の商工・金融担当課	7～8
		さいたま市産業創造財団(さいたま市)	3
経営上全般の相談窓口		埼玉県よろず支援拠点	3
事業再生・経営改善計画に関する問合せ		埼玉県中小企業活性化協議会	3

■ 県

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県産業労働部 経営・金融支援課 企画・制度融資担当	330-9301	さいたま市 浦和区高砂	048(830)3801 3803	048(830)4814

■ 埼玉県信用保証協会

本・支店	担 当 部 署		郵便番号	所 在 地	電話番号
本 店	企画総務部 経理課		330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (ソニックシティビル11F)	048(647)4711
	さいたま 営業部	保証一課			048(647)4721
		保証二課			048(647)4722
		経営支援課			048(647)4723
	保証経営 支援部	保証統括課		さいたま市大宮区桜木町1-7-5 (ソニックシティビル10F)	048(647)4713
		保証事務課			048(647)4720
		創業支援課			
		経営支援統括課			048(647)4716
		本部審査課			

(さいたま営業部 業務地域：さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、伊奈町)

熊谷支店	保 証 課	360-8608	熊谷市筑波2-48-1 (熊谷大栄ビル4F)	048(521)5221
	経営支援課			048(521)5277

(熊谷支店 業務地域：熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、桶川市、北本市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町)

川越支店	保証一課	350-1183	川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越公共施設棟5F)	049(249)1681
	保証二課			049(249)1671
	経営支援課			

(川越支店 業務地域：川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町)

春日部支店	保 証 課	344-8508	春日部市南1-1-7 (東部地域振 興ふれあい拠点施設5F)	048(731)7311
	経営支援課			048(731)7312

(春日部支店 業務地域：春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町)

■その他の機関

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一社) 埼玉県商工会議所連合会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5F	048(647)4115 (代表)
埼玉県商工会連合会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル7F	048(641)3617 (代表)
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル9F	048(641)1315 (代表)
(公財) 埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F	048(647)4101 (代表)
〔(公財) 埼玉県産業振興公社〕 創業支援センター埼玉	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F	048(711)2222
〔(公財) 埼玉県産業振興公社〕 埼玉県よろず支援拠点	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F	0120(973)248
(公財) さいたま市産業創造財団 企業支援課(金融担当)	338-0002	さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4F	048(851)6391
埼玉県中小企業活性化協議会	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F	048(836)1330

商工会議所

	商工会議所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
あ	上 尾	362-8703	上尾市ニツ宮750	048(829)1944
か	春 日 部	344-8585	春日部市粕壁東2-2-29	049(224)8712
	川 口	332-8522	川口市川口3-1-1 川口総合文化センター・リリア内	048(228)2220
	川口 鳩ヶ谷支部	334-0002	川口市鳩ヶ谷本町2-1-1	048(281)5555
	川 越	350-8510	川越市仲町1-12	049(229)1810
き	行 田	361-0077	行田市忍2-1-8	048(556)4111
く	熊 谷	360-0024	熊谷市問屋町2-4-1 ソシオスクエア内	048(521)4600
こ	越 谷	343-0817	越谷市中町7-17 越谷産業会館内	048(966)6111
さ	さいたま 浦和支所 (桜区、浦和区、南区、緑区)	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館3F	048(838)7701
	さいたま 大宮支所 (西区、北区、大宮区、見沼区)	330-9626	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル8F	048(646)4141
	さいたま 与野支所 (中央区、桜区)	338-0002	さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター5F	048(855)8011
	さいたま 岩槻支所 (岩槻区、見沼区)	339-0057	さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館4F	048(756)1445
	狭 山	350-1305	狭山市入間川3-22-8	04(2954)3333
そ	草 加	340-0016	草加市中央2-16-10	048(928)8111
ち	秩 父	368-0046	秩父市宮側町1-7 地場産センター3F	0494(22)4411
と	所 沢	359-1121	所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3F	04(2924)5581
は	飯 能	357-0032	飯能市本町1-7	042(974)3111
ふ	深 谷	366-0823	深谷市本住町17-3	048(571)2145
ほ	本 庄	367-8555	本庄市朝日町3-1-35	0495(22)5241
わ	蕨	335-0004	蕨市中央5-1-19	048(432)2655

商工会

	商 工 会 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
あ	朝 霞 市	351-0033	朝霞市大字浜崎669-1	048(470)5959
	荒 川	369-1802	秩父市荒川上田野1427-1	0494(54)1059
い	伊 奈 町	362-0809	伊奈町中央4-401	048(722)3751
	入 間 市	358-0001	入間市向陽台1-1-7	04(2964)1212
お	小 川 町	355-0328	小川町大塚7-9	0493(72)0280
	桶 川 市	363-0024	桶川市鴨川1-4-3	048(786)0903
	越 生 町	350-0416	越生町越生1126-9	049(292)2021
か	加 須 市	347-0055	加須市中央1-11-41	0480(61)0842
	神 川 町	367-0245	神川町植竹900-4	0495(77)3181
	上 里 町	369-0306	上里町大字七本木5591	0495(33)0520
	川 島 町	350-0131	川島町平沼1175	049(297)6565
き	北 本 市	364-0002	北本市宮内7-148	048(591)4461
く	久 喜 市	346-0003	久喜市久喜中央4-7-20	0480(21)1154
	久喜市菖蒲支所	346-0106	久喜市菖蒲町菖蒲193	0480(85)0311
	久喜市鷺宮支所	340-0217	久喜市鷺宮4-8-8	0480(58)1202
	くまがや市	360-0201	熊谷市妻沼1706-1	048(588)0140
	くまがや市南支所	360-0114	熊谷市江南中央1-1	048(536)1399
こ	鴻 巣 市	365-0038	鴻巣市本町6-4-20	048(541)1008
	児 玉	367-0212	本庄市児玉町児玉325-5	0495(72)1556
さ	坂 戸 市	350-0229	坂戸市薬師町31-3	049(282)1331
	幸 手 市	340-0114	幸手市東3-8-3	0480(43)3830
し	志 木 市	353-0004	志木市本町1-6-30	048(471)0049
	庄 和	344-0112	春日部市西金野井260-7	048(746)0611
	白 岡 市	349-0204	白岡市篠津944-13	0480(92)9151
す	杉 戸 町	345-0036	杉戸町杉戸3-9-10 ココティすぎと複合施設2階	0480(32)3719
つ	鶴ヶ島市	350-2204	鶴ヶ島市鶴ヶ丘855	049(287)1255
と	ときがわ町	355-0342	ときがわ町玉川2475-5	0493(65)0170
	戸 田 市	335-0022	戸田市上戸田1-21-23	048(441)2617
な	長 瀬 町	369-1304	長瀬町本野上189-6	0494(66)0268
	滑 川 町	355-0811	滑川町羽尾4972-11	0493(56)3110

商 工 会 名		郵便番号	所 在 地	電話番号
に	新 座 市	352-0011	新座市野火止1-9-62	048(478)0055
	西 秩 父	368-0105	小鹿野町小鹿野298-1	0494(75)1381
は	蓮 田 市	349-0111	蓮田市東6-1-8	048(769)1661
	鳩 山 町	350-0321	鳩山町赤沼2601	049(296)0591
	羽 生 市	348-0058	羽生市中央3-7-5 (羽生市民プラザ内)	048(561)2134
ひ	東 秩 父 村	355-0375	東秩父村御堂369	0493(82)1315
	東 松 山 市	355-0016	東松山市材木町2-3	0493(22)0761
	日 高 市	350-1206	日高市大字南平沢1083	042(985)2311
ふ	ふ か や 市	369-1243	深谷市永田1420	048(584)2325
	富 士 見 市	354-0033	富士見市羽沢3-23-15	049(251)7801
	ふじみ野市	356-0004	ふじみ野市上福岡1-5-14	049(261)3156
ま	松 伏 町	343-0117	松伏町田中2-4-8	048(992)1771
み	三 郷 市	341-0041	三郷市花和田650-4	048(952)1231
	美 里 町	367-0112	美里町大字木部323-3	0495(76)0144
	皆 野 町	369-1412	皆野町皆野1423	0494(62)1311
	南 河 原	361-0084	行田市大字南河原921-6	048(557)0742
	宮 代 町	345-0801	宮代町字百間1015-1	0480(35)1661
	三 芳 町	354-0041	三芳町藤久保7232-2	049(274)1110
も	毛 呂 山 町	350-0465	毛呂山町岩井西4-6-16	049(294)1545
や	八 潮 市	340-0816	八潮市中央1-6-18	048(996)1926
よ	吉 川 市	342-0056	吉川市平沼1-21-16	048(981)1211
	吉 見 町	355-0118	吉見町下細谷1210	0493(54)0701
	寄 居 町	369-1203	寄居町寄居1228	048(581)2161
ら	嵐 山 町	355-0221	嵐山町菅谷445-1	0493(62)2895
わ	和 光 市	351-0114	和光市本町31-2-109	048(464)3552

市町村金融担当課

NO	市町村名	担 当 課 名	電 話 番 号	F A X 番 号
1	さいたま市	経済局商工観光部企業成長推進課	048(829)1362 (直通)	048(829)1944
2	川 越 市	産業観光部産業振興課商業振興担当	049(224)5934 (直通)	049(224)8712
3	熊 谷 市	産業振興部企業活動支援課企業活動支援係	048(524)1470 (直通)	048(525)9335
4	川 口 市	経済部経営支援課経営支援係	048(258)1647 (直通)	048(258)1161
5	行 田 市	環境経済部商工観光課産業振興担当	048(556)1111 内5404	048(553)5063
6	秩 父 市	産業観光部先端技術推進課	0494(21)5522 (直通)	0494(25)0136
7	所 沢 市	産業経済部産業振興課	04(2998)9157 (直通)	04(2998)9162
8	飯 能 市	環境経済部産業振興課商工労政担当	042(986)5083 (直通)	042(974)6737
9	加 須 市	経済部産業振興課	0480(62)1111 (代表)	0480(62)1934
10	本 庄 市	経済環境部商工観光課商工労政係	0495(25)1175 (直通)	0495(25)1248
	児玉総合支所	経済環境部支所環境産業課産業係	0495(72)1334 (直通)	0495(72)4216
11	東松山市	環境産業部商工観光課	0493(21)1427 (直通)	0493(23)7700
12	春日部市	環境経済部商工観光課	048(797)8029 (直通)	048(737)3683
13	狭 山 市	環境経済部商業観光課	04(2937)7538 (直通)	04(2954)6262
14	羽 生 市	経済環境部商工課商工振興係	048(560)3111 (直通)	048(560)3110
15	鴻 巣 市	環境経済部商工観光課商工労政担当	048(544)1232 (直通)	048(577)8461
16	深 谷 市	産業振興部商工振興課	048(577)3409 (代表)	048(578)7614
17	上 尾 市	環境経済部商工課商工労政担当	048(777)4441 (直通)	048(775)5024
18	草 加 市	自治文化部産業振興課	048(922)3477 (直通)	048(922)3406
19	越 谷 市	環境経済部経済振興課	048(967)4680 (直通)	048(963)9175
20	蕨 市	市民生活部商工観光課	048(433)7750 内372	048(433)7490
21	戸 田 市	環境経済部経済戦略室	048(441)1800 (代表)	048(432)9910
22	入 間 市	環境経済部商工観光課	04(2964)1111 内4255	04(2964)4889
23	朝 霞 市	市民環境部産業振興課産業労働係	048(463)1903 (直通)	048(467)0770
24	志 木 市	市民生活部産業観光課商工・労政グループ	048(475)7360 (直通)	048(474)4462
25	和 光 市	市民環境部産業支援課産業育成支援担当	048(424)9114 (直通)	048(464)1192
26	新 座 市	市民生活部産業振興課農業商工業振興係	048(477)6346 (直通)	048(477)1721
27	桶 川 市	産業観光課商工・労政係	048(788)4928 (直通)	048(786)3740
28	久 喜 市	環境経済部商工観光課	0480(85)1111 (代表)	0480(85)7544
29	北 本 市	市民経済部産業観光課商工労政・観光担当	048(594)5530 (直通)	048(592)5997
30	八 潮 市	商工観光課商工・労政係	048(996)2111 内479	048(999)8105
31	富士見市	経済環境部産業経済課	049(257)6827 (直通)	049(251)3824
32	三 郷 市	地域振興部商工観光課商工労政観光係	048(930)7721 (直通)	048(953)7116
33	蓮 田 市	環境経済部産業振興課商工観光担当	048(768)3111 内235	048(765)1700

NO	市町村名	担 当 課 名	電 話 番 号	F A X番号
34	坂 戸 市	環境産業部商工労政課	049(283)1445 (直通)	049(283)1366
35	幸 手 市	建設経済部商工観光課商工労政担当	0480(43)1111 内594	0480(44)0257
36	鶴ヶ島市	市民生活部産業振興課商工労政担当	049(271)1111 内235	049(271)1190
37	日 高 市	市民生活部産業振興課商工労政担当	042(989)2111 内3313	042(985)3371
38	吉 川 市	産業振興部商工課商工観光係	048(982)9697 (直通)	048(981)5392
39	ふじみ野市	市民活動推進部産業振興課商工労政係	049(262)9023 (直通)	049(263)6111
40	白 岡 市	生活経済部商工観光課商工振興担当	0480(92)1111 (代表)	0480(31)7051
41	伊 奈 町	元気まちづくり課	048(721)2111 内2234	048(721)2136
42	三 芳 町	観光産業課商工観光担当	049(258)0019 内214	049(274)1013
43	毛呂山町	産業振興課商工観光係	049(295)2112 (代表)	049(295)0771
44	越 生 町	産業観光課観光商工担当	049(292)3121 (代表)	049(292)3351
45	滑 川 町	産業振興課農林商工担当	0493(56)6906 (直通)	0493(56)2448
46	嵐 山 町	企業支援課商工・観光担当	0493(62)0720 (直通)	0493(62)0713
47	小 川 町	にぎわい創出課商工労政担当	0493(72)1221 内231	0493(74)2920
48	川 島 町	農政環境課農政産業グループ	049(299)1760 (直通)	049(297)8437
49	吉 見 町	産業振興課商工観光係	0493(54)5027 (直通)	0493(54)4200
50	鳩 山 町	産業振興課商工業・観光振興担当	049(296)5895 (直通)	049(296)7557
51	ときがわ町	商工観光課	0493(65)1584 (直通)	0493(65)3109
52	横 瀬 町	振興課産業・観光グループ	0494(25)0114 (直通)	0494(23)9349
53	皆 野 町	産業観光課商工観光担当	0494(62)1462 (直通)	0494(62)2791
54	長 瀬 町	産業観光課産業観光担当	0494(66)3111 内232	0494(66)0894
55	小鹿野町	産業振興課商業担当	0494(75)5061 (直通)	0494(75)2819
56	東秩父村	産業観光課	0493(82)1223 (直通)	0493(82)1562
57	美 里 町	農林商工課	0495(76)5133 (直通)	0495(76)0909
58	神 川 町	経済観光課商工観光担当	0495(77)0703 (直通)	0495(77)3915
59	上 里 町	地域活力創造課活力創造係	0495(35)1235 (直通)	0495(33)2429
60	寄 居 町	産業振興企業誘致課	048(581)2121 (代表)	048(581)1366
61	宮 代 町	産業観光課商工観光ふるさと納税担当	0480(34)1111 内265	0480(34)1093
62	杉 戸 町	産業振興課商工観光担当	0480(33)1111 内309	0480(33)2958
63	松 伏 町	環境経済課商工・ふるさと納税担当	048(991)1854 (直通)	048(991)7681

埼玉県中小企業制度融資の手引

令和8年4月発行

埼玉県産業労働部 経営・金融支援課

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048(830)3801・3803

